

# 岡崎市 児童育成支援 行動計画

後期計画



おかざきっ子 育ちプラン

平成22年3月

岡崎市

ごあいさつ

『はばたく夢 子どもとともに育つ都市<sup>まち</sup>  
大好き おかざき』の実現を目指して



今日、わが国では少子化の流れが依然として進み、家庭・地域社会の変貌など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においても、平成 15 年 7 月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年 3 月に「岡崎市児童育成支援行動計画 おかざきっ子 育ちプラン」を策定しました。『はばたく夢 子どもとともに育つ都市<sup>まち</sup> 大好き おかざき』を基本理念とし、子育て支援施策の方向性やその目標を総合的に定め、子どもや子育て家庭を社会全体で支援する様々な事業を計画的に進めてきました。

このたび、この間の社会状況の変化や各種取り組みの進捗などを踏まえ、平成 22 年度を初年度とする「岡崎市児童育成支援行動計画（後期計画）おかざきっ子 育ちプラン」を策定しました。今後も、これまで同様、子どもの幸せを第一義として、子ども・家庭・地域を軸とした取り組みをさらに広げ、社会全体で子どもを安心して育てられる環境を整備してまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、市民意識調査・パブリックコメントなど様々な機会を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、熱心にご審議いただきました策定委員会委員の皆様、並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

平成 22 年 3 月

岡崎市長 **柴田 紘一**

# 目次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	5
3 計画の対象	6
4 計画期間	6
5 計画策定の方法	7
第2章 岡崎市の現状	
1 統計データからみる岡崎市	10
2 市民意識調査からみる岡崎市	19
第3章 基本理念・基本目標	
1 基本理念	32
2 基本目標	32
3 基本的な視点	33
4 施策の体系	35
第4章 行動計画	
1 地域における子育て支援	38
(1) 総合的な子育て支援の充実	38
(2) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実と意識啓発の推進	41
(3) 保育サービスの充実	44
(4) 児童の健全育成に向けた地域活動の充実	47
(5) 子育て家庭の経済的負担の軽減	50
2 母性及び乳幼児などの健康の確保及び増進	52
(1) 子どもや母親の健康の確保	52
(2) 「食育」の推進	55
(3) 思春期保健対策の充実	57
(4) 小児医療の充実	59
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	61
(1) 次代の親の育成	61
(2) 子どもの健やかな体づくり	62
(3) 子どもの人間性・社会性を育む事業の推進	64
(4) 芸術・文化・歴史とのふれあい	66
(5) 自然体験の推進	67
(6) 生きる力を育む教育の充実	69

(7) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 .....	72
4 子育てを支援する生活環境の整備 .....	73
(1) 子どもの居場所づくり .....	73
(2) 良質な住宅・居住環境の確保 .....	75
(3) 安心して外出できる環境の整備 .....	76
5 職業生活と家庭生活との両立の推進 .....	77
(1) 仕事と生活の調和の実現 .....	77
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備 .....	80
6 子どもの安全の確保 .....	81
(1) 子どもの交通安全の確保 .....	81
(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための環境づくり .....	83
(3) いじめや不登校などの児童・生徒への対策の充実 .....	85
7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 .....	87
(1) 児童虐待防止対策の充実 .....	87
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進 .....	89
(3) 障がい児施策の充実 .....	92
第5章 推進体制 .....	
1 計画の点検・評価 .....	96
2 市民・地域・事業者との協働による推進 .....	96
3 庁内体制の整備 .....	96
4 国、愛知県、近隣市との連携 .....	96
第6章 目標事業量 .....	
1 将来人口の推計 .....	98
2 目標事業量の算出 .....	99
第7章 資料編 .....	
1 計画策定の経過 .....	102
2 岡崎市児童育成支援行動計画策定委員会設置要綱 .....	103
3 岡崎市児童育成支援行動計画策定委員名簿 .....	104
4 岡崎市児童育成支援行動計画検討委員会設置要綱 .....	105



# 第 1 章 計画策定にあたって

# 1 計画策定の趣旨

昭和46年～49年の第2次ベビーブーム以降、わが国では出生数の減少が続き、平成元年には、丙午（ひのえうま）（注1）という特殊要因により過去最低であった昭和41年の合計特殊出生率（注2）1.58を下回る1.57を記録し、少子化対策は社会全体の大きな課題として認識されるようになりました。

そのような状況のもと、国においては少子化の進行を防ぐために、平成6年に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）、平成11年に「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）などを策定し、仕事と子育ての両立支援を中心とした対策を実施してきました。また、平成14年に「少子化対策プラスワン」（少子化対策の一層の充実に関する提案）、平成15年3月に少子化対策推進関係閣僚会議による「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が取りまとめられ、さらに7月には、国、地方公共団体と事業者の今後10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するため「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

平成16年には、少子化に対処するための基本指針として「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施について」（子ども・子育て応援プラン）が策定されました。さらに平成19年には「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「仕事と子育ての両立と家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の2つが重要な取り組みとして示されています。

このような社会的背景を踏まえ、岡崎市（以下、本市）においても、より子育てしやすいまちをめざして、平成17年3月に「岡崎市児童育成支援行動計画」（愛称「おかざきっ子 育ちプラン」）の前期計画を策定し、子どもの健全な育成や子どもや家庭を取り巻く環境の整備に努めてきました。

本市における合計特殊出生率は、平成17年以降やや上昇しているものの、決して楽観できない状況にあります。少子化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会に大きな影響を与えるとともに、子どもの健やかな成長を妨げることから、従来の取り組みに加え、もう一段の対策を講じていく必要があります。本計画は、計画の前期期間（平成17年度～21年度）の終了にあたり、社会環境の変化、施策の進行状況の把握を踏まえ、内容を見直し、後期期間（平成22年度～26年度）として少子化の流れを変えるための総合的な施策展開の指針として新たに策定するものです。

（注1）丙午：干支のひとつで、60年に一度まわってくる。丙午の年に生まれた女性は気性が激しいという迷信から、この年に子どもをもうけるのを避けた夫婦が多いと考えられている。

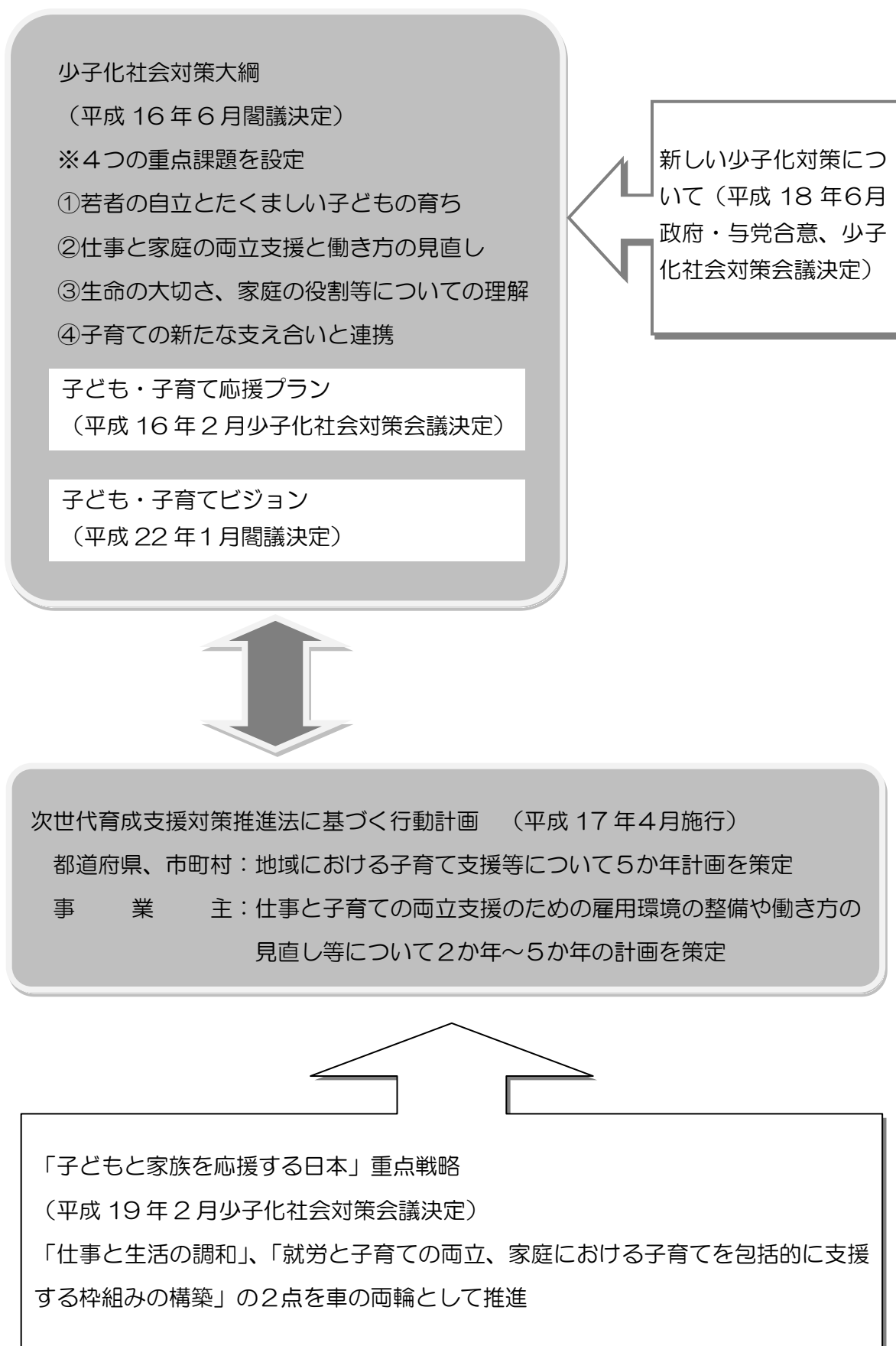
（注2）合計特殊出生率：一人の女性が15歳～49歳までの間に産むと推定される子どもの数。

■前期計画（平成17年3月策定）以降の次世代育成支援にかかわる国の主な動き

年 月	内 容
平成18年6月	<p>■新しい少子化対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進</li> </ul>
平成18年10月	<p>■「認定こども園」の制度創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能を併せ持った施設</li> </ul>
平成19年度	<p>■「放課後子どもプラン」の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施</li> </ul>
平成19年12月	<p>■「子どもと家族を応援する日本」重点戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の2点を車の両輪として推進</li> </ul> <p>■「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲章：「仕事と生活の調和に向け、国民的な取組の大きな方向性を提示したもの」</li> <li>・行動指針：「企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針を示したもの」</li> </ul>
平成20年2月	<p>■「新待機児童ゼロ作戦」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会をめざして保育施策を質・量ともに充実・強化する</li> </ul>
平成22年1月	<p>■「子ども・子育てビジョン」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会をめざす</li> </ul>



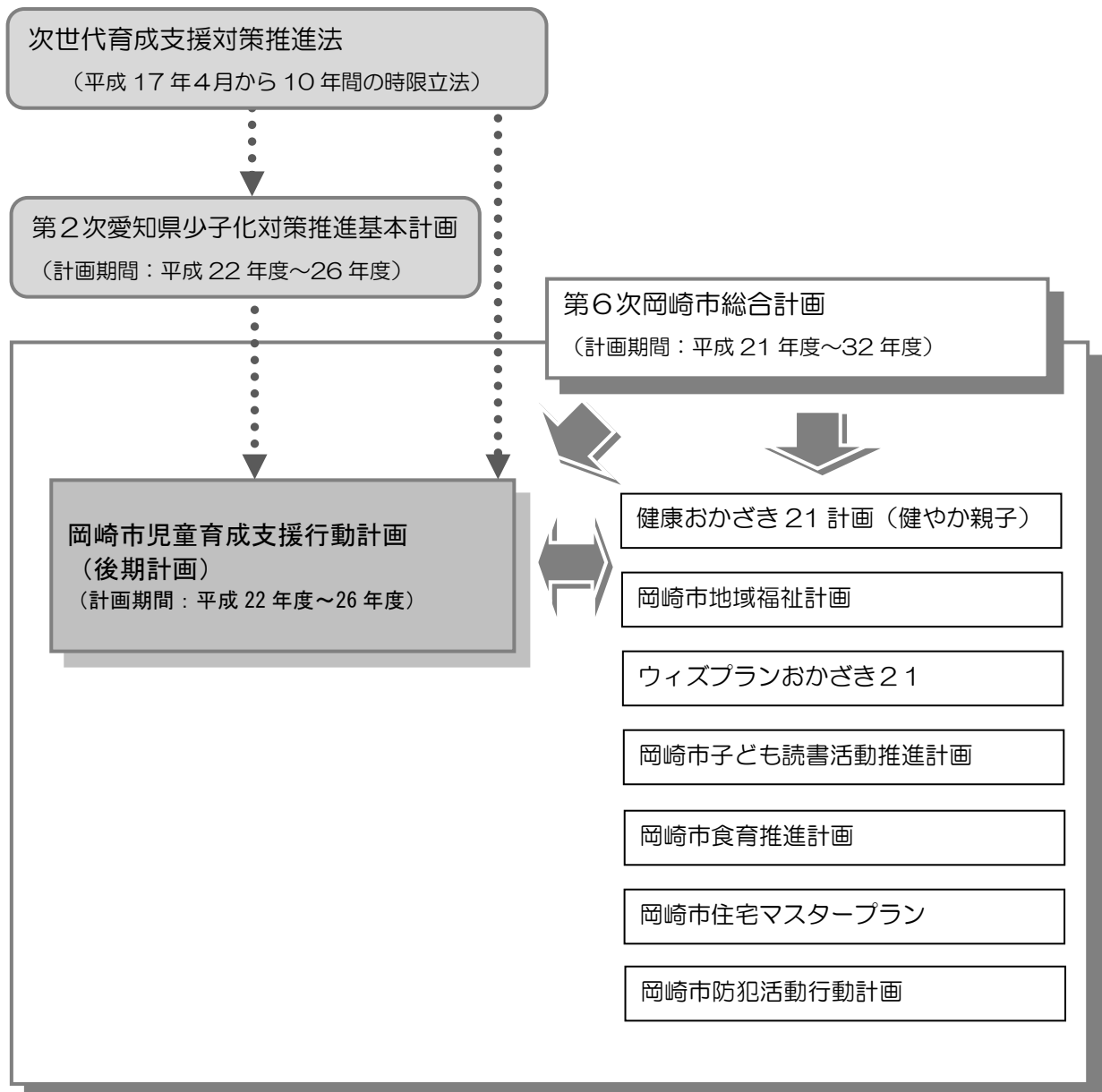
## ■少子化対策の政策的な枠組み



## 2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の市町村行動計画に位置づけられるものです。また、平成17年3月に策定した岡崎市児童育成支援行動計画「おかざきっ子 育ちプラン」(計画期間：平成17年度～21年度)の見直しを行った後期計画であり、岡崎市総合計画の個別計画であるとともに関連する各種計画と整合性や連携を図り策定したものです。

また、本計画は、母子及び寡婦福祉法第12条に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画を包含し、健康おかざき21計画の健やか親子分野を盛り込んだ計画となっています。



### 3 計画の対象

本計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む 18 歳までの児童を指します。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。



### 4 計画期間

本計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年を計画期間とする後期行動計画として策定します。ただし、社会情勢の変化などに応じて、必要な見直しができるものとします。

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
前期計画									
			見直し		後期計画				

## 5 計画策定の方法

本計画は、市民ニーズの把握の観点から、以下のとおりの方法を経て策定しました。

### (1) 児童育成支援行動計画策定委員会

学識経験者、各種団体の代表者、公募市民により組織し、計画案について、意見交換などを行い審議しました。

### (2) 児童育成支援行動計画検討委員会

課長職以上の者で組織し、庁内の意思決定機関として計画案の調整を行いました。

### (3) 児童育成支援行動計画検討委員会作業部会

原則として班長職の者で組織し、計画案の策定・検討を行いました。

### (4) 市民意識調査

保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て世帯の生活実態、子育てに関する要望や意見を幅広く把握することを目的に、就学前児童保護者、小学生児童保護者、保育園・幼稚園職員、一般市民、事業所に対し、意識調査を行いました。

### (5) 庁内ヒアリング調査

子育て支援に関わる庁内各課に対し、前期計画に基づく施策の進捗状況や課題、後期計画に向けての今後の方向性の把握・検討を行うため、シート及び面談によるヒアリング調査を行いました。

### (6) パブリックコメント

市民に対し、計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の向上を図るとともに、計画に市民の意見を反映させることを目的に行いました。

### (7) その他

ホームページや広報などにおいて市民意識調査結果などを公表し、広く情報提供を行いました。



## 第2章 岡崎市の現状

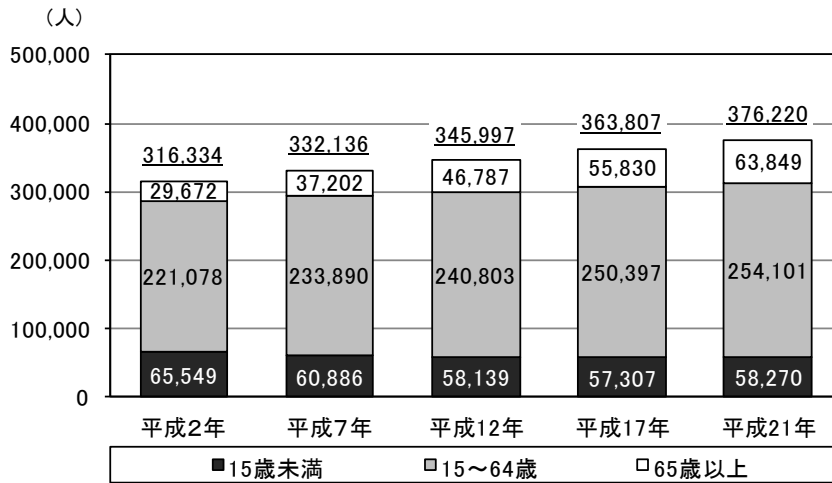
# 1 統計データからみる岡崎市

## (1) 人口、世帯などの状況

本市の人口は増加傾向にあります。15歳未満の年少人口については、横ばい～減少傾向にあります。また、65歳以上の高齢者人口は増加傾向で、平成21年の高齢化率は17.0%と、本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。

人口ピラミッドをみると、いわゆる団塊の世代といわれる60歳代前半の層と、その子どもにあたる30歳代の層が多くなっています。しかし、さらにその子どもにあたる層には大きな増加は見られず、市の将来的な担い手不足が懸念されます。

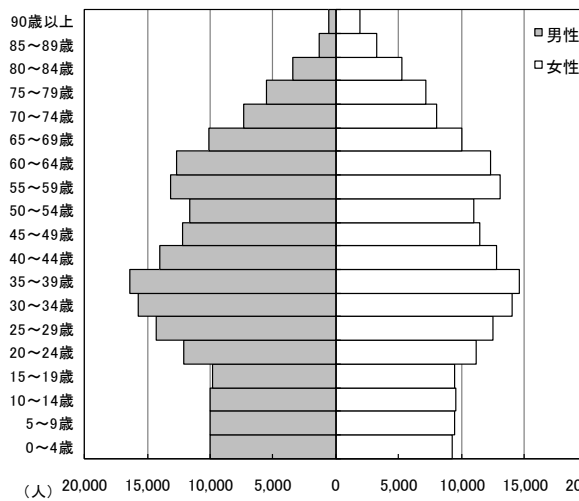
■人口（年齢3区分）の推移



資料：国勢調査、平成21年は住民基本台帳及び外国人登録人口（4月1日現在）

（注）国勢調査：旧岡崎市と旧額田町の数値を合算したもの  
 国勢調査の合計については年齢不詳者も含む

■人口ピラミッド

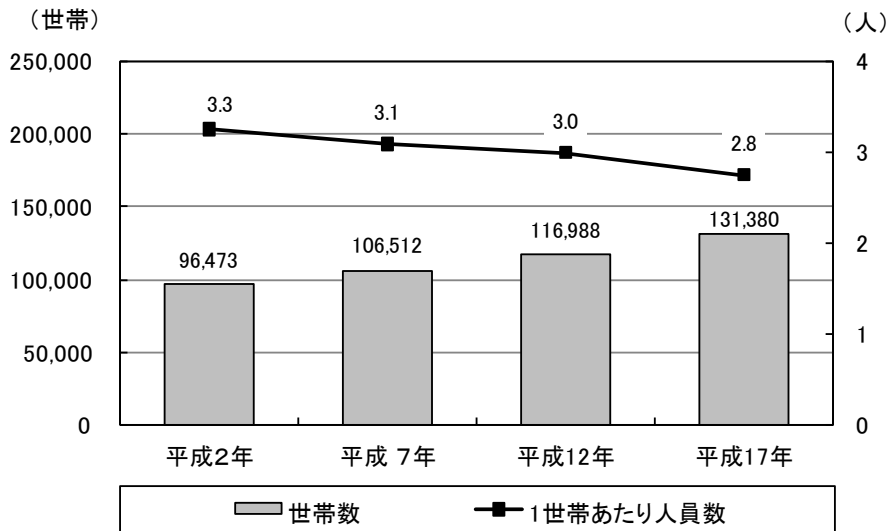


資料：住民基本台帳（平成21年4月1日現在）

人口とともに世帯数も増加傾向にあります。1世帯あたりの世帯人員は少なくなっており、核家族化の進行がうかがえます。

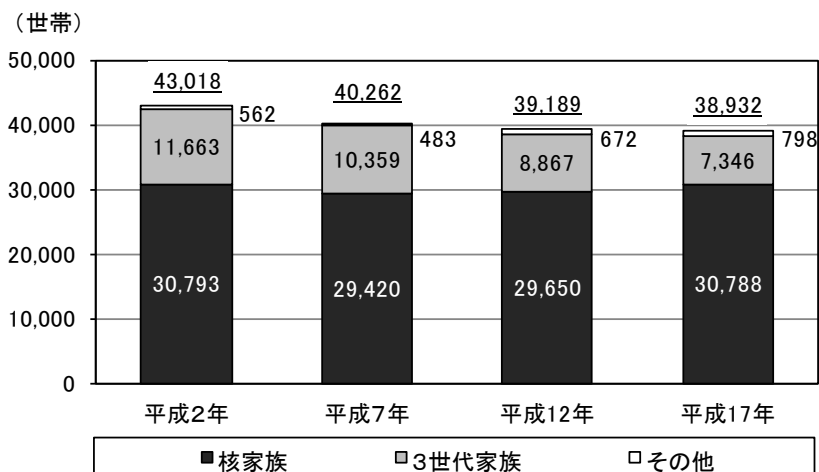
子どものいる世帯は減少傾向にあります。特に3世代家族が減少しており、核家族における子育ての孤立化が懸念されます。

■世帯数・世帯人員の推移



資料：国勢調査

■18歳未満の子どものいる世帯の推移

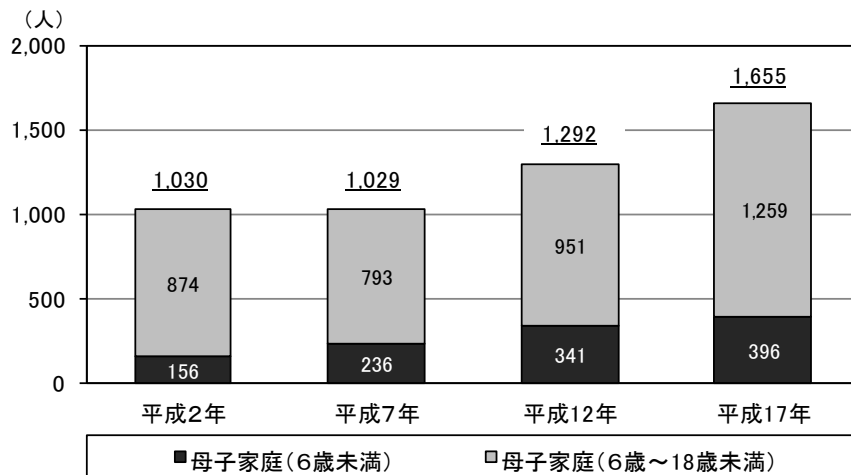


資料：国勢調査



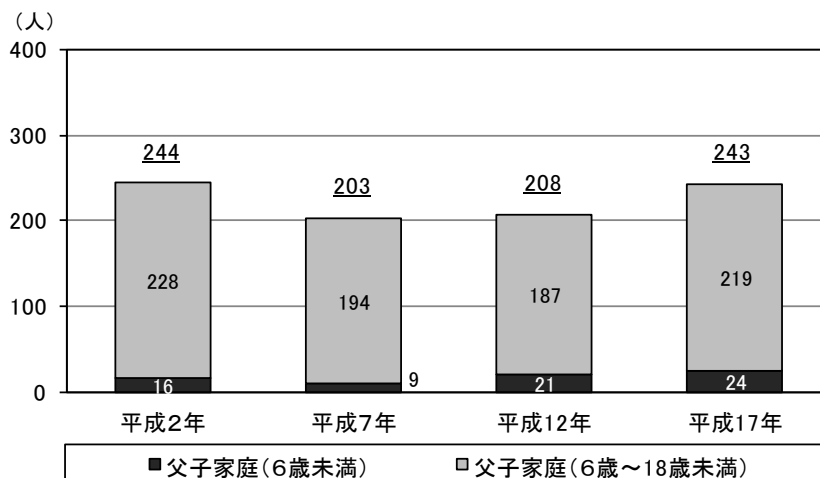
母子家庭世帯数は継続して増加傾向にあり、平成7年から平成17年の10年間で約1.6倍となっています。父子家庭世帯数も平成7年以降増加傾向にあり、ひとり親家庭へのさらなる支援の充実が求められています。

■母子家庭世帯数の推移



資料：国勢調査  
 ※統計処理上、平成2年の「874」は6歳～20歳の数値

■父子家庭世帯数の推移



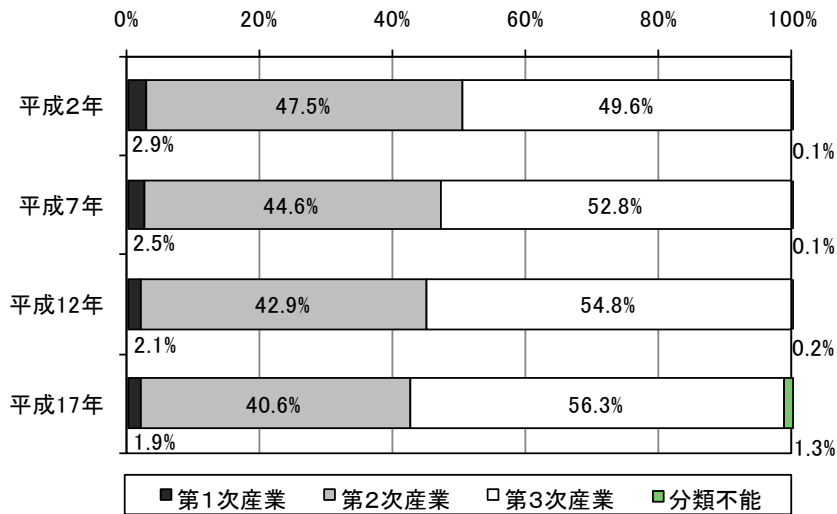
資料：国勢調査  
 ※統計処理上、平成2年「228」は6歳～20歳の数値

## (2) 就業などの状況

産業別就業者割合では、第1次産業（農林水産業）、第2次産業（工業）が減少しており、第3次産業（サービス業）は増加しています。

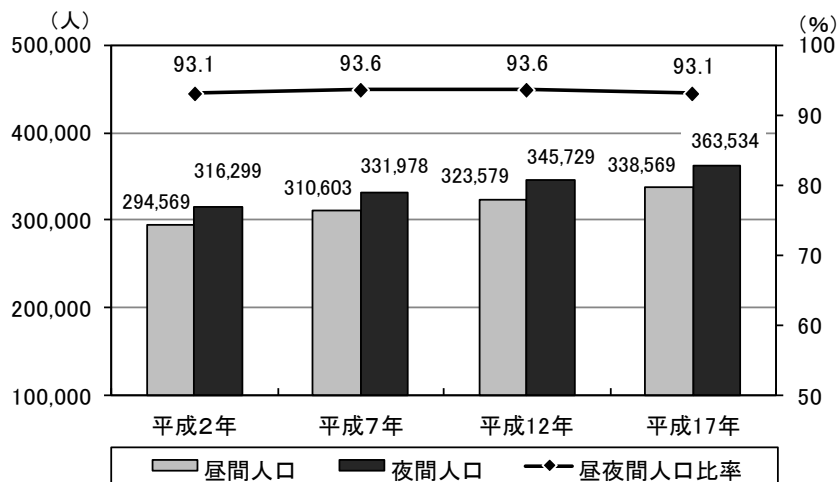
昼間人口と夜間人口は、ともに増加傾向にあります。昼夜間人口の比率は、平成17年で93.1%となっており、市外での就業者が多いことがうかがえます。

■産業別就業者割合の推移



資料：国勢調査

■昼夜間人口の推移

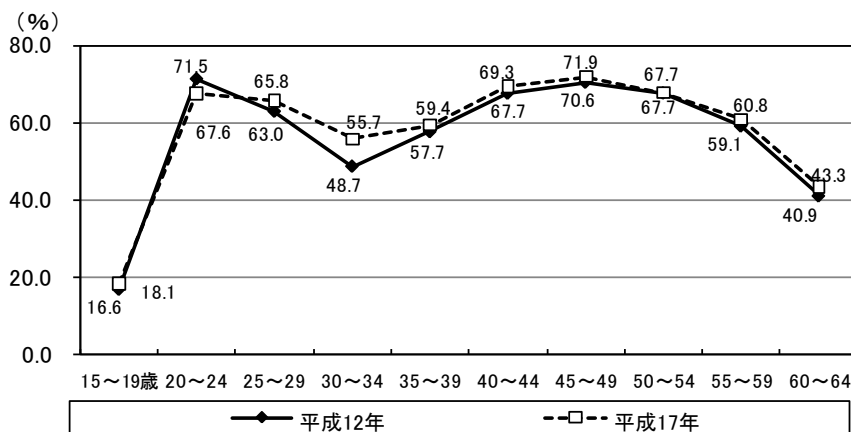


資料：国勢調査

女性の就業率をみると、平成12年と平成17年の比較では、20歳代前半の就業率が下がっており、20歳代後半から30歳代後半の就業率が上がっています。

子育て期にあたる20歳代後半から30歳代後半の就業率が高まっていることがうかがえます。

■女性の就業率

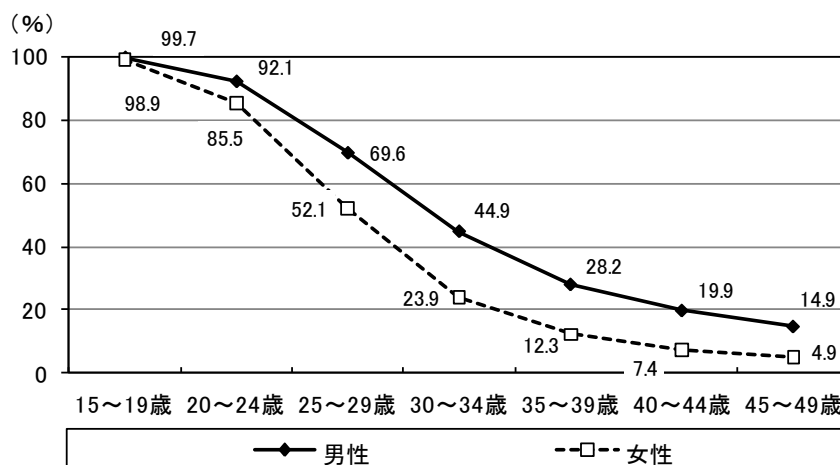


資料：国勢調査

### (3) 結婚、出生などの状況

男女別の未婚率をみると、30歳代前半で男性では4割強、女性では4人に1人程度がそれぞれ未婚となっています。

■男女別未婚率

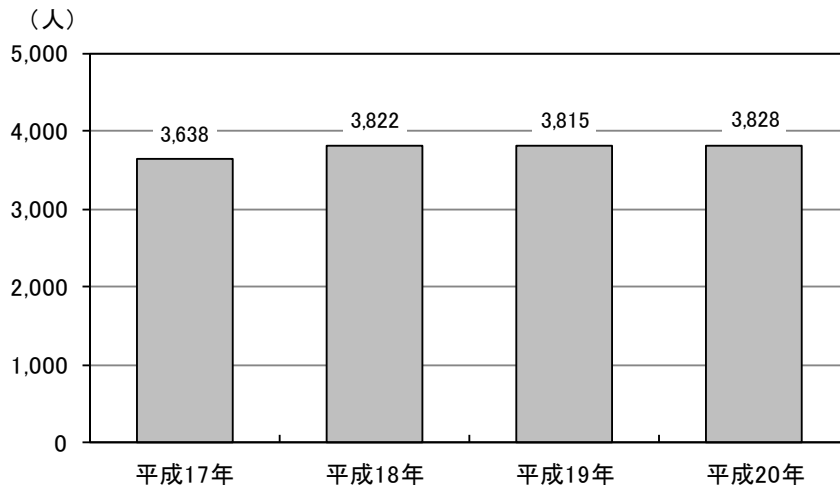


資料：国勢調査（平成17年）

出生数をみると、3,600人強～3,800人強の間で推移しています。

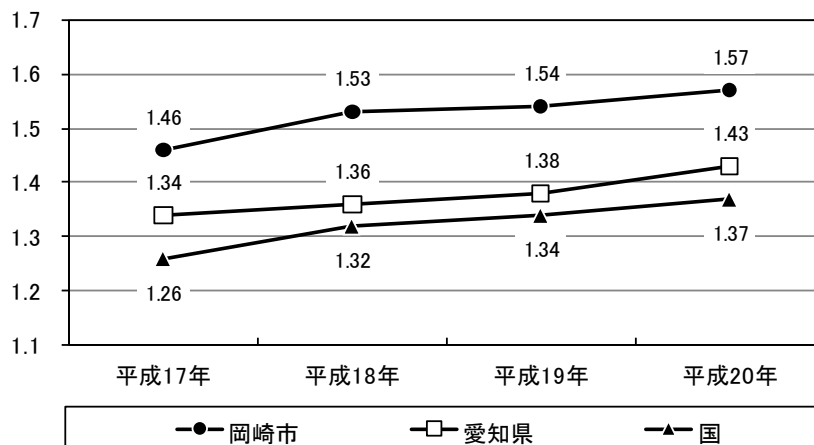
平成17年から平成20年の合計特殊出生率は、1.5前後で推移しており、国や愛知県に比べ高い傾向にあります。

■出生数の推移



資料：保健所総務課

■合計特殊出生率の推移

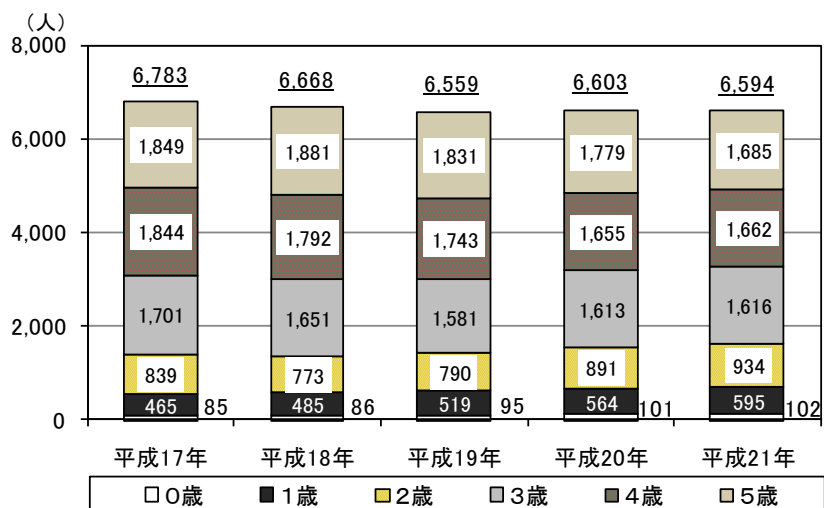


資料：保健所総務課  
※平成17年は旧岡崎市のみ

## (4) 保育園、幼稚園などの状況

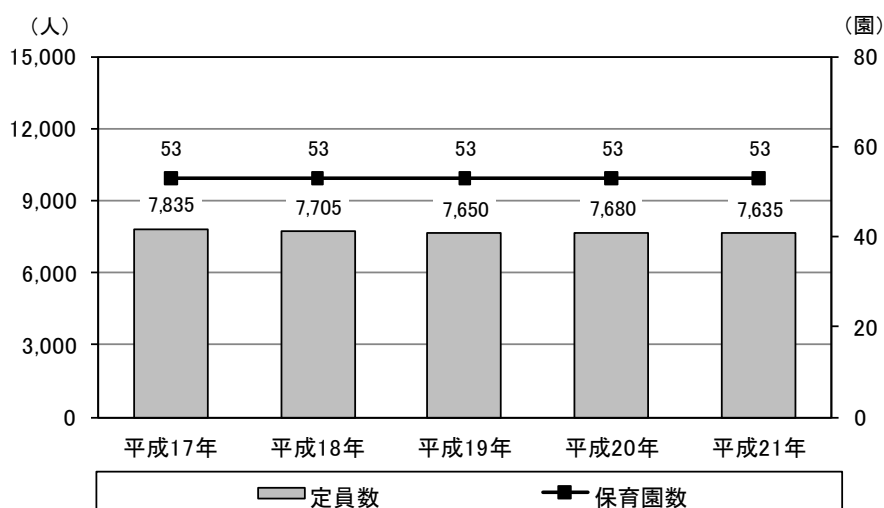
保育園入所児童数をみると、おおむね横ばいで推移していますが、その内訳をみると、近年は0歳児～2歳児の入所児童数が増えています。定員数・箇所数は横ばいで推移しています。

■ 保育園入所児童数の推移



資料：保育課

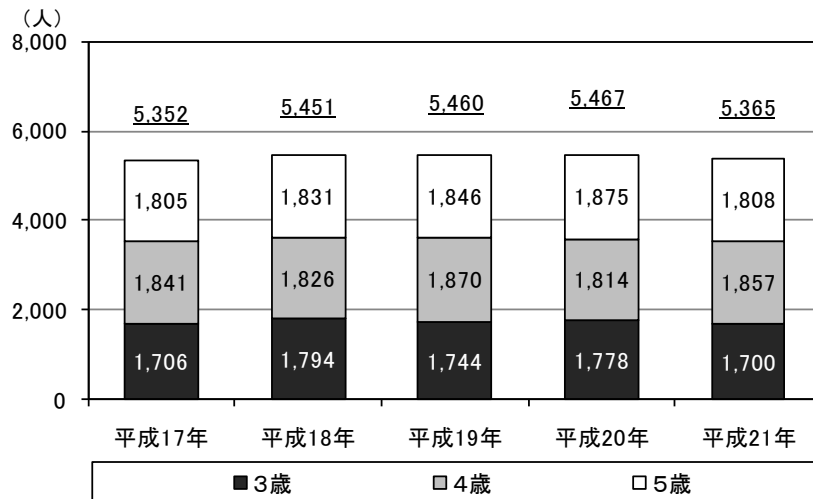
■ 保育園の定員数・箇所数の推移



資料：保育課

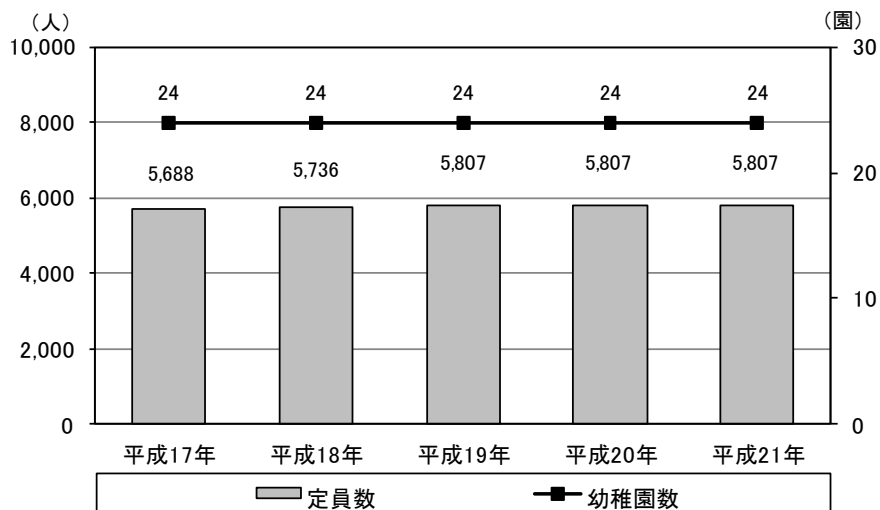
幼稚園入園児数をみると、おおむね横ばいで推移しており、定員数・箇所数も横ばいで推移しています。

■幼稚園入園児数の推移



資料：保育課

■幼稚園の定員数・箇所数の推移

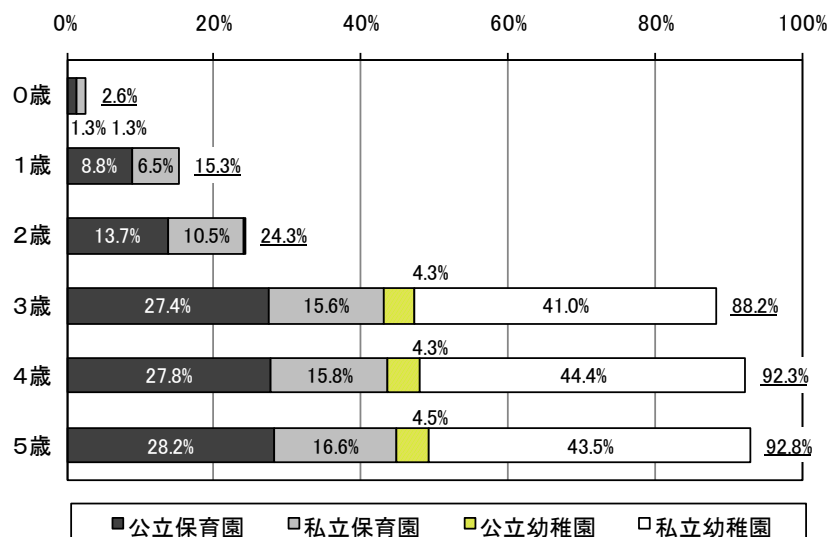


資料：保育課

年齢別の保育園・幼稚園利用割合では、3歳児～5歳児で9割前後の児童が保育園及び幼稚園を利用しています。

また、0歳児～2歳児のいる家庭では、在宅で子育てが行われている場合が多くなっています。

■ 保育園・幼稚園の利用割合



資料：保育課（平成 21 年 4 月 1 日現在）



## 2 市民意識調査からみる岡崎市

### (1) 調査の概要

本調査は、平成 21 年度に行う「岡崎市児童育成支援行動計画」（後期計画）の策定資料として、平成 14・15 年度に実施した市民意識調査結果と比較しつつ、保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、市民意識調査（アンケート調査）として実施しました。

- ・調査地域：岡崎市全域
- ・調査対象者：岡崎市内在住の「未就学児」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童保護者調査）  
岡崎市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童保護者調査）  
岡崎市内の保育園・幼稚園職員  
岡崎市内在住の一般市民  
岡崎市内の事業所
- ・抽出方法：無作為抽出（＝一部対象者）及び<sup>しずみ</sup>悉皆（＝全対象者）
- ・調査期間：平成 21 年 2 月 17 日～3 月 6 日
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収及び直接配布・直接回収

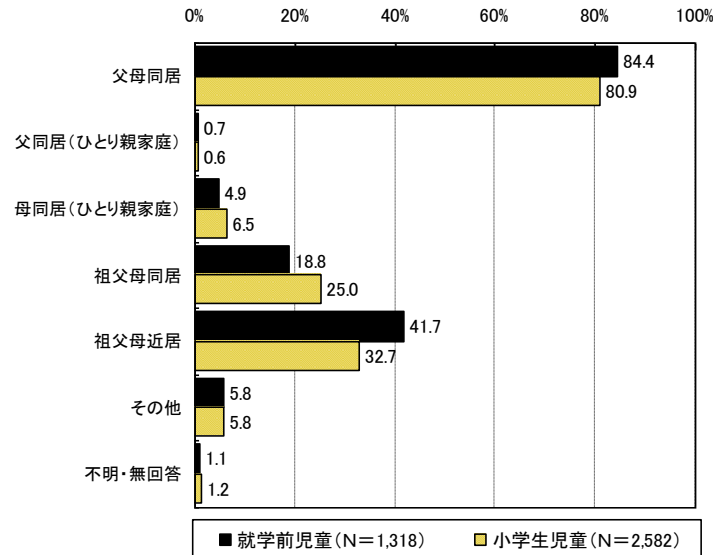
区分	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	3,000	1,318	43.9%
小学生児童保護者	2,934	2,582	88.0%
保育園・幼稚園職員	578	397	68.7%
一般市民	3,000	1,038	34.6%
事業所	500	149	29.8%
合計	10,012	5,484	54.8%



## (2) 就学前児童保護者・小学生児童保護者調査

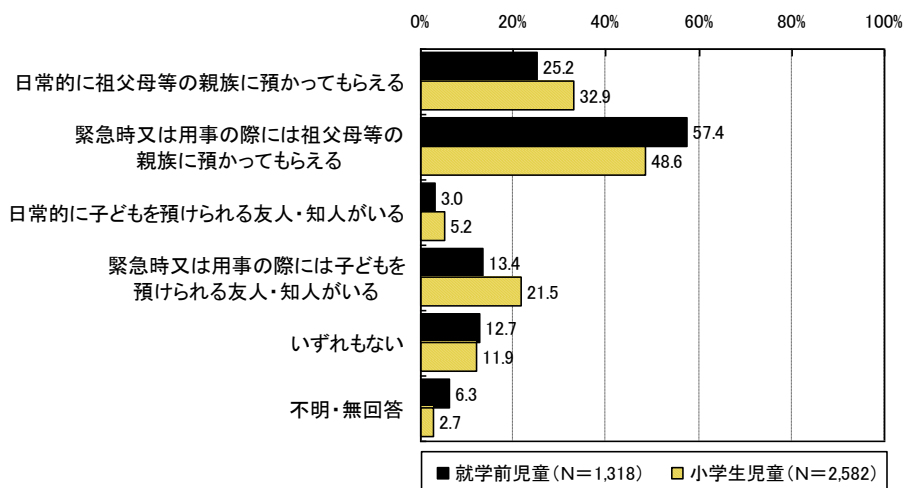
### ■同居・近居の状況について

同居・近居の状況については、就学前児童・小学生児童保護者ともに「父母同居」が8割程度で、「祖父母近居」が3割以上、「祖父母同居」が2割前後となっています。



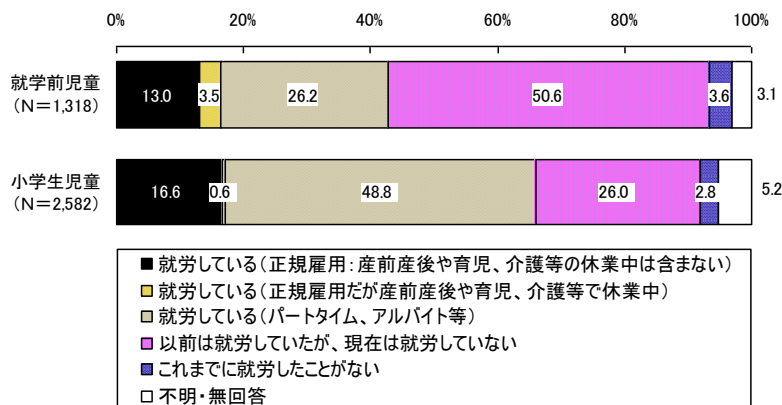
### ■日頃、お子さんを預かってもらえる人の有無について

子どもを預かってもらえる状況については、就学前児童・小学生児童保護者ともに「緊急時又は用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が5割前後で、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」が3割前後となっています。



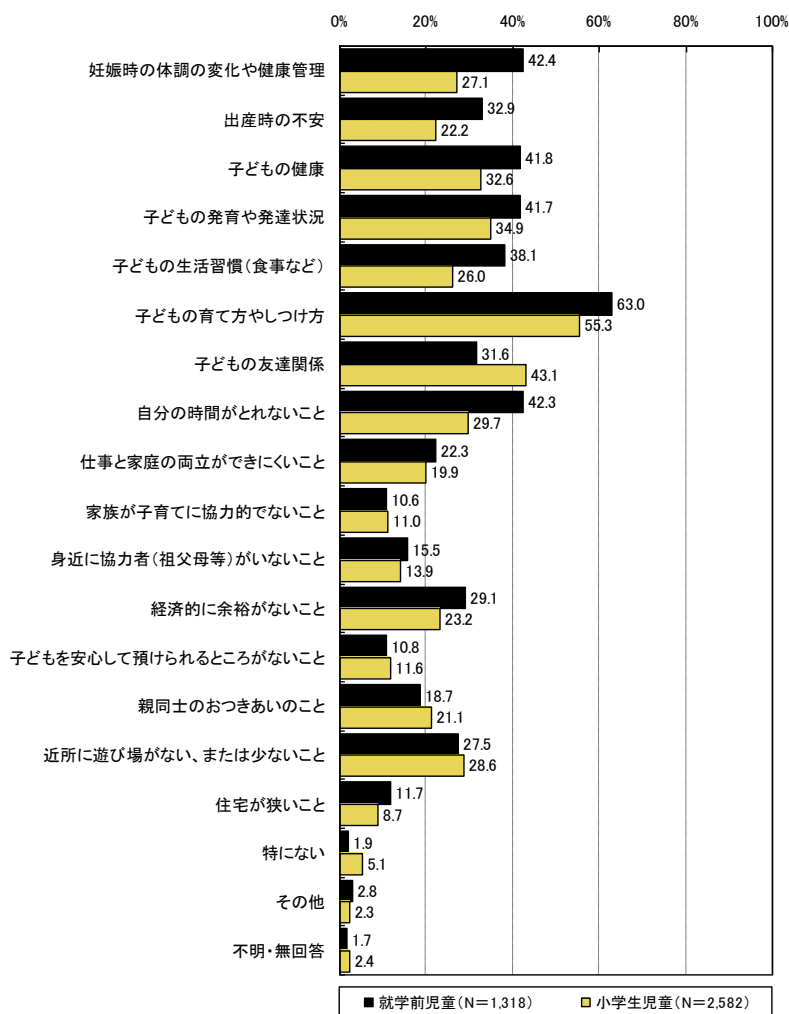
### ■母親の就労状況について

就学前児童の母親では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」、小学生児童の母親では「就労している(パートタイム、アルバイト等)」がそれぞれ5割程度となっており、子どもの年齢が高くなるとともに、就労する母親が増えている状況がうかがえます。



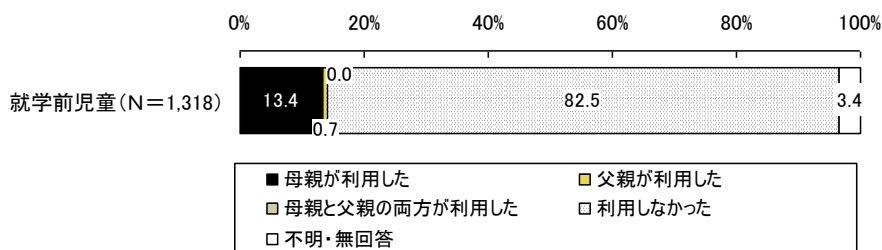
### ■妊娠・出産・子育てを通じて、困ったことや悩んだことについて

妊娠・出産・子育てをする上で、困ったことや悩んでいることについては、就学前児童・小学生児童保護者ともに、「子どもの育て方やしつけ方」が共通して高い項目となっています。



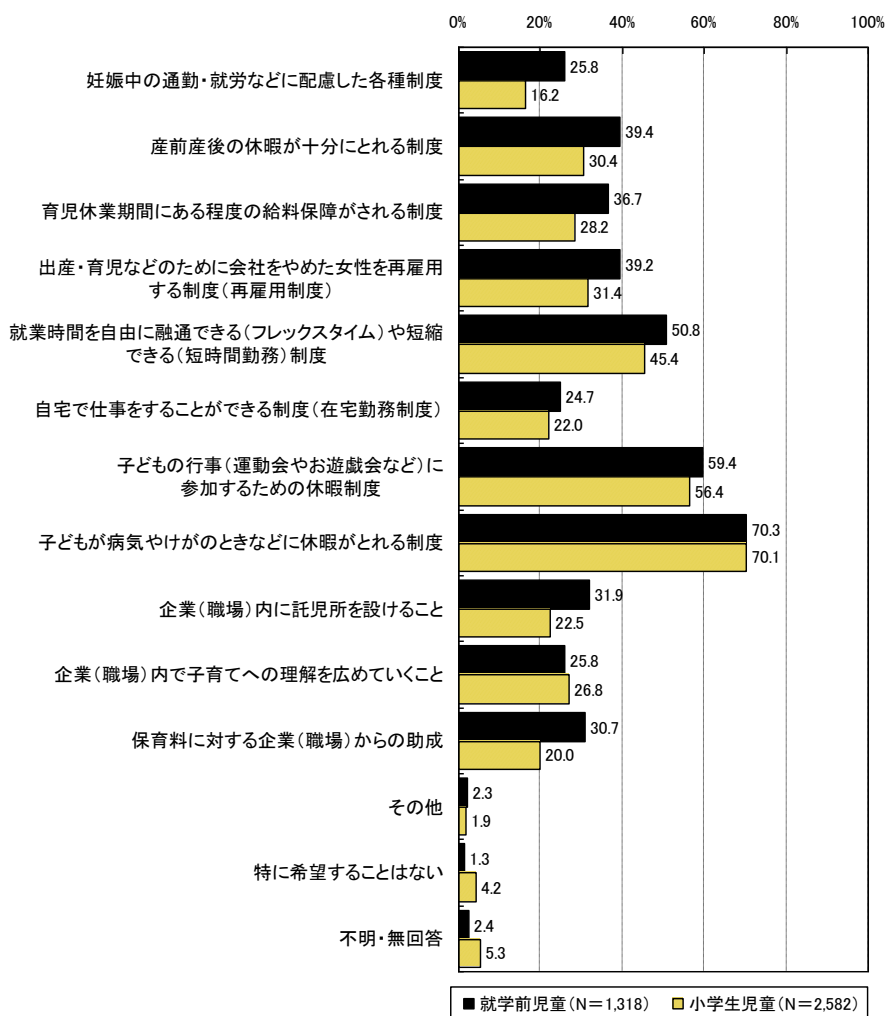
### ■母親または父親の育児休業制度の利用について

育児休業について、就学前児童保護者の8割強が利用していません。母親は1割強が利用し、父親は、ほぼゼロとなっています。



### ■男女ともに仕事と子育ての両立を図りやすくするために、望まれる企業（職場）環境の整備について

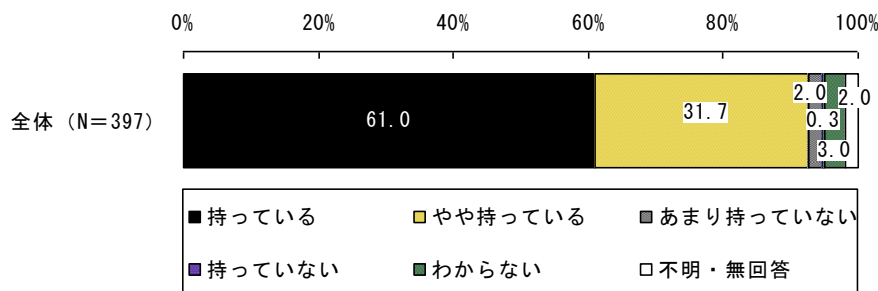
就学前児童・小学生児童保護者ともに、「子どもが病気やけがのときなどに休暇がとれる制度」が7割強、「子どもの行事（運動会やお遊戯会など）に参加するための休暇制度」が6割弱で上位となっています。



### (3) 保育園・幼稚園職員調査

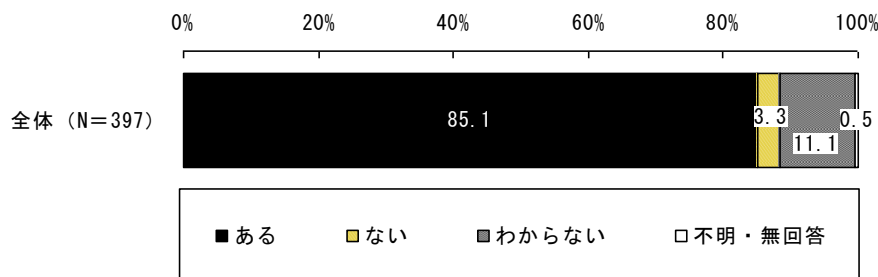
#### ■ 保育園・幼稚園の仕事に対するやりがいや充実感について

仕事に対し、9割強の職員がやりがいや充実感を持っています。



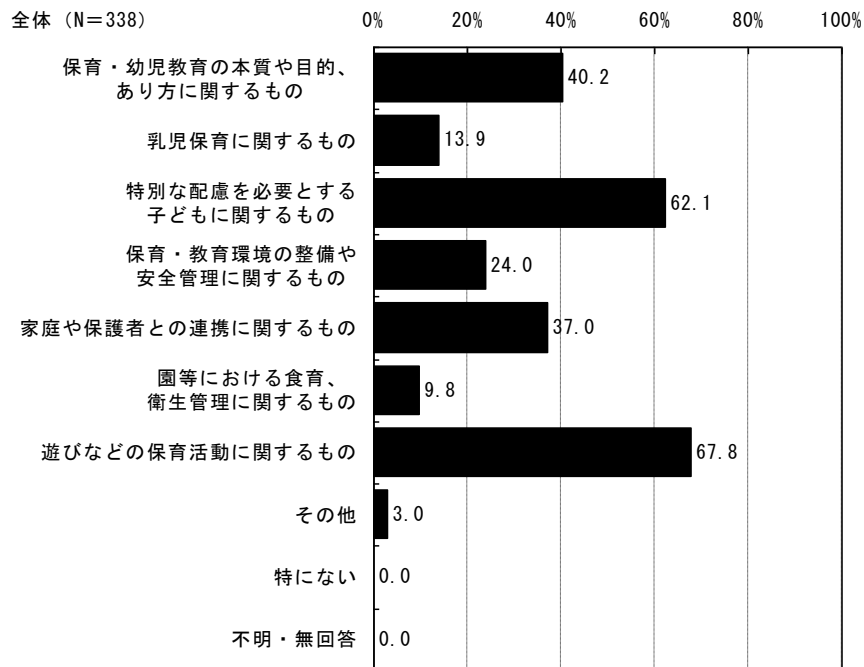
#### ■ 自分の知識や専門性を高めるための研修への参加意向について

研修などに対しては、9割弱が参加の意向を持っており、自らのスキルアップへの意欲の高さがうかがえます。



■保育や幼児教育に関する研修では、どのような内容を希望しますか。

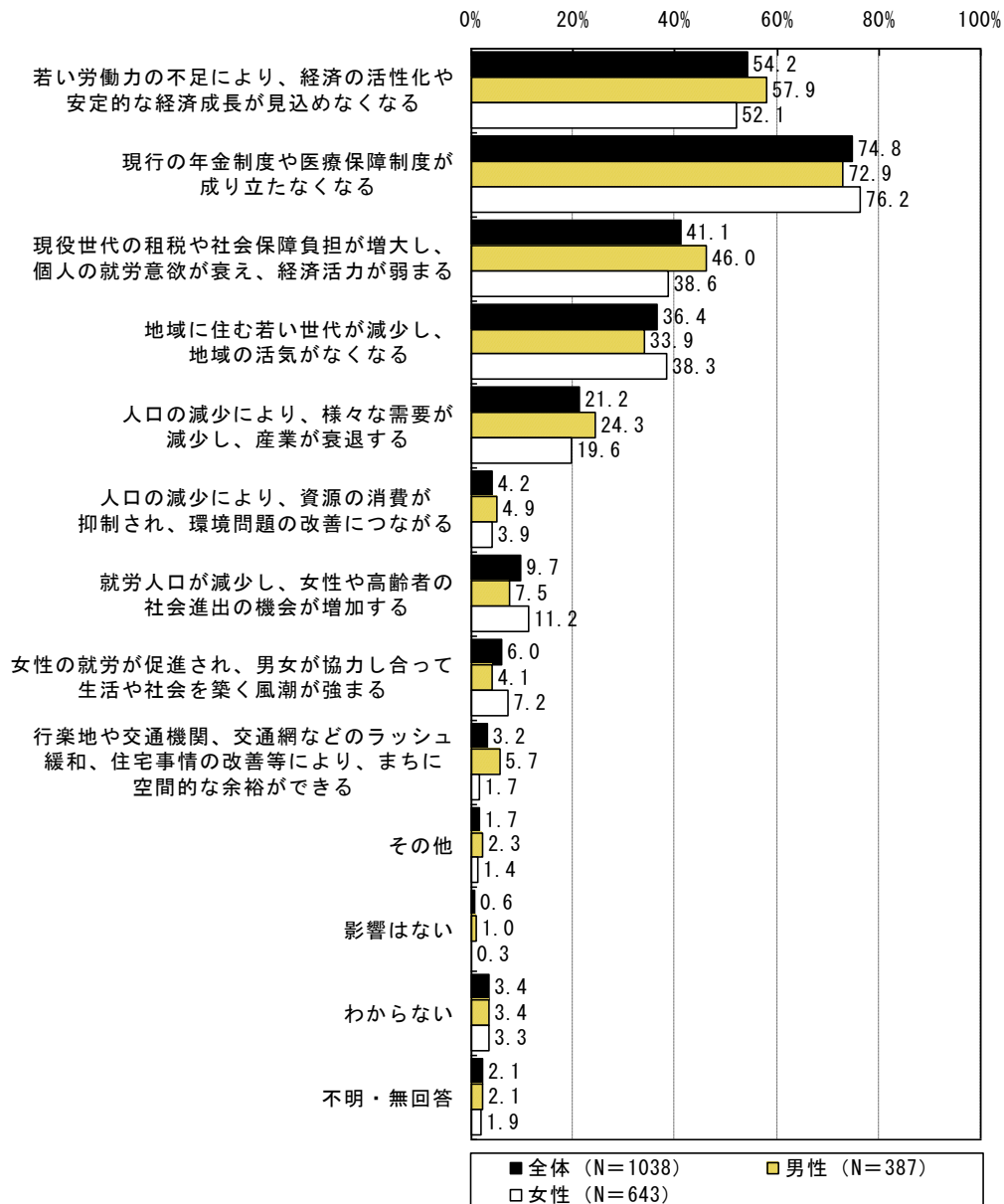
保育や幼児教育に関する研修での研修内容についてみると、「遊びなどの保育活動に関するもの」が7割弱、「特別な配慮を必要とする子どもに関するもの」が6割強となっています。



## (4) 一般市民調査

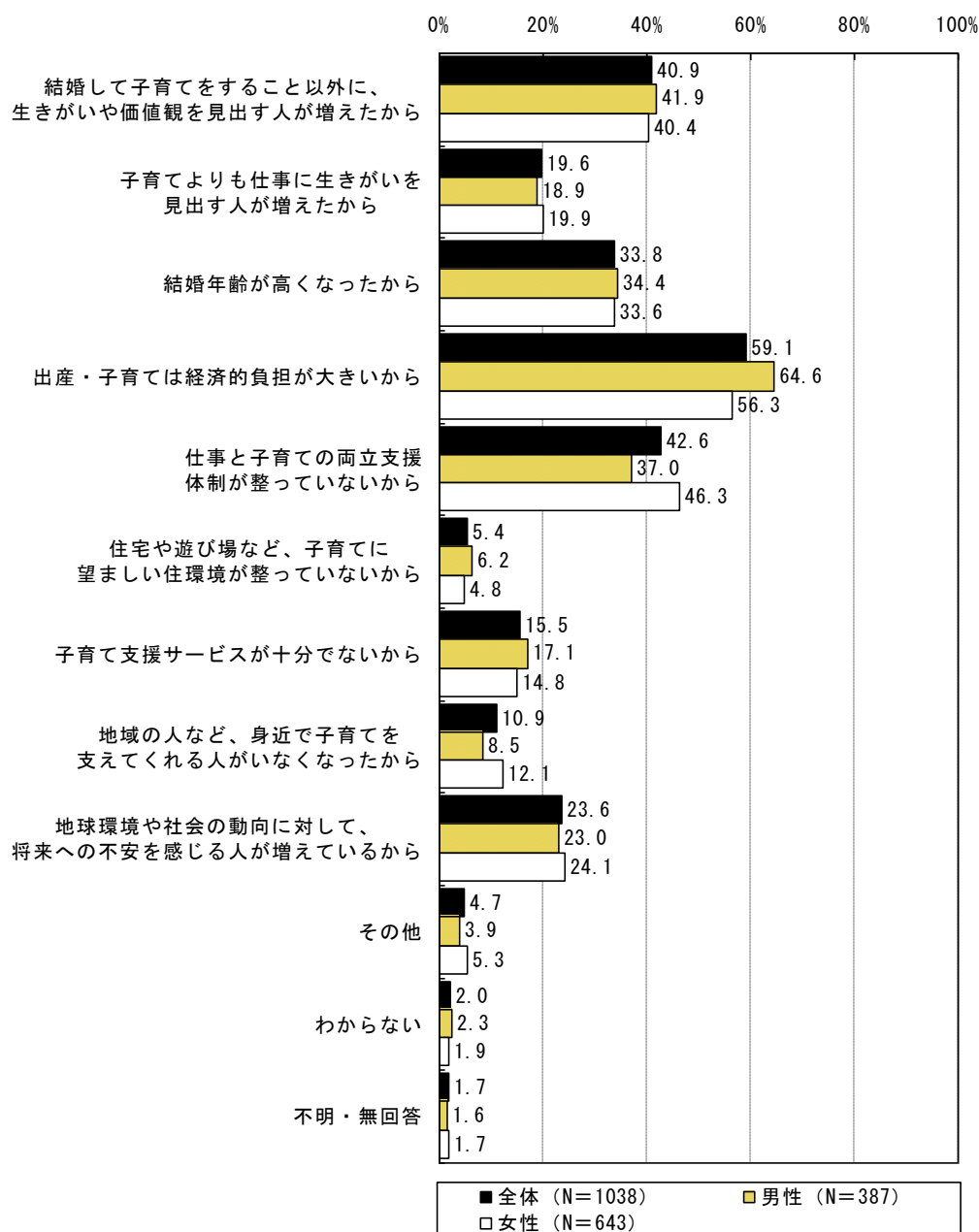
### ■少子化が社会に与える影響について

少子化が社会に与える影響については、「現行の年金制度や医療保障制度が成り立たなくなる」が7割強、「若い労働力の不足により、経済の活性化や安定的な経済成長が見込めなくなる」が5割強となっており、上位については、マイナス面の影響を懸念する回答が多くなっています。



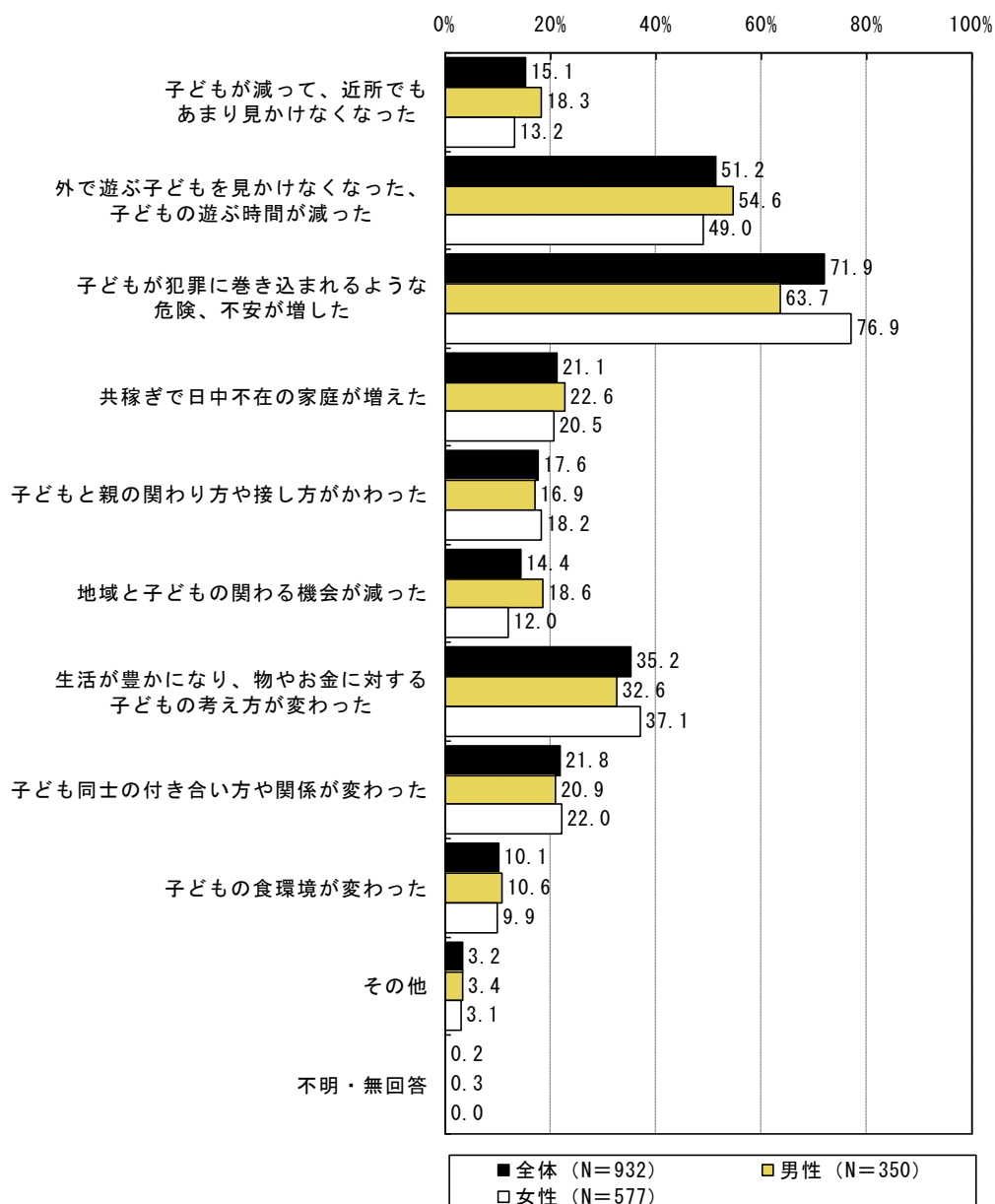
## ■出生率が低い主な原因について

出生率が低い主な原因としては、「出産・子育ては経済的負担が大きいから」が6割弱、「仕事と子育ての両立支援体制が整っていないから」が4割強となっています。出生率回復のためには、経済的な支援や仕事と子育ての両立に向けての支援体制整備が求められています。



## ■子どもを取り巻く環境の変化について

子どもを取り巻く環境が変わったと思うものについてみると、全体では「子どもが犯罪に巻き込まれるような危険、不安が増した（7割強）」、「外で遊ぶ子どもを見かけなくなった、子どもの遊ぶ時間が減った（5割強）」などが多くなっています。

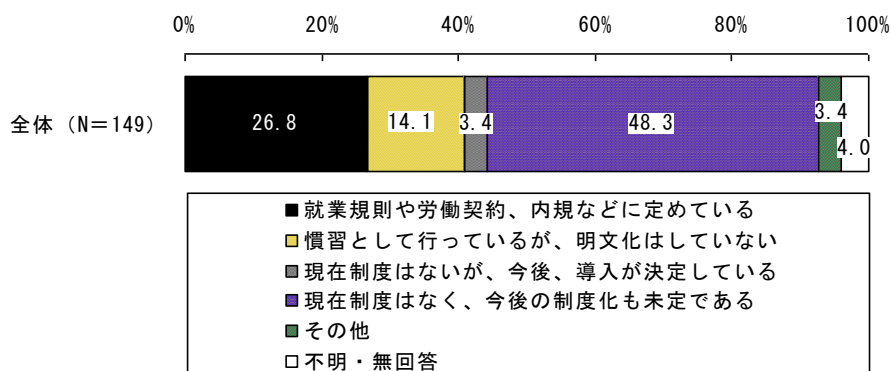




## (5) 事業所調査

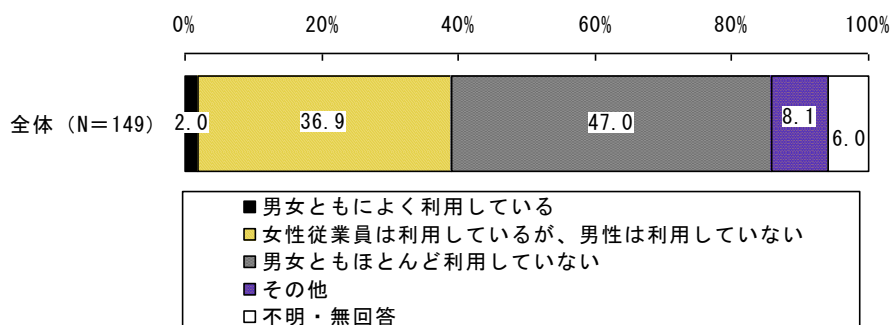
### ■女性を再雇用することの規定の有無について

女性の再雇用の規定についてみると、「就業規則や労働契約、内規などに定めている」が3割弱、「慣習として行っているが明文化はしていない」が1割強ある一方、「現在制度はなく、今後の制度化も未定である」が5割弱となっています。



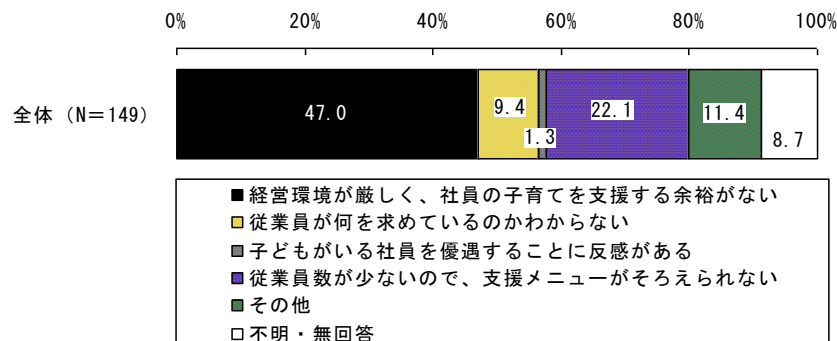
### ■従業員の看護休暇（育児・介護休業）の取得状況について

従業員の育児休暇の取得については、5割弱が「男女ともほとんど利用していない」となっており、4割弱が「女性従業員は利用しているが、男性は利用していない」となっています。



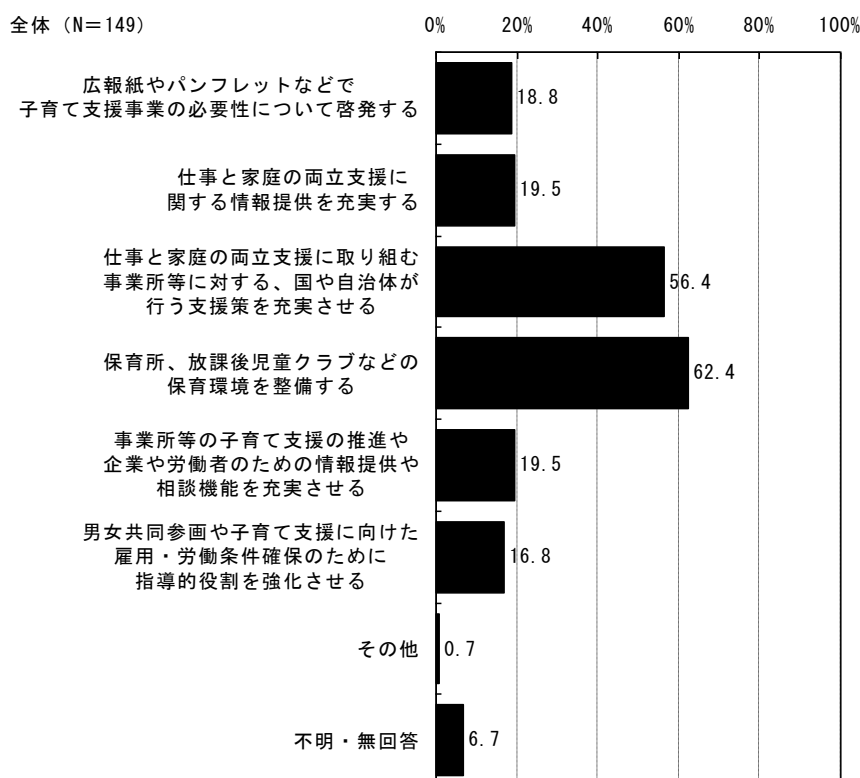
■事業所が子育て支援を進めるにあたって、問題となることについて

子育て支援策を進めるにあたっての課題としては、「経営環境が厳しく、社員の子育てを支援する余裕がない(5割弱)」や「従業員数が少ないので、支援メニューがそろえられない(2割強)」が多くなっています。



■仕事と家庭の両立について、自治体が特に重点をおいて取り組むべきことについて

仕事と家庭の両立に向けて自治体に求められる取り組みとしては、「保育所や放課後児童クラブなどの保育環境を整備する」が6割強、「仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所等に対する、国や自治体が行う支援策を充実させる」が6割弱となっています。





## **第3章 基本理念・基本目標**

# 1 基本理念

次代を担う子どもたちが豊かな人間性を育み、自らたくましく成長するためには、家庭や地域の中で子どもたちの自主性を尊重し、安全にいきいきと学び遊べる環境が必要です。そこで本市では、子育て家庭、地域住民、事業者、行政が一体となって社会全体で子育て（注3）・子育てできる環境をつくり、誰もが安心して子どもを生み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現をめざします。

はばたく夢 子どもとともに育つ都市<sup>まち</sup> 大好き おかざき

（注3） 子育て：子ども自身が健全に成長していく過程のことをいう。

# 2 基本目標

この計画では、基本理念を実現するために次の3つを基本的な目標とし、これらを柱として総合的に施策を推進していきます。

## 基本目標1「子どもが いきいきと 育つまち」

この目標では、子どもの人権の尊重、子どもの人間性を豊かに育む環境づくり、安全と安心の確保、心身の健やかな成長の支援などを通して、子どもがいきいきと育つまちをめざした施策を推進します。

## 基本目標2「家族が とともに 育つまち」

この目標では、親や家族が子育てに喜びを感じる環境づくり、すべての子育て家庭のネットワークづくり、共働き家庭における仕事と子育ての両立支援などを通して、家族がともに育つまちをめざした施策を推進します。

## 基本目標3「地域が すすんで 支えあうまち」

この目標では、地域住民であるすべての大人がいつでも子育てを支えるという意識の浸透などを通して、地域がすすんで支えあうまちをめざした施策を推進します。また、次代の親となる若者に対して、将来に向けた意識づくりにも取り組みます。

## 3 基本的な視点

### (1) 子どもの視点

---

---

子育て支援サービスにより最も影響を受けるのは、子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みを進めます。

### (2) 次代の親づくりの視点

---

---

子どもは次代の親であるという認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

### (3) サービス利用者の視点

---

---

子育て家庭の生活実態や子育て支援の利用者ニーズが多様化していることを踏まえ、家庭の特性やニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービス提供を進めます。

### (4) 社会全体による支援の視点

---

---

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、行政や事業者、地域社会を含めた社会全体の様々な担い手が協働し子育て支援の取り組みを進めます。

### (5) 仕事と生活の調和の実現の視点

---

---

市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、関係者が連携し仕事と生活の調和を進めます。

## (6) すべての子どもと家庭への支援の視点

---

子育て家庭の孤立や社会的養護を必要とする子どもの増加、虐待などの子どもの抱える背景の多様化といった状況に十分対応できるよう、社会的養護体制についての整備を進めます。家庭的な養護、自立支援策の強化という観点も十分踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援を進めます。

## (7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

---

地域における子育てに関する活動を行う様々な市民活動団体や民間事業者、民生委員・児童委員、地域に貢献している高齢者など、様々な社会資源や各種の公共施設を十分かつ効果的に活用していきます。

## (8) サービスの質の視点

---

利用者が安心してサービスを利用できるよう、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質の向上、人材の資質の向上を図り、情報公開の取り組みを進めます。

## (9) 地域特性の視点

---

市内の豊かな歴史や文化遺産、自然環境など地域固有の資源や財産を効果的に活用した各種取り組みを進めます。

○推進事業における対象者欄の名称の一部は、児童福祉法に基づいて下表のように定義しました。

事業対象者の名称	定 義
児 童	18歳未満の者
乳 児	1歳未満の者
幼 児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
妊産婦	妊娠中または出産後1年以内の女性

# 4 施策の体系

## 基本理念

はばたく夢 <sup>まち</sup>子どもとともに育つ都市 大好き おかざき

### 基本目標

子どもがいきいきと育つまち

家族がともに育つまち

地域がすすんで支えあうまち

### 基本的な視点

子どもの視点

すべての子どもと家庭への支援の視点

次代の親づくりの視点

地域における社会資源の効果的な活用の視点

サービス利用者の視点

サービスの質の視点

社会全体による支援の視点

地域特性の視点

仕事と生活の調和の実現の視点

### 基本施策

1 地域における子育て支援

2 母性及び乳幼児などの健康の確保及び増進

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

4 子育てを支援する生活環境の整備

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

6 子どもの安全の確保

7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

### 推進施策

- (1) 総合的な子育て支援の充実
- (2) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実と意識啓発の推進
- (3) 保育サービスの充実
- (4) 児童の健全育成に向けた地域活動の充実
- (5) 子育て家庭の経済的負担の軽減

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 「食育」の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの健やかな体づくり
- (3) 子どもの人間性・社会性を育む事業の推進
- (4) 芸術・文化・歴史とのふれあい
- (5) 自然体験の推進
- (6) 生きる力を育む教育の充実
- (7) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- (1) 子どもの居場所づくり
- (2) 良質な住宅・居住環境の確保
- (3) 安心して外出できる環境の整備

- (1) 仕事と生活の調和の実現
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- (1) 子どもの交通安全の確保
- (2) 子どもを犯罪などの被害から守るための環境づくり
- (3) いじめや不登校などの児童・生徒への対策の充実

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実





## 第4章 行動計画

# 1 地域における子育て支援

## (1) 総合的な子育て支援の充実

### 【現状と課題】

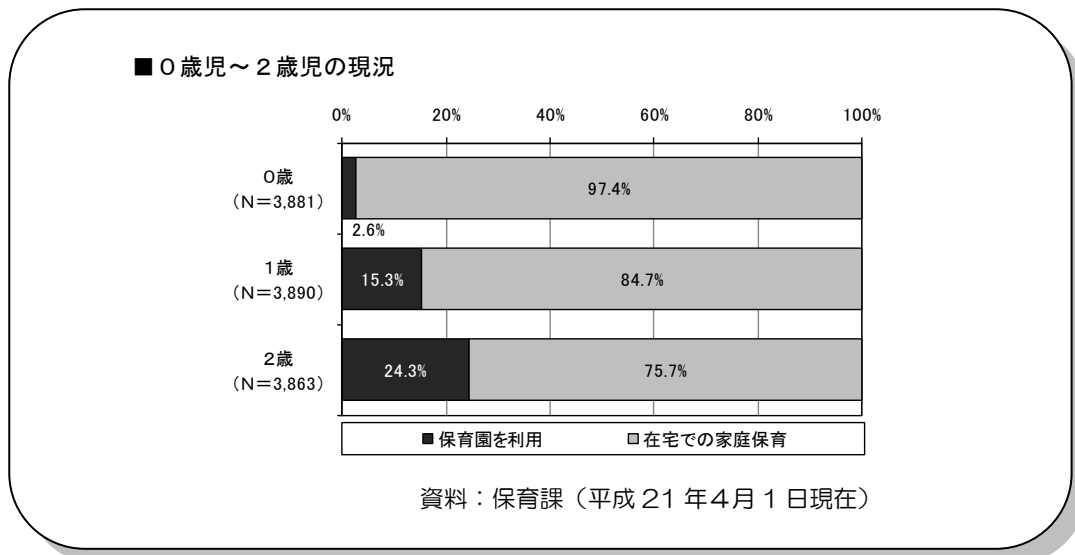
少子化や核家族化、地域社会の希薄化の進展に伴う子育て家庭の孤立などにより、子育て支援に対するニーズは多様化しており、子育てについての相談、情報提供、保護者同士の交流などを一体的・総合的に捉える子育て支援機能を充実させていくことが重要な課題となっています。

本市では、0歳児～2歳児の多くが在宅で保育されており、家庭での子育てが孤立しないように支援体制を整備する必要があります。そこで、総合子育て支援センターを拠点として、子育てについての相談、情報提供を行うとともに、親子での活動を支援することなどで、保護者同士のネットワークづくりや子育ての不安の解消に努めています。また、身近な地域で子育て支援が受けられるように、地域バランスに配慮しながら、子育て支援センターの整備や子育て広場事業、つどいの広場事業などを展開しています。

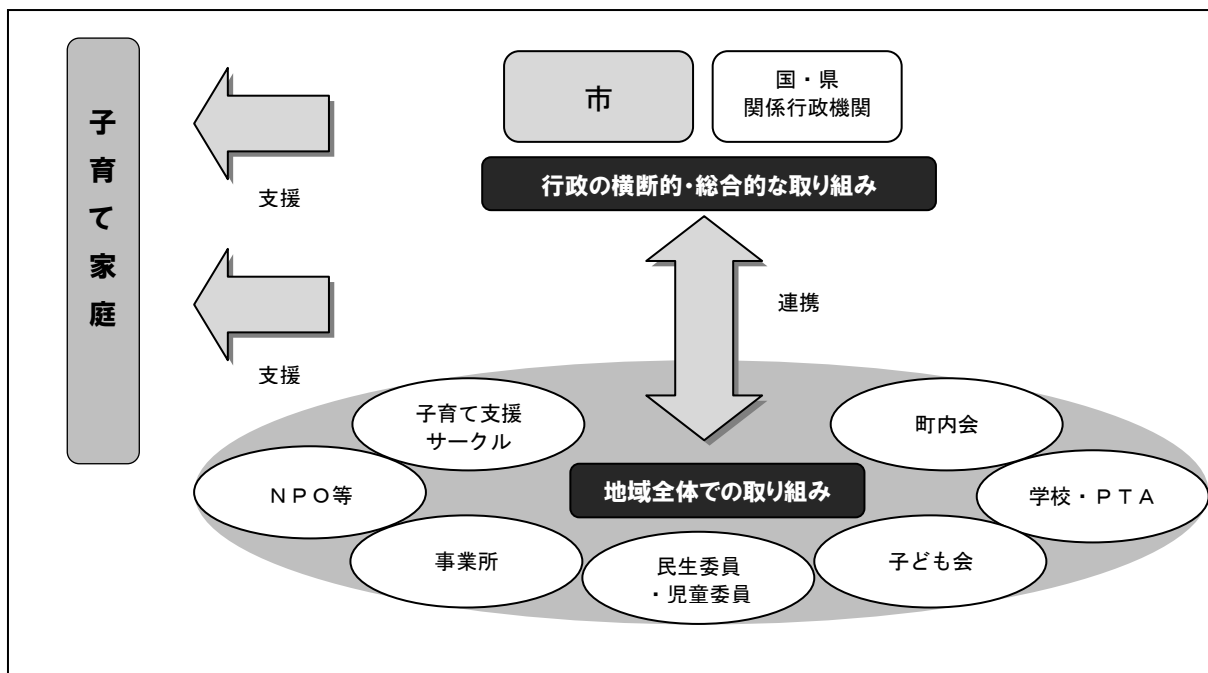
平成14年度に本市が実施した調査では、子育て支援センターを「知っている・今まで利用したことがある」就学前児童保護者は7割弱であったのに対し、平成20年度に実施した「岡崎市児童育成支援行動計画市民意識調査」(以下「アンケート調査」という。)においては8割強となっており、子育て支援センターを拠点とした子育て支援事業の認知度・利用度が高まっていることがうかがえます。

さらに、平成21年度からは、乳児家庭全戸訪問事業を開始し、子育てに関する相談・情報提供から、児童虐待の予防や早期発見・早期対応まで、一体的に支援する体制を整備しています。

今後は、特に母子保健事業との連携を強化し、妊娠期から継続的にいつでも安心して利用できる子育て支援体制の整備を進めるとともに、より多くの子育て家庭が適切な子育て支援を受けられるような取り組みを進めていく必要があります。



■子育て家庭支援に向けた関係機関の連携（イメージ図）



【今後の方向性】

- 孤立しがちな乳児を持つ親に対し保育士などが全戸訪問を行い、子育て不安の解消、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に努めます。また、訪問の際、民生委員・児童委員との連携を強化し、身近な地域での継続的な子育て支援体制を整備します。
- 0歳児～2歳児の約9割が在宅において保育されていることに鑑み、それぞれの子育て家庭を取り巻く環境に応じて適切なサービスの提供が受けられるよう、関係機関の連携を図ります。
- 子育てに関する多様なニーズに対し、子育てに関する相談・情報提供・交流などを総合的に捉えることが求められていることから、支援拠点としての子育て支援センターのサービスの充実を図ります。
- 子育て中の親子が集い、交流できるような場や機会を設け、さらに親同士の交流を支援する機能を重視し整備を進めます。

【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課 対象者
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、育児に関する相談に応じ、親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行います。	家庭児童相談室 乳児・保護者
子育て支援センター事業	子育て支援センターを通じて、子育て情報の提供、育児相談の実施、サークル育成・支援などを行います。	保育課 乳幼児・保護者
子育て広場事業	保育園の園庭や保育室の一部を開放して、遊びの場を提供するとともに子育て相談にも応じます。	保育課 就園前の乳幼児・保護者

事業名	事業概要	担当課
		対象者
つどいの広場事業	就園前の子どもを持つ保護者とその子どもが気軽に集い交流することができる場所を提供するとともに、保育士による育児相談を行います。	保育課 就園前の 乳幼児・保護者
保育園・幼稚園における子育て支援事業	子育て相談や子育て講演会、子育て交流のための集いや子育て情報の提供を行います。	保育課 乳幼児・保護者
岡崎げんき館(子ども育成ゾーン)	子育てに関する情報の発信、プレイルームなどの開放、子育て相談、一時託児などを行います。	保健所総務課 乳幼児・保護者
児童センター・太陽の城	造形・工作教室の開催、プレイルームなどの開放、子育て家庭に対する育児相談、子育てサークルへの支援などを行います。	太陽の城 児童・保護者

### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
乳児家庭全戸訪問事業の実績（割合）	※1 ー	90%
子育て支援センター事業の実施箇所数	6箇所（H21）	6箇所
子育て広場事業の実施箇所数 （地区子育て支援センターを含む）	13箇所（H21）	13箇所
つどいの広場事業の実施箇所数	3箇所（H21）	4箇所

※1 平成21年4月より実施



## (2) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実と意識啓発の推進

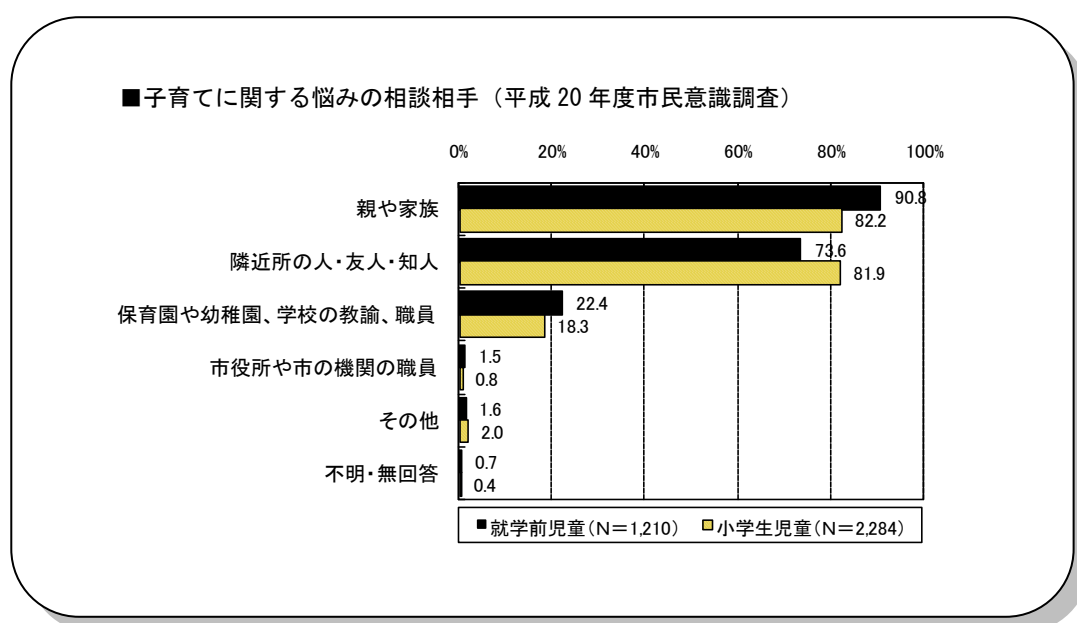
### 【現状と課題】

近年、少子高齢化、晩婚化、核家族化など子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。子育て家庭の中には妊娠・出産・子育てにおいて正しい知識や十分な情報が得られず不安や悩みを持つ人もおり、相談体制や情報提供の充実が重要な課題となっています。

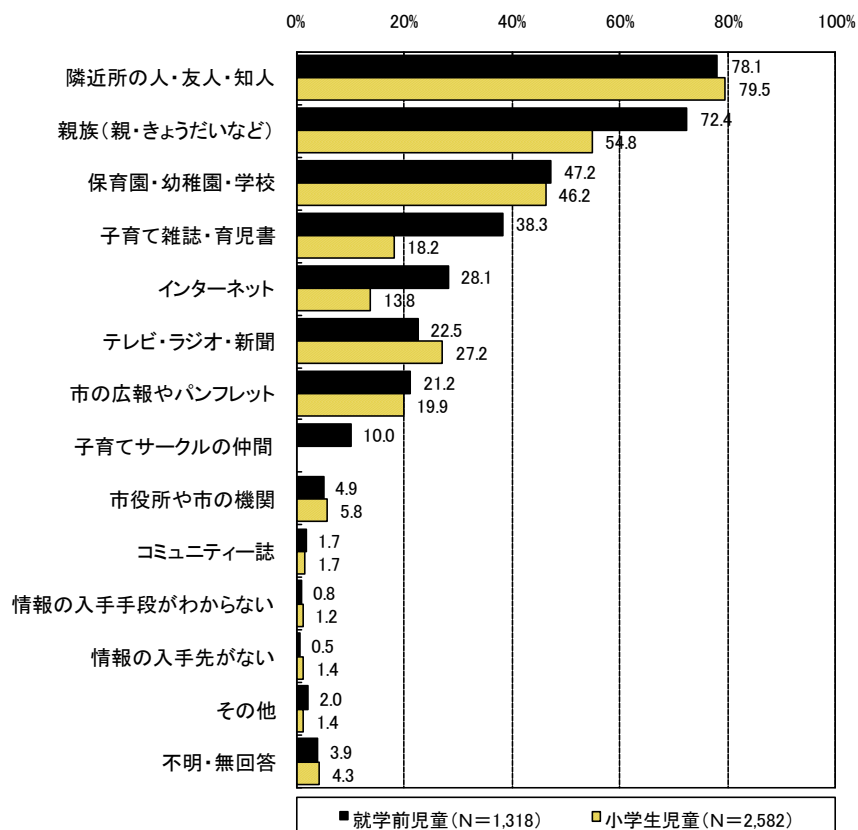
アンケート調査結果によると、子育てに関する悩みを相談する相手について、7割以上の保護者が「親や家族」、「隣近所の人・友人・知人」と回答しており、本市においては多くの人が身近に相談相手がいることがうかがえますが、次いで「保育園や幼稚園、学校の教諭、職員」との回答が多くなっており、身近で信頼できる相談相手が求められていると考えられます。

また、子育てに関する情報の入手先については、「隣近所の人・友人・知人」が最も高くなっていますが、就学前児童においては、小学生児童に比べて「子育て雑誌・育児書」や「インターネット」が多くなっており、在宅子育て家庭に対する子育て支援情報の提供が課題となっていることがうかがえます。

今後は、身近な場所での相談・情報提供の場づくりや、専門的な立場からのきめ細かな相談支援など、適切な指導やアドバイスを行う相談の場の整備を引き続き行うとともに、在宅子育て家庭に対して個別に子育て支援情報を提供し、相談に対応するなど、切れ目なく継続的に関わることができる体制づくりが必要です。また、家庭を取り巻く環境の変化を捉え、家庭が本来果たすべき役割を改めて見直し、保護者が親としての心構えなどを学ぶ機会を提供していくことも必要となっています。



■子育てに関する情報入手先（平成20年度市民意識調査）



【今後の方向性】

- 子育てについての意識啓発を進めるために、各種講座や学習会などを開催します。
- 子育て世帯が理解しやすく、利用しやすい子育て情報が提供できるよう、広報紙やリーフレットの作成・配布、ホームページの内容の充実を積極的に進めます。
- いつでも気軽に利用できる身近な相談場所として、保育園、幼稚園、学校、保健所などにおける相談体制の充実を図ります。
- 相談の内容に応じ、保健・医療・福祉・教育など、それぞれ必要な専門支援サービスにスムーズにつなげるとともに、各種相談窓口と民生委員・児童委員などとも連携を取り合い、お互いの専門性を活かした、より一体的な相談体制づくりに努めます。

【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課
		対象者
家庭教育推進事業	あいさつ運動や「家庭の日」などの普及啓発を進めます。	教育委員会事務局社会教育課 保育園児・幼稚園児・小学生・中学生・保護者
子育てに関する講演会・育児講座の開催	総合子育て支援センターなどにおいて、子育て講座、パパ講座を開催します。	保育課 乳幼児の保護者
家庭教育講座	幼稚園・小学校において、乳幼児期子育て講座や学童期子育て講座を実施します。	教育委員会事務局社会教育課 幼稚園児・小学生の保護者
家庭教育支援子育て講座	子育てネットワークと協働し、親子を対象とした子育て講座を開催します。	教育委員会事務局社会教育課 就園前の乳幼児・保護者
子ども情報誌の発行	市内及び周辺市町で開催される文化・体育行事、自然体験・ボランティア体験活動などの情報を提供します。	市民活動総合支援センター 保育園児・幼稚園児・小学生・中学生
総合的な子育て情報の提供	子育てガイドブックの作成・配布など、子育て家庭の保護者に対して個別に子育て情報の提供を行うための基盤整備を進めます。	こども育成課 保育課 保護者
家庭児童相談室	児童問題に関するあらゆる相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携し、子どもとその家族に対する助言・指導を含めた支援を行います。	家庭児童相談室 児童・保護者
まちかど保健室	育児や健康について保健師、栄養士などが相談を実施します。	保健所健康増進課 妊婦・乳児・保護者
精神保健福祉相談・メンタルヘルス相談	産後うつなど精神的な問題で悩んでいるかたやその家族に対する相談を行います。	保健所健康増進課 市民
保育園の電話相談	保育園全園で電話による子育て相談を実施します。	保育課 乳幼児の保護者
こども相談	小学生・中学生の学習・学校生活、家庭環境などに関する相談を行います。	教育委員会事務局社会教育課 小学生・中学生・保護者

【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
子育て講座の開催回数	16回（H21）	18回
家庭教育講座の開催率	94%（H21）	96%
家庭教育支援子育て講座の参加率	90%（H21）	100%
精神保健福祉相談・メンタルヘルス相談の件数	延べ1,358件（H20）	延べ1,500件



### (3) 保育サービスの充実

#### 【現状と課題】

核家族化や近所づきあいの希薄化、女性の社会進出による共働き世帯の増加などにより、近年、様々な保育サービス・子育て支援サービスの需要が伸びています。

本市では、保育ニーズの多様化に配慮し、延長保育、休日保育、病後児保育、一時保育などの事業を推進しており、保育園における待機児童ゼロを達成しています。

また、市内全保育園で同一の処遇を受けられるように、私立保育園に対し、人件費・施設の維持費・増改築費などの助成を行っています。さらに、国の定める保育士配置基準より手厚い職員の配置に努めるとともに、保育士への各種研修などを通じて、日々、保育の質の向上を図っています。

平成 21 年度からは組織改正によりこども部を新設し、幼稚園、放課後子ども教室といった業務を教育委員会からこども部に移管し、すべての子どもを一体的に支援する庁内体制を整えました。

今後も、多様化した保育ニーズを踏まえ、柔軟な対応ができるよう保育サービスの充実を図るとともに、それに合わせたサービス提供のための施設の整備、人材の確保、保育内容の質の向上など、子どもにとって良好な保育環境の整備を一層進めていく必要があります。

#### ■各種保育・子育て支援サービスの利用状況

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
通常保育	6,783 人	6,668 人	6,559 人	6,603 人
延長保育	1,462 人	1,540 人	1,636 人	1,661 人
休日保育	—	延べ 389 人	延べ 413 人	延べ 461 人
病後児保育 (病後期一時託児事業を含む)	延べ 15 人	延べ 15 人	延べ 32 人	延べ 13 人
一時保育	延べ 5,075 日	延べ 5,209 日	延べ 5,657 日	延べ 5,234 日
子育て短期支援事業(ショートステイ)	延べ 34 日	延べ 37 日	延べ 55 日	延べ 97 日

資料：保育課、家庭児童相談室

### 【今後の方向性】

- 必要な保育サービスを誰もが適切に受けられるよう、適宜、保育サービスの提供体制を整備し、今後も待機児童ゼロを堅持します。
- 子どもの人権を第一に考え、適切な保育サービスの提供に努めます。
- 保育士の研修体制の充実により、保育士の専門性の向上と質の高い人材の安定的確保を行い、保育の質の向上に努めます。
- 「福祉としての保育園」と「教育としての幼稚園」という施設目的を踏まえつつ、子どもが就学前に必要な発育や成長が遂げられるよう支援される体制の充実に努めます。

### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課
		対象者
保育の実施	保護者が昼間仕事をしているなどの理由で、家庭内で子どもを保育することができない場合に、保護者にかわって保育を実施します。	保育課 乳幼児・保護者
延長保育の実施	通常保育時間を超える保育ニーズに対応するため、延長保育を実施します。	保育課 保育園児・保護者
休日保育事業	保護者の勤務などに伴う日曜日や祝日の保育ニーズに対応するため、休日において保育を実施します。	保育課 保育園児・保護者
一時保育事業	保護者の就労、疾病、出産または育児疲れの解消などのために、保育園において一時的に子どもの保育を行います。	保育課 乳幼児・保護者
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設において一定期間養育・保護を行います。	家庭児童相談室 児童
病後児保育事業	保育園に通園中の子どもが病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、特定の保育園において保育を実施します。	保育課 保育園児・保護者
病後期一時託児事業	病気の回復期で、普段通園・通学している保育園・幼稚園・小学校などでの集団生活が困難である子どもを専門スペースにおいて一時的に預かります。	保育課 保健所総務課 保護者・乳児～ 小学校3年生
公立保育園・公立幼稚園の施設整備	児童の安全を確保するため、公立保育園・公立幼稚園の施設の整備を進めます。	保育課 公立保育園児・ 公立幼稚園児・ 保護者
私立保育園管理運営費の助成	私立保育園に対し、管理運営費の一部を補助します。	保育課 私立保育園
私立保育園施設整備費の助成	私立保育園に対し、施設整備費の一部を補助します。	保育課 私立保育園

【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
通常保育の実施園数と定員数 ※1	53園 定員7,635人 (H21)	53園 定員7,700人
延長保育（延長A）の実施園数 ※2	53園（H21）	53園
延長保育（延長B）の実施園数 ※3	33園（H21）	37園
延長保育（延長C）の実施園数 ※4	1園（H21）	1園
休日保育事業の実施園数	1園（H21）	1園
一時保育事業の実施箇所数	13箇所（H21）	16箇所
病後児保育事業の実施箇所数	1箇所（H21）	1箇所
病後期一時託児事業の実施箇所数	1箇所（H21）	1箇所

※1 通常保育：8時～16時

※2 延長A：16時～17時30分

※3 延長B：7時～8時、16時～19時

※4 延長C：7時～8時、16時～22時



## (4) 児童の健全育成に向けた地域活動の充実

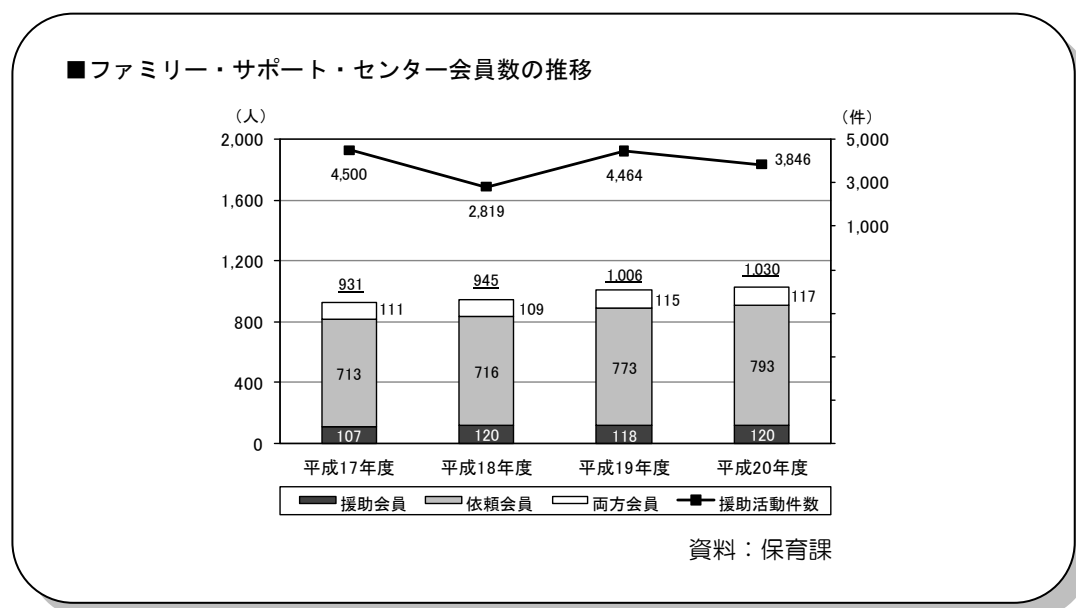
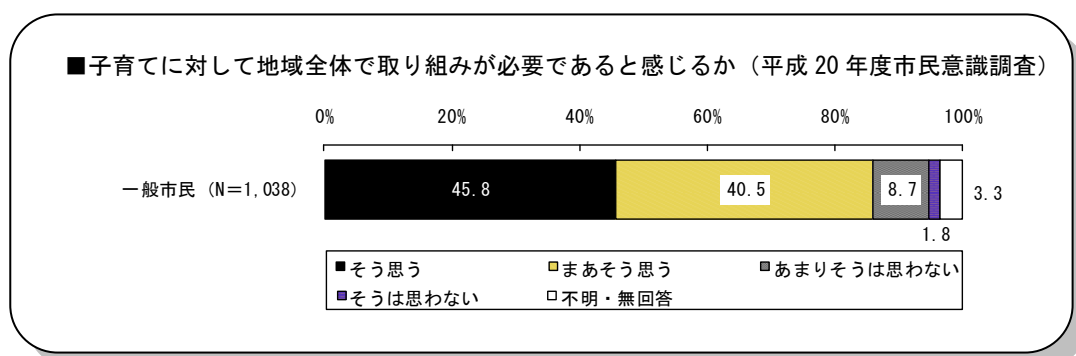
### 【現状と課題】

従来の日本社会では、子育ては保護者のみでなく、祖父母や隣近所の人々など広く地域の協力により行われていました。しかし、近年では核家族化の進行や近隣関係の希薄化などにより、子育てが小さな単位の中で完結している状況がみられます。

アンケート調査結果によると、市民の8割強が、子育てに対して地域全体での取り組みが必要であると感じています。

本市においても、各保育園、幼稚園や学校において、子どもと高齢者の世代間交流などを行っており、相互交流を通じて地域全体で子育てする意識を育むことにつながっています。また、身近な地域において様々なニーズに応じた支援が受けられるようにするためには、行政によるサービスを充実させるだけでなく、子育て支援ボランティアなど、地域で自主的に活動する子育て支援の人材育成も重要です。

少子高齢化社会を迎え、子育て家庭にとって、地域からの支援はより重要になっています。子育ては保護者のみの問題ではなく、地域社会一人ひとりの問題であると捉え、地域社会全体で子どもの成長を見守ることができるよう、積極的に意識啓発を行っていくことが必要であると言えます。



【今後の方向性】

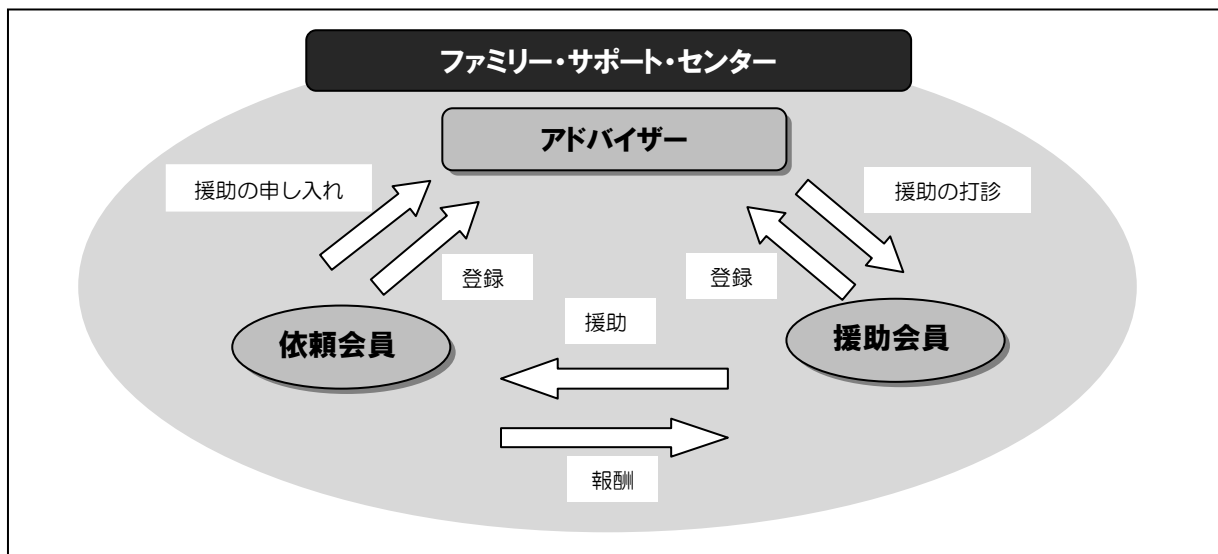
- 社会全体で子育て家庭を支援する気運の醸成を図るための取り組みを進めます。
- 子育て中の保護者が子育ての喜びなどを共有し合うことができる交流の場づくりを促進します。
- 世代間交流活動などを幅広い年代にわたって広げ、地域の教育力や子育て力の向上に努めます。
- 子育て経験者や企業退職者など地域の豊富な人材をボランティアとして積極的に活用し、地域が一体となった子育て支援に努めます。

■「子育て家庭優待事業」(イメージ図)



※なお、はぐみんカードは愛知県のほか、岐阜県・三重県の協賛企業・店舗でも利用できます。

■「ファミリー・サポート・センター事業」(イメージ図)



【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課
		対象者
親子で参加する体験活動の実施	幼稚園において地域の特色を活かした体験活動を実施します。	保育課 幼稚園児・保護者
保育園地域活動事業	世代間交流や異年齢児交流、育児講座などを開催します。	保育課 保育園児・市民
家庭教育推進モデル地区事業	家庭・地域の教育力向上のための講座、巡回指導、教育に関する親子ふれあい活動を実施します。	教育委員会事務局社会教育課 市民
子育て支援ボランティア育成と連携	子育て人材バンク登録の実施や市民協働による子育て支援者養成講座の実施、子育てサークルや子育て支援の会などの支援及び育成を行い、個人や地域の子育て力の強化を図ります。	保育課 市民
託児サポーターステップアップ講座	託児サポーター講座受講修了者のサポーターとしての資質向上と、サポーター同士の交流を図ります。	市民活動総合支援センター 市民
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介と指導を行います。	保育課 乳幼児・小学生・保護者
読書ボランティア養成講座の実施	読み聞かせボランティアのほか、子どもの読書活動を支援するボランティアを養成します。	中央図書館 市民
地域の年中行事	保育園・幼稚園の全園で年中行事を企画・実施します。	保育課 保育園児・幼稚園児
中学校区児童生徒健全育成協議会	学校を中心に家庭・地域が連携して小・中一貫した生徒指導を実施します。	教育委員会事務局学校指導課 小学生・中学生・市民
民生委員・児童委員の活動	児童などの福祉に関する相談や援助、見守り活動や子育て支援サークルをはじめとする地域活動などを行います。	生活福祉課 児童・保護者
学区福祉委員会	市民のかたの自主的な参加と協力により、地域福祉推進のため、子育て支援や安全安心を含めた地域の見守りを中心とした活動を行います。	社会福祉協議会 市民
健康推進員活動	健康推進員による保健活動の周知、疾病予防及び健康保持増進事業を実施します。	保健所健康増進課 市民
子育て家庭優待事業	事業者、地域、行政との連携により、社会全体で子どもと子育て家庭を応援する取り組みを進めます。	こども育成課 市民
「子育て応援の日」の啓発	家庭や職場、地域で一人ひとりが子育てを支えていく取り組みに関する啓発を行います。	こども育成課 市民

【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
保育園地域活動事業の実施園数	28園（H21）	35園
子育て支援団体の活動支援の開催回数	62回（H21）	62回
子育て人材バンクの登録人数	7団体 20人（H21）	10団体 30人
ファミリー・サポート・センター事業の箇所数と登録会員数	1箇所 1,030人（H21）	1箇所 1,050人

## (5) 子育て家庭の経済的負担の軽減

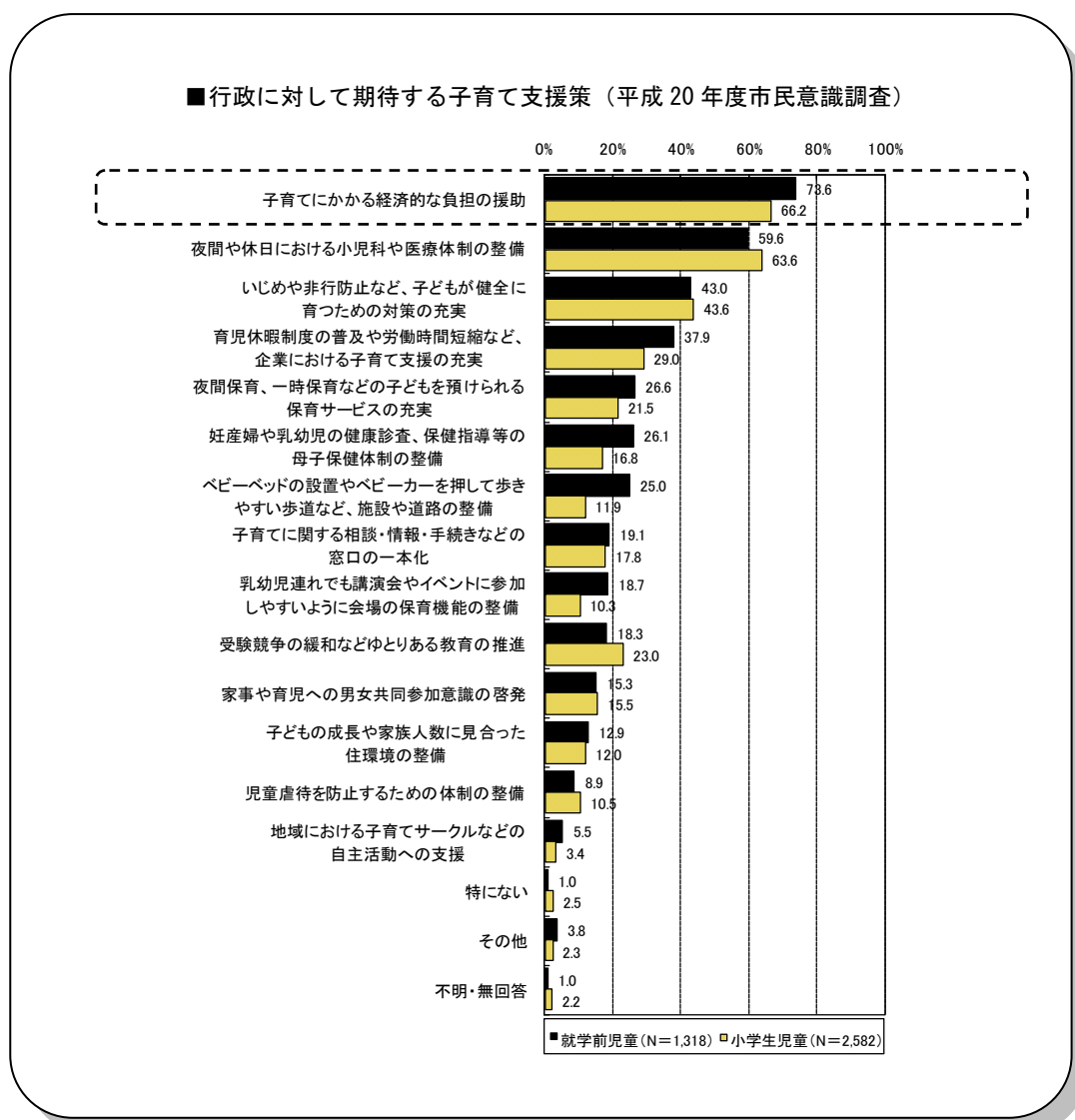
### 【現状と課題】

子どもを生み育てたいと思う男女が希望する子どもの数と、実際の子どもの数には差がある場合が多く、その一因が、教育や医療にかかる費用などの経済的な負担感にあると言われています。

アンケート調査結果によると、行政に対して期待する子育て支援策として、就学前児童の7割強、小学生児童の7割弱が「子育てにかかる経済的な負担の援助」と回答しています。

本市では、子どもを持つ家庭に対する手当の支給や中学校卒業までに子ども医療費の助成の支給対象を拡充するなど、子育て家庭に対する様々な経済的支援を行っています。

教育費を始めとする費用の増大などにより、子育てや教育に伴う経済的負担が大きくなっており、子どもの養育費・教育費などに対する支援・軽減策の充実が必要となっています。



【今後の方向性】

- 子育てに関する経済的負担感が少子化の一因であることから、経済的負担の軽減により、子どもを生み育てたいと思う男女が希望する数の子どもが持てるよう支援し、少子化の改善を促します。
- 幼稚園の保育料などの補助により、子育て家庭の教育費の負担軽減に努めます。

【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課 対象者
子どもを持つ家庭に対する手当の支給	子どもを持つ家庭に対し手当を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	家庭児童相談室 父母または 養育者
子ども医療費助成	中学校卒業までの子どもを養育しているかたに対し、医療費自己負担分を助成します。	国保年金課 保護者
自立支援医療（育成）	身体に障がいのある児童に対し、確実な治療効果が期待できる場合、世帯の所得などをもとに、生活能力を得るために必要な医療給付及び医療費を支給します。	保健所健康増進課 児童の保護者
養育医療給付	身体の発育が未熟で入院して養育を受ける必要がある場合に、医師の意見書などをもとに、必要な医療給付及び医療費自己負担分を助成します。	保健所健康増進課 未熟児の保護者
妊娠中毒症等療養援護費の支給	所得状況に応じ、一定の症状のある妊婦に対して妊娠中毒症などの治療に必要な医療費自己負担分の一部を給付します。	保健所健康増進課 妊婦
小児慢性特定疾患医療・日常生活用具給付	小児慢性特定疾患の治療に必要な医療費の一部を生計中心者の所得に応じて補助、日常生活用具給付を実施します。	保健所健康増進課 児童の保護者
私立幼稚園入園料の補助	子どもを私立幼稚園に入園させたかたに対し、入園料の一部を助成します。	保育課 幼稚園児の 保護者
幼稚園就園奨励費補助金制度	子どもを幼稚園に通園させているかたに対して、所得状況などに 応じ保育料を助成します。	保育課 幼稚園児の 保護者
私立幼稚園健康診断補助事業	私立幼稚園児の定期健康診断事業に対して補助します。	保育課 私立幼稚園
私立幼稚園教育振興関係補助事業	私立幼稚園に対し、図書費や教材費などを補助します。	保育課 私立幼稚園
民間児童クラブ利用者育成料補助事業	民間の児童クラブを利用する保護者に対し、利用料の一部を助成 します。	こども育成課 保護者
児童生徒就学援助事業	経済的理由で小学校・中学校への就学が困難な家庭に対し、学用品 や修学旅行などの費用を助成します。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生・中学生 の保護者
生活保護世帯小中学校入学祝品の支給	生活保護世帯の小学校・中学校入学児童・生徒に対し、入学祝品 を支給します。	生活福祉課 小学生・中学生 の保護者
特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、所得状況に 応じて学用品費などを助成します。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生・中学生 の保護者
外国人学校通学費の特別補助事業	外国人学校に就学する児童・生徒の保護者に対し、通学費を補助 します。	教育委員会事務局 学校指導課 保護者



## 2 母性及び乳幼児などの健康の確保及び増進

### (1) 子どもや母親の健康の確保

#### 【現状と課題】

妊娠・出産・産褥期（注4）における母子の健康増進は、生涯を通じて健康な生活を送るために欠かせないものであるとともに、子どもの健やかな成長の基礎となっています。

現在、本市では各種健診時などに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及、妊婦の不安解消に努めています。しかし、近年、女性の出産年齢の上昇や子育てによるストレスの増大、食生活の乱れなど、母子を取り巻く環境は大きく変化しています。このため、乳幼児健康診査を始めとした母子保健事業の機能強化を図るとともに、子育てに不安や孤立感を抱いている母親の不安解消も含めて、子どもの健やかな発育・発達を総合的に支援していく必要があります。

また、乳幼児の死亡原因の上位を占める誤飲、溺水、転落、やけどといった不慮の事故を未然に防ぐために、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の知識普及も必要になっています。

（注4）産褥期（さんじょくき）：分娩後、母体が常態に回復するまでの期間（通常6～8週間）。

#### ■各種健診受診率の推移

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
3～4か月児健診	96.8%	93.5%	95.8%	98.2%
1歳6か月児健診	97.0%	96.5%	97.6%	96.5%
3歳児健診	94.6%	94.7%	96.8%	94.4%
2歳児歯科健診	80.4%	80.8%	81.9%	82.8%

資料：保健所健康増進課  
※平成17年度は旧岡崎市のみ

#### 【今後の方向性】

- 妊娠期の母親に対して、不安の解消のための知識の普及や相談体制を整備し、安全な出産に向けた支援の充実に努めます。
- 母子を取り巻く環境の変化にあわせて各種母子保健事業の充実を進め、母子の健康保持・増進に努めます。
- 乳幼児健康診査において経過観察が必要とされた場合には、速やかに的確な指導を行い、必要に応じて専門医による相談など、事後指導相談体制の充実に努めます。
- 様々な機会を捉えて啓発活動を行い、誤飲や転落といった乳幼児の事故防止に関する啓発を図ります。

【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課
		対象者
不妊治療費の補助	所得状況により、一般・特定不妊治療の治療費の一部を助成します。	保健所健康増進課 妊娠を望んでいるかた
母子健康手帳の交付	妊婦と生まれてくる子どもの健康管理のために母子健康手帳を交付します。	保健所健康増進課 妊婦
妊婦相談	妊婦とその関係者に対して相談を実施します。	保健所健康増進課 妊婦とその関係者
助産扶助事業	経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設において入院出産できるよう援助を行います。	家庭児童相談室 妊産婦
マタニティ・ヨガ教室	妊婦を対象としたヨガ教室を実施します。	保健所健康増進課 妊婦
ヘルシーマタニティクラス	若年妊産婦など及びその家族に対し妊娠・出産・子育てに関する知識を普及し、仲間づくりの場を提供します。	保健所健康増進課 妊産婦とその家族
出産前後の小児保健指導	妊娠中や産後に、育児や成長・発達などについて、小児科医師が指導を実施します。	保健所健康増進課 妊産婦とその夫
新生児聴覚検査費の補助	生後7か月未満で新生児聴覚検査を受けた乳児に対し、聴覚検査費の一部の補助を実施します。	保健所健康増進課 乳児・保護者
母乳育児の推進	母子の良好な愛着関係を育むための母乳育児について、各種母子保健事業で啓発活動を実施します。	保健所健康増進課 乳児の保護者
訪問指導の実施	妊産婦、子どもの発育・発達、疾病などの状況に応じて保健師などが訪問し、必要な指導・助言を行います。(新生児、低出生児、乳幼児など)	保健所健康増進課 妊婦、乳幼児・保護者
健康診査の実施	母子保健法などに基づいた各種健康診査を実施するとともに、健診の事後指導としての訪問指導、教室などの充実を図ります。(妊婦・乳児、3～4か月児、1歳6か月児、3歳児、妊産婦歯科)	保健所健康増進課 妊産婦、乳幼児
健診事後指導教室	幼児健康診査の事後指導教室として、集団遊びや専門的な指導を通して、保護者が子どもの発達段階を理解する過程を支援します。	保健所健康増進課 幼児・保護者
親子教室	1歳6か月児健康診査の事後指導教室として、集団遊びを通して、保護者が子どもの発達段階を理解し、関わり方を学び、子どもの発達を促すことができるよう支援します。	保健所健康増進課 幼児・保護者
予防接種	予防接種法に定められた各種予防接種を実施します。	保健所健康増進課 乳幼児・小学生・中学生
2歳児歯科健診の実施	乳歯のう蝕予防を図るため、2歳児での歯科健康診査及びフッ素塗布を実施します。	保健所健康増進課 2歳児

事業名	事業概要	担当課 対象者
フッ化物洗口推進事業	永久歯のう蝕予防のため、就園・就学の場でのフッ化物によるうがいを実施します。	保育課・保健所健康増進課・教育委員会事務局 保健給食課 保育園児・幼稚園児・小学生
乳幼児の事故防止に関する啓発	乳幼児健診時でのリーフレットの配布や育児指導、ポスターの掲示など、様々な機会を捉えて乳幼児の事故防止に関する知識の普及を行います。	保健所健康増進課 乳幼児・保護者
保育園保健連絡会の設置	保育園と医師が連携し、保育園児の健康と安全を確保します。	保育課 保育園児
「マタニティマーク」の普及の推進	周囲の人に妊娠中であることを理解していただくためのマタニティキーホルダーを母子健康手帳交付と併せて配付するとともに、「マタニティマーク」の普及を推進します。	保健所健康増進課 妊婦・市民

#### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
妊婦相談の相談窓口	1箇所（H21）	8箇所
ヘルシーマタニティクラスの訪問による開催案内人数	15人（H20）	60人
訪問指導の実施件数	1,519件（H20）	1,600件
2歳児歯科健診の実施の受診率	82.8%（H20）	85%



## (2) 「食育」の推進

### 【現状と課題】

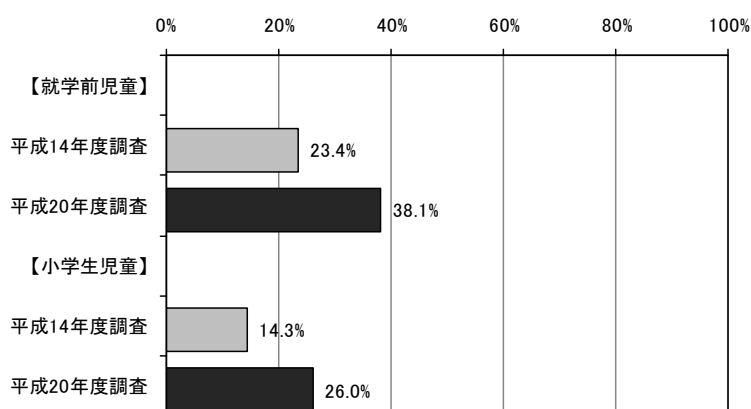
近年、食生活を取り巻く社会環境などの変化に伴い、子どもたちに朝食欠食などの食習慣の乱れや肥満傾向の増加などがみられ、生涯にわたる健康への影響が懸念されています。アンケート調査結果でも、妊娠・出産・子育てをする上で困ったことや悩みとして、「子どもの生活習慣（食事など）」と回答した保護者の割合が、就学前児童・小学生児童ともに前回調査に比べて高くなっており、「食」に対する関心が年々高まっていることがうかがえます。

子どもたちに対する「食育」は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすとともに、家族で食卓を囲むことは良好な家族関係づくりにもつながることから、健康の基本でもある正しい食習慣、生活習慣について、幅広い世代へ周知し、定着させていくことが大切です。

また、保育園・幼稚園職員のアンケート調査結果においては、園内で問題が発生した事例として1割強が「子どもの食物アレルギー」と回答しており、子どもの食を取り巻く課題が多様化・複雑化していることがうかがえます。

本市では、平成20年3月に策定した「岡崎市食育推進計画」において“3食、300グラム、三河の野菜”を基本目標にバランスの良い食生活を推進しています。今後も、これらの計画に基づき、子どもたちが「食」に関心を持ち、食の大切さを学ぶことができるよう、家庭や保育園、幼稚園、学校が連携しつつ、「食育」を推進していく必要があります。

■妊娠・出産・子育てをする上で困ったことや悩み  
「子どもの生活習慣（食事など）」に対する回答の経年比較  
(平成14年度、平成20年度市民意識調査)



### 【今後の方向性】

- 正しい食生活に関する家庭への意識啓発を継続して行うとともに、家族全員での楽しい食事を推進し、子どもの心身の健康の基盤を整備します。
- 「早寝・早起き・朝ごはん」運動をはじめとして、規則正しい生活リズムや健全な食習慣と生活習慣の確立を図るための取り組みを推進します。
- 保育園や幼稚園、学校の給食では、食材や調理方法なども工夫し、栄養のある、食べて楽しい給食を実現させるとともに、食文化や郷土食を学び、四季を感じる機会として充実させていきます。

### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課
		対象者
食育の普及啓発	食育だより、食育ポスターコンクール、食育体験ツアーなどにより、食育の普及啓発を進めます。	保健所生活衛生課 児童・保護者
保育園・幼稚園を通じた食育の推進	食文化の伝承、食物の栽培、収穫、調理体験などを実施します。	保育課 保育園児・幼稚園児・保護者
学校での給食指導	食に関する理解を深めるため、栄養指導や食に関する指導を充実します。	教育委員会事務局保健給食課 小学生・中学生
肥満児童・生徒への個別指導	健康についての自己管理能力を育成するため、養護教諭や医師会などと連携して、個別指導を行います。	教育委員会事務局保健給食課 小学生・中学生
アレルギー除去食の提供	各保育園の実情に応じて可能な範囲で個々のレベルに合わせた除去食を提供します。	保育課 保育園児・保護者

### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
食育の普及啓発（食育だよりの発行回数）	年4回発行（H21）	年4回発行



### (3) 思春期保健対策の充実

#### 【現状と課題】

心や体の発達にとって重要な時期である思春期においては、喫煙、飲酒、薬物など健康を脅かす問題に関する正しい知識が必要となります。また、近年では若年層の人工妊娠中絶や性感染症罹患率の増大がみられることから、思春期における性教育の徹底が重要な課題として認識されています。

このため、本市では、思春期の心と体の発達や性、喫煙や薬物の害などに対し、学校において正しい理解を深めるための健康教育を進めています。

今後も継続して、思春期の子どもに対する正しい知識の普及や相談体制などの充実を図るとともに、保健・医療・福祉・教育の関係者の連携を一層強化し、家庭や学校、地域における思春期保健対策を講じていく必要があります。

#### 【今後の方向性】

○煙草やアルコール、薬物の有害性の知識普及に努めるとともに、心身の健康と安全についての意識を高め、主体的な健康管理能力を育成します。

○学校教育や家庭教育を通じて、生命との関わりを認識させる性教育を推進するとともに、個々の情報選択能力の育成に努めます。

#### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課 対象者
喫煙に対する健康教育	未成年の喫煙防止、受動喫煙防止の健康教育を実施します。	保健所健康増進課・教育委員会事務局学校指導課 小学生・中学生・高校生・保護者
公共施設における禁煙・分煙の推進	公共施設における禁煙・分煙を推進します。	保健所健康増進課 市民
アルコールに関する健康教育	未成年のアルコールの害について健康教育を実施します。	保健所健康増進課・教育委員会事務局学校指導課 小学生・中学生・高校生・保護者
薬物乱用防止についての講習会	薬物乱用防止教室やその他の講習会などにより、薬物についての知識を周知します。	保健所生活衛生課 中学生

事業名	事業概要	担当課
		対象者
薬物乱用防止キャンペーン活動	街頭において、薬物乱用防止を啓発するためキャンペーンを実施し、啓発資材を配布します。	保健所生活衛生課 市民
思春期に関する健康教育	学校保健を担う養護教諭を中心とし、思春期の健康教育が実施されるよう教材貸与、講師紹介など連携を図り、支援を実施します。	保健所健康増進課 小学生・中学生・高校生など
性感染症講習会の実施	HIV感染症を中心とした性感染症の講演会を実施します。	保健所生活衛生課 市民
性感染症相談の実施	電話応対を中心とした性感染症の相談を実施します。	保健所生活衛生課 市民
特定感染症検査の実施	特定感染症検査を実施し、結果に対しての告知、指導を行います。	保健所生活衛生課 市民
学校保健委員会	学校保健に関する研究協議を実施します。	教育委員会事務局学校指導課 小学生・中学生
自殺予防こころホットライン	精神保健福祉士による自殺予防のための電話相談を実施します。	保健所健康増進課 市民

#### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
薬物乱用防止についての講習会開催回数	22回（H21）	22回
性感染症講習会の開催回数	年1回（H21）	年1回
性感染症相談の実施（相談件数）	延べ年20件（H20）	延べ年30件
特定感染症検査の実施件数	590件（H20）	750件



## (4) 小児医療の充実

### 【現状と課題】

子どもが健やかに成長していくためには、母子保健と小児医療の両面から支援できる体制が整っていることが必要です。特に、子どもが発病した場合に適切な医療がなされるかどうかは親にとって最も重大な問題です。

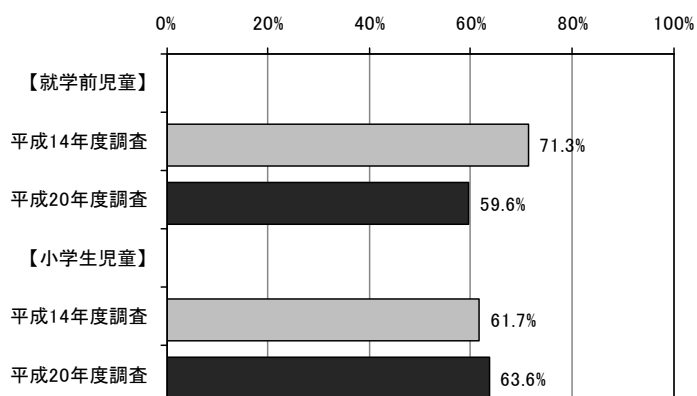
本市では、医師や PTA 関係者などで構成する「岡崎市小児救急医療対策協議会」を平成16年度に設置し、小児救急医療に関する情報提供や小児救急出前講座などを積極的に取り組んでいます。

アンケート調査結果によると、行政に対してどのような子育て支援策を期待するかについて、前回調査においては、就学前児童保護者の7割強が「夜間や休日における小児科や医療体制の整備」と回答したのに対し、今回の調査では6割弱となっていますが、小児救急医療体制の整備に対する保護者の期待が依然として高いことがわかります。

小児医療の充実・確保は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりの基盤となるものであることから、今後も、市内外の医療機関にも協力を要請し、積極的に取り組んでいく必要があります。

#### ■行政に対してどのような子育て支援策を期待するかについて

「夜間や休日における小児科や医療体制の整備」に対する回答の経年比較  
(平成14年度、平成20年度市民意識調査)





### 【今後の方向性】

- 乳幼児は体調が変化しやすいため、体調の急変にも対応できる適切な医療体制の整備を進めます。
- 小児救急医療の適切な理解と受診に向けて、広報・周知に努めます。
- 身近なかかりつけ医と緊急時の救急医への受診のすみ分けを促し、医療資源の有効な活用を推進します。

### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課
		対象者
小児救急医療に関する情報提供	小児救急医療に関するリーフレットなどの作成・配布及び小児救急出前講座を実施します。	保健所総務課 保護者
夜間における小児救急医療体制の確保	岡崎市医師会公衆衛生センター夜間急病診療所に小児科医を配置するため、運営に対する補助を行います。	保健所総務課 乳幼児・小学生・中学生
周産期センターにおける母子一環治療	出産前から出産後まで母子ともに一環で行う治療を実施します。	市民病院 妊産婦・乳児
N I C Uにおける高度未熟児治療	NICU（新生児集中治療室）で超未熟児などの高度な治療が必要な新生児に対応します。	市民病院 乳児
小児難病に対する専門外来の設置と入院治療への対応	小児難病に対する専門外来の設置と入院治療への対応を行います。	市民病院 乳幼児・小学生・中学生
基礎疾患を持つ児童に対する予防接種の実施	基礎疾患を持つため、開業医などでの個別接種が困難な子どもに対して予防接種を実施します。	市民病院 乳幼児・小学生・中学生
小児病床の確保	市内小児科医からの紹介患者がいつでも入院可能な病床を確保します。	市民病院 乳幼児・小学生・中学生
高度救命救急医療体制の整備	NICU（新生児集中治療室）、新生児・小児専用の医療機器などを備え、高度救命救急医療に対応します。	市民病院 乳幼児・小学生・中学生
岡崎市医師会との病診連携	市内の開業医が受け持つ一次診療に対し、後方支援を担当します。	市民病院 乳幼児・小学生・中学生

### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
小児救急医療に関する出前講座の開催回数	56回（H21）	60回

### 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### (1) 次代の親の育成

##### 【現状と課題】

近年は、出生数の低下などによって、子ども自身が日常生活の中で乳幼児と接する機会が少なくなっており、子育てや子どものことについて十分な知識や心構えを身につけていないまま親になることも少なくありません。

そのため、将来家庭を持ち、子どもを育てていく次代の親である子どもたちが、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるような機会を広げるための取り組みを推進する必要があります。

##### 【今後の方向性】

- 思春期の子どもたちが、次代の親として成長するために、乳幼児とのふれあい活動を通じて、将来、親となる喜びや大切さを知る活動の機会を推進します。
- 将来家庭を持ち、子どもを育てていく次代の親である子どもたちに対し、子育てや仕事の体験や学習ができる環境づくりを推進します。

##### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課 対象者
幼児とのふれあい体験	技術・家庭科、生活科・総合的な学習の時間、職場体験学習で保育園児・幼稚園児とふれあう機会を提供します。	教育委員会事務局 学校指導課 中学生

##### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
幼児とのふれあい体験の実施校	全中学校（H21）	全中学校



## (2) 子どもの健やかな体づくり

### 【現状と課題】

全国的に子どもたちの体格は良くなっているものの、体力は低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加などの課題が指摘されています。

子どもの健やかな体づくりを進めるためには、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成することができるような環境づくりや、適切な生活習慣を身につけるための健康教育を推進することが必要です。

現在は、スポーツ少年団における活動や、各学校における部活動や体育などの授業が、子どもたちがスポーツに親しめる機会となっています。また、今後設立をめざす総合型地域スポーツクラブなどの活動も踏まえ、子どもたちが主体的に体力づくりや健康づくりに取り組める環境の整備が求められています。

### 【今後の方向性】

- 生涯を通じて健康に過ごせるよう、発育期の子どもたちへの健康教育を推進します。
- スポーツ少年団への活動支援などを通じて、子どもの体力の向上や心の発育につながるスポーツ活動を推進します。
- 子どもたちのスポーツ活動を適切に導く、地域における優れた指導者の確保と育成に努めます。

### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課
		対象者
学校医・園医の配置	学校医や園医を配置し、園児・児童・生徒の健康管理を行います。	保育課・教育委員会事務局保健給食課 保育園児・幼稚園児・小学生・中学生
新入学児童就学時健康診断	新入学児童が健康で快適な学校生活を送ることができるように、健康診断を行います。	教育委員会事務局保健給食課 新入学児童
保育園・幼稚園・小学校・中学校定期健康診断	保育園、幼稚園、小学校及び中学校で行われる定期健康診断を実施し、児童・生徒の健康と安全を確保します。	保育課・教育委員会事務局保健給食課 保育園児・幼稚園児・小学生・中学生
学校保健会の設置	学校保健に関する調査研究、普及・啓発・企画・実践などを目的とする事業を実施します。	教育委員会事務局保健給食課 小学生・中学生
心と体の健康教育推進事業	児童・生徒の心と体の健康教育について、指導のあり方の研究や実際の個別指導などを実施します。	教育委員会事務局学校指導課 小学生・中学生

事業名	事業概要	担当課 対象者
結核対策委員会	結核の要検討者の選定、精密検査・検査結果に基づく措置を実施します。	教育委員会事務局保健給食課 小学生・中学生
青少年育成活動組織への活動支援	子ども会・ボーイスカウト・ガールスカウト活動などの支援や子どもまつり・リーダー研修会などを開催します。	こども育成課 青少年・育成団体組織
中学校部活動指導事業	中学校の部活動に携わる指導者及び民間指導者に対して奨励費を補助します。	教育委員会事務局学校指導課 市民
岡崎市スポーツ少年団	岡崎市スポーツ少年団の活動を支援します。	教育委員会事務局スポーツ振興課 児童
【新規】 総合型地域スポーツクラブの推進	地域の実情に応じて、身近にスポーツのできる環境を整備し、スポーツの振興を図ります。	教育委員会事務局スポーツ振興課 市民
各種スポーツ大会・教室開催	市や各競技団体主催により、各種スポーツ大会・教室を開催します。	教育委員会事務局スポーツ振興課 市民
体育行事推進事業	小学校・中学校の各種大会に対し経費の一部を補助します。	教育委員会事務局学校指導課 小学生・中学生
体育施設の運営	体育館・運動広場などの体育施設を運営します。	教育委員会事務局スポーツ振興課 市民

#### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
総合型地域スポーツクラブの設立地区数	0地区（H21）	1地区



### (3) 子どもの人間性・社会性を育む事業の推進

#### 【現状と課題】

かつて子どもたちは、地域社会における様々な人との出会いを通じて、社会性などを身につけることができました。しかし、現在では、地域社会のつながりの希薄化などにより、人としての基本的な人間性や社会性を築き上げていくことが、これまでに比べ難しくなっています。このような状況を踏まえ、子どもたちが様々な体験活動を通じて、豊かな人間性や創造性を育む機会をつくることが求められています。

アンケート調査結果によると、教育環境をよくしていくために力を入れる必要があることについて、小学生児童の4割弱が「体験学習の充実」と回答しており、本市においてもより一層の対策の充実が求められています。

言葉や文化の違いにふれることや、ボランティア活動などに取り組むことは、子どもたちの知識を深め、視野を広げるとともに豊かな人間性を育みます。今後も子どもたちの人間性・社会性を育むことができるよう、活動を充実させていく必要があります。

#### 【今後の方向性】

- 子どもが豊かな情操や基本的な生活習慣、家族や他人に対する思いやり、社会的マナーを身につけるとともに、自らを伸ばしていく力を育てる取り組みを充実します。
- 読書活動などを通じ、子どもが適切な読書習慣を身につけられるよう支援します。
- 姉妹都市などとの交流事業を通じ、子どもたちが国際的な広い視野を身につけ、多文化共生への理解を促します。

#### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課
		対象者
幼・保・小の連携	幼稚園児・保育園児と小学生との相互訪問による交流を行います。	保育課・教育委員会事務局学校指導課 幼稚園児・保育園児・小学生
動物とのふれあい	動物愛護精神の啓発、動物とのふれあいを通して命の大切さを感じ学ぶことができる機会を提供します。	動物総合センター 保育園児・幼稚園児・小学生
青少年健全育成事業	青少年の健全育成のための地域健全育成講演会を開催します。	教育委員会事務局社会教育課 小学生・中学生・高校生・保護者など
青少年センター・太陽の城	音楽、文化活動などを通じて青少年の教養を高め、交流を促進する機会を提供します。	太陽の城 小学生・中学生・高校生など

事業名	事業概要	担当課
		対象者
子どもの読書推進	おはなし会を定期的実施するとともに、子ども読書の日など、行事ごとのイベントを開催します。 絵本を通して親子のふれあいを深められるよう、乳児とその保護者に絵本を手渡すブックスタート事業を実施します。	中央図書館 乳幼児・小学生・中学生・高校生
生徒市議会	中学生の質問に対し、市長や担当部長が答弁する模擬市議会を実施します。	教育委員会事務局学校指導課 中学生
青少年赤十字	「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」の目標に基づくボランティア活動・研修会を実施します。	教育委員会事務局学校指導課 小学生・中学生
中日海洋エクスカーショ	中部9県の小学校6年生による1泊2日の海洋エクスカーションに参加します。	教育委員会事務局学校指導課 小学校6年生
少年消防クラブの指導・育成	少年消防クラブの活動を指導・育成します。	消防本部予防課 小学生・中学生
姉妹友好都市交流	姉妹都市（アメリカ・ニューポートビーチ市、スウェーデン・ウッデバラ市）、友好都市（中国・呼和浩特市）の中学生との交流事業を実施します。	教育委員会事務局学校指導課 中学生
【新規】 子ども科学館	自然科学を体験的に学習することができる子ども科学館の設立に向けての取り組みを進めます。	教育委員会事務局学校指導課 小学生・中学生・市民

#### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
青少年健全育成事業（講演会の開催回数）	4回（H21）	6回



## (4) 芸術・文化・歴史とのふれあい

### 【現状と課題】

グローバル化の進展や多文化共生がより一層進んでいく中で、地域の芸術や文化、歴史を学ぶことが改めて重要となってきています。

本市には恵まれた地域の芸術・文化・歴史的な資源があり、これらを活かして子どもの情操教育を進めています。

「おかざき世界子ども美術博物館」は、昭和 60 年に世界で初めての本格的な子どもの美術博物館として開館されました。子どもや保護者が豊かな創造力と親子の心のふれあいを深める場として貴重な施設となっています。

将来の本市を担う子どもたちが、郷土愛を育み、心豊かに育つことができるよう、地域における質の高い芸術・文化・歴史にふれる機会の充実が必要となっています。

### 【今後の方向性】

○子どもが質の高い芸術・文化にふれることができるよう、芸術・文化事業を充実します。

○地域の芸術・文化・歴史とのふれあいを通じて、郷土愛を育みます。

### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課
		対象者
芸術鑑賞会	小学6年生を対象とした芸術鑑賞会を開催します。	教育委員会事務局 学校指導課 小学6年生
美術博物館などの 入場料免除 (わくわく校外活動制度)	美術博物館、美術館、世界子ども美術博物館、岡崎城、三河武士のやかた家康館の入場料を免除し、芸術や歴史にふれあう機会を提供します。	文化国際課 小学生・中学生
親子造形センター 事業	工作教室、粘土教室、絵画教室、EBアート教室の造形教室を開催します。	地域文化広場 乳幼児・小学生・中学生など
おかざき世界子ども美術博物館	著名な芸術家の子どもころの作品や子どもたちの作品、玩具、民芸品を常時展示するとともに、子どもたちを対象とした企画展を開催します。	地域文化広場 乳幼児・小学生・中学生など

## (5) 自然体験の推進

### 【現状と課題】

近年、都市化の進展に伴い、子どもたちの遊びにも変化が見られ、自然離れが進んでいます。

子どもたちが山や川などの自然の中で遊ぶことは、友だちや家族との良い思い出となるばかりでなく、自然の大切さなど、多くのことを学ぶ大切な経験ともなります。

本市では、「こどもエコクラブ」や「おかざき自然体験の森」における事業などを通じて、子どもたちが自然や生物とふれあえる体験の場を設けています。また、自然の中で子どもたちが考え、協力し合いながら遊んで学べる場所として、平成 22 年度に水とみどりの森の駅事業「こども自然遊びの森（愛称：わん Park）」を開設します。

今後も、外遊びをすることが少なくなった子どもたちが自然を感じ、環境に対する理解を深めることができる機会を提供していくことが必要です。

### 【今後の方向性】

○子どもたちが地球環境の大切さや命の素晴らしさを実感できるよう、自然体験のできる機会を提供します。

○親子で参加する自然体験の機会を充実し、環境教育を促進します。

### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課 対象者
子どもを対象とした自然体験プログラム	おかざき自然体験の森のフィールドを利用して、各種自然体験プログラムを実施します。	自然共生課 幼児・小学生・中学生
親子ふれあいファミリーキャンプ	岡崎市少年自然の家において、親子ふれあいファミリーキャンプを開催します。	教育委員会事務局スポーツ振興課 児童・保護者
少年自然の家	小学校・中学校の教育計画に基づく活動及び引率者のある少年団体を対象に、自然の中での集団宿泊生活の機会を提供します。	少年自然の家 小学生・中学生
おかざき自然体験の森のフィールドを生かした環境教育	おかざき自然体験の森のフィールドを利用して、おかざきエコプロジェクトや環境教室などを実施します。	自然共生課 幼児・小学生・中学生
「こどもエコクラブ」結成及び活動支援	環境省の主催する「こどもエコクラブ」への登録促進を図ります。また、キットの配布やイベントなどの情報提供を実施し活動を支援します。	自然共生課 幼児・小学生・中学生・高校生
おかざきエコプロジェクト	公立の保育園・幼稚園の年長幼児を対象に、自然とふれあうプログラム等を実施します。	自然共生課 公立保育園・公立幼稚園の年長幼児



事業名	事業概要	担当課 対象者
川を活かした自然体験活動の実施	家族で乙川での自然体験ができる機会を提供します。	農務課 小学生・保護者
ぶどう袋掛け収穫体験	親子でぶどうの袋掛け収穫体験ができる場を提供します。	農務課 小学生・保護者
緑化活動の推進	各小学校で一人一鉢、学級花壇づくり、花いっぱい運動などを実施します。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生
おかざき水とみどりの森の駅わんぱくフェスタ	親子で自然体験するイベントを開催します。	自然共生課 幼児・小学生・保護者
【新規】 「こども自然遊びの森（愛称：わんPark）」管理運営事業	子どもたちがのびのびと自然遊びができる場所を提供します。（平成22年10月オープン予定）	自然共生課 幼児・小学生

#### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
子どもを対象とした自然体験プログラムの実施回数	48回（H21）	53回
おかざき自然体験の森のフィールドを生かした環境教育の開催回数	45回（H21）	50回
おかざき水とみどりの森の駅わんぱくフェスタの開催回数	1回（H21）	1回



## (6) 生きる力を育む教育の充実

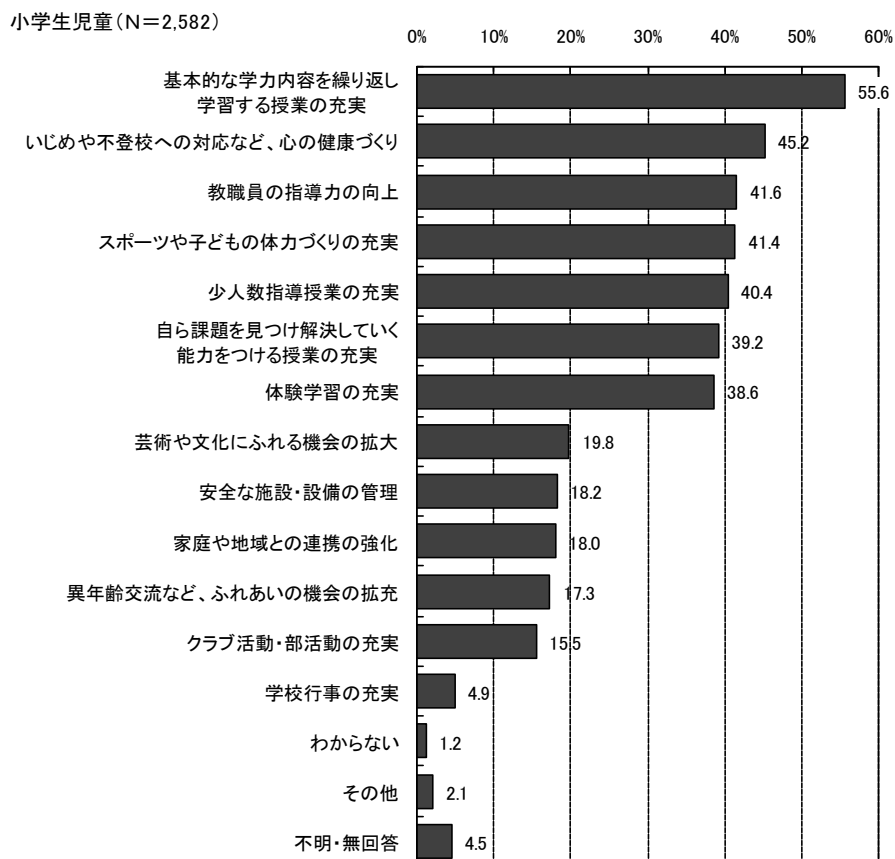
### 【現状と課題】

子どもたちが自ら学び、考え、主体的に行動できる「生きる力」を持てるよう、時代の変化に対応した学習や、体験活動を重視した学習を推進するとともに、命や人権を大切にする心の教育の充実に努め、子どもの豊かな人間性や社会性を育てていく必要があります。

国においては、平成 18 年 12 月に改正された「教育基本法」において教育の振興に関する基本的な方針や講ずべき施策などを定めた計画を策定することが定められ、平成 20 年 7 月に、国として初めての教育に関する総合的な計画である「教育振興基本計画」が策定されました。計画では学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させることなどの方針が示されています。本市においても、学ぶ喜び・確かな学力の向上や、学ぶ楽しさを実感できる学校づくりを進め、それぞれの学校や園において、魅力ある教育活動を実践していく必要があります。

また、子どもの教育については、学校のみでなく、保護者・地域との関係も重要となっており、地域人材の活用を図り、地域ぐるみで連携した教育環境整備に取り組む必要があります。

### ■教育をよくしていくために力を入れる必要があること（平成 20 年度市民意識調査）



### 【今後の方向性】

- 学校における安全の確保に努めるとともに、社会の動きに対応した新しい学習活動ができるよう、学校環境の施設整備に努めます。
- 個に応じたきめ細かな学習指導により、基礎・基本の確かな定着をめざすとともに、子ども一人ひとりの個性や可能性を育む教育体制づくりをめざします。
- 多様な体験活動や地域とのふれあい活動により、子どもたちが自ら課題をみつけ、自分で考え、行動するための「生きる力」の育成に努めます。
- 地域人材の積極的な活用を通じて学校の活性化を図り、地域との協働による特色ある学校づくりを進めます。

### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課
		対象者
特色ある学校づくり推進事業	各学校の創意工夫ある教育活動に対する支援を行います。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生・中学生
学校関係者評価推進事業	子ども・保護者・地域の人たちの意見を幅広く聞き、家庭や地域と連携協力しながら、特色ある教育活動を展開します。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生・中学生
小中学校の部活動	小学校・中学校の部活動を推進します。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生・中学生
教員補助者活用事業	生活経験が豊かで、学校教育に理解のある社会人を教員補助者として活用します。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生・中学生
生活科・総合学習活用事業	地域の人材を活用した「生活科」、「総合的な学習の時間」の充実のための支援を行います。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生・中学生
マルチメディア開発・活用事業	教育におけるマルチメディアやネットワークの利用、教育情報コンテンツの収集・作成・利用などに関する調査研究を行います。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生・中学生
文化行事推進事業	理科作品展、造形おかざきっ子展などを企画・実施します。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生・中学生
児童生徒活動リーダー研修	児童・生徒活動リーダーとなるべき児童・生徒を対象とした集団宿泊訓練を実施します。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生・中学生
環境教室	市職員が学校に出向き、環境に関する講義や実験を実施します。	環境総務課 小学生・中学生
英語スピーチフェスティバル	英語教育への意識高揚を図るために、児童・生徒が寸劇やスピーチを発表する機会を提供します。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生・中学生
中学生の主張コンクール	自分の考えをはっきり述べる能力を養い、社会の一員としての自覚を高めるために、生活や社会についての意見を発表するコンクールを実施します。	教育委員会事務局 学校指導課 中学生
健全育成推進事業	児童・生徒の健全育成と学校教育の充実のため、小中学校に学校相談員を配置し、相談活動などを行います。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生・中学生・保護者

事業名	事業概要	担当課 対象者
日本語教育講師派遣	日系及び外国籍児童・生徒の日本語教育のための講師を派遣します。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生・中学生
【新規】 総合学習センター の設立	学校教育を対象とした教育研究や教職員の研修などの拠点として総合学習センターを設立します。	教育委員会事務局 学校指導課 教員・市民

【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
教員補助者活用事業の人数	170人（H21）	180人



## (7) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

---

### 【現状と課題】

近年の携帯電話やインターネットの普及などにより、情報に関する利便性が高まる一方で、性や暴力などの不適切な情報の氾濫や、インターネット上での悪口や中傷によるネットいじめ、犯罪被害などが懸念されています。

子どもたちが、これら有害な情報にふれる危険性が高まっているため、携帯電話などの情報通信機器を安全に活用できるよう、子どもたちへの情報教育や保護者への啓発を行うことが重要です。

子どもたちがコミュニケーションの大切さを踏まえながら、年齢に応じて、情報を収集する力や選択する力を育むことができるよう、情報教育と啓発活動を推進していく必要があります。

### 【今後の方向性】

○テレビやインターネットに対する子どもの情報選択能力を育成します。

### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課 対象者
メディア教育の推進	携帯電話の危険性や正しい使い方についての授業を行ったり、生徒による集会や講演会を開催します。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生・中学生



## 4 子育てを支援する生活環境の整備

### (1) 子どもの居場所づくり

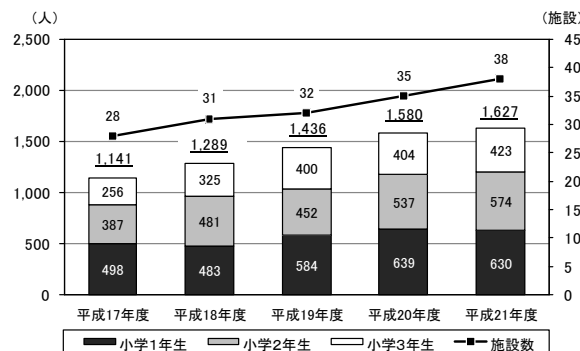
#### 【現状と課題】

子どもの遊びや学習活動の拠点となるべき施設の整備は、子どもの健全育成に欠かすことのできないものです。しかし、近年では、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、放課後などに異年齢の子ども同士で遊んだり、交流したりする機会が少なくなっています。また、子どもを巻き込む犯罪や事件に対する心配もあり、子どもが安心して過ごせる場所の確保が必要となってきています。

本市では、放課後児童健全育成事業として児童育成センターを設置し、共働き家庭の子どもの居場所づくりに努めています。また、平成20年度からは、放課後子ども教室推進事業を実施し、放課後の子どもの安全な遊び場、学びの場として学区ごとに設置されている「学区こどもの家」を利用した「放課後子ども教室」の整備を進めています。

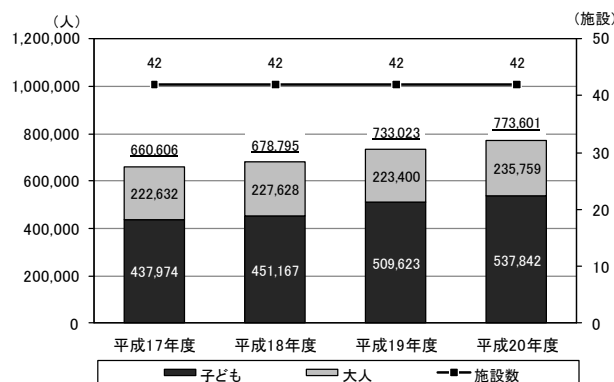
今後も、放課後などに子どもたちが安心して過ごすことができ、様々な体験や交流を深めることができるように、子どもの居場所づくりを進めていく必要があります。

■児童育成センター・民間児童クラブの利用状況の推移



資料：こども育成課

■学区こどもの家の利用状況の推移



資料：こども育成課

### 【今後の方向性】

- 児童の健全育成の場として、児童育成センター、学区こどもの家などの地域における活動内容の充実に努めます。
- 公園の緑化や児童遊具の整備・充実を行い、幅広い年齢層の市民が憩い、交流できる場として充実を図ります。
- 様々な年齢の子どもによる異年齢交流を推進し、子ども同士で学び合えるつながりを強め、豊かな人間関係づくりに努めます。

### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課
		対象者
放課後児童健全育成事業	保護者が就労しているなどの理由で、留守家庭となる子どもの居場所を確保するために、小学校1～3年生を対象に児童育成センター及び民間の児童クラブで預かります。	こども育成課 小学生（1～3年生）
民間児童クラブ事業費補助事業	民間の児童クラブに対し、事業費の一部を補助します。	こども育成課 民間児童クラブ
放課後子ども教室推進事業	小学生の放課後の居場所づくりを進めます。	こども育成課 小学生
学区こどもの家	学区こどもの家において児童に遊びの場を提供します。	こども育成課 乳幼児・小学生
児童遊園・こども広場の整備	子どもの安心できる遊び場として、児童遊園・こども広場の整備を進めます。	公園緑地課 小学校低学年以下の児童
都市公園の整備	子どもの遊び場及び市民の憩いの場として、都市公園の整備を進めます。	公園緑地課 市民
図書館	中央図書館をはじめ地域の図書環境の整備・充実を図ります。	中央図書館 市民

### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
放課後児童健全育成事業（児童育成センター・民間児童クラブ）の利用人数	1,627人（H21）	1,900人
放課後子ども教室の実施箇所数	4箇所（H21）	9箇所
学区こどもの家の利用人数（子ども）	537,842人（H20）	587,500人
児童遊園・こども広場の整備箇所数	337箇所（H21）	337箇所
都市公園の整備箇所数	218箇所（H21）	224箇所

## (2) 良質な住宅・居住環境の確保

### 【現状と課題】

子どもが健やかに生まれ育つためには、生活の基本となる居住空間が重要であることから、それぞれの家庭がそれぞれのライフスタイルに合わせて安定した子育て生活を営んでいくため、優良な賃貸住宅や安心できる住宅情報を提供することが求められています。

本市では、平成 21 年度から新設市営住宅において、子育て世帯優先入居制度の導入に積極的に取り組むとともに、中堅所得者向けの賃貸住宅の建設に認定・補助を行い、優良な賃貸住宅の供給促進を図っています。

また、近年では、建物の建材などから発生する揮発性化学物質やダニアレルゲンが原因で起こるシックハウス症候群も問題となっています。周囲の環境も含め、子育てしやすく、子どもが快適に生活できる住環境の整備が必要となっています。

### 【今後の方向性】

○市営住宅の優先入居制度などを通じて、子育て世帯が安心して子育てできる良好な居住環境の確保に努めます。

○安全な居住環境づくりに向け、シックハウス対策を推進します。

### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課 対象者
子育て世帯の優先入居	新築市営住宅において、多子などの子育て世帯を優先的に入居できるように配慮します。	市営住宅課 子育て世帯
地域優良賃貸住宅供給促進事業	中堅所得者向けの賃貸住宅の建設に認定・補助を行い、優良な賃貸住宅の供給促進を図ります。	市営住宅課 子育て世帯・高齢者世帯・障がい者世帯など
あんしん賃貸支援事業	民間賃貸住宅への入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を図るため、居住支援サービスを提供する団体と協定を結びます。	市営住宅課 市民
市営住宅の建替	地域の実情などを考慮した市営住宅の建替えを行います。また、建替え余地への保育園設置など、社会福祉施設の併設、近設などを考慮します。なお、シックハウス対策を実施します。	市営住宅課 市民

### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
市営住宅の管理戸数に占める子育て世帯優先入居戸数の割合	1.1%（H21）	1.6%



### (3) 安心して外出できる環境の整備

#### 【現状と課題】

子どもが地域で健やかに育まれるためには、様々な視点から子どもやその保護者が安心して暮らせる環境づくりについて考えていく必要があります。

本市では、公共施設や公共性の高い民間施設などにおいて、段差の解消やスロープの設置といったバリアフリー化を進めています。今後は子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッドの設置など、子育てバリアフリーの視点により、子育て支援設備についても随時整備を進めていく必要があります。

幼い子どもを連れての外出は大変な労力を要しますが、施設面での整備や周囲の人々の協力により、子育て世帯が外出しやすいまちをつくっていくことが可能です。子育て世帯が外出を控えてしまうようなことがないよう、民間の施設なども含めた、まちぐるみでの子育てバリアフリー化及び意識啓発が大切です。

#### 【今後の方向性】

○段差の解消やエレベーターの設置などのバリアフリー化とともに、ベビーベッドや授乳室の設置など子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進します。

○公共性の高い民間施設に対しても子育てバリアフリーの普及啓発に努め、誰もが暮らしやすいまちづくりをめざします。

#### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課
		対象者
庁舎などの子ども用設備の整備	庁舎などにベビーチェア、ベビーシートなどを設置します。	財産管理課ほか 乳幼児・保護者
ユニバーサルデザインによる庁舎などの整備	多目的トイレ、点字ブロックの設置など、庁舎などのバリアフリー化を進めます。	財産管理課ほか 市民（施設利用者）
りぶら利用者への託児サービス	図書館利用がしやすくなるよう、市民団体による託児サービスを実施します。	市民活動総合支援センター 就学、就園前の乳幼児・保護者
都市公園のバリアフリー化	都市公園内のトイレ、園路などのバリアフリー化を進めます。	公園緑地課 市民

#### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
りぶら利用者への託児サービス利用者数	※1 ー	800人

※1 平成20年11月より実施

## 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

### (1) 仕事と生活の調和の実現

#### 【現状と課題】

近年、共働き世帯が増加し、人々の生き方が多様化する中、働き方の選択肢が十分に整備されていないことや、長時間労働の恒常化など、一人ひとりにとって、自身が望む生き方が実現しにくく、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます。こうした状況は、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下やさらなる少子化の進行といった結果を招きかねません。

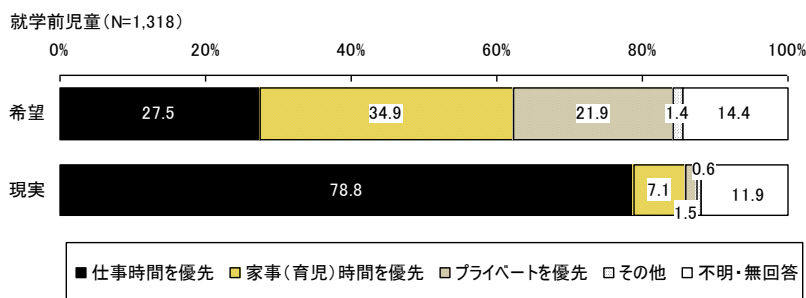
アンケート調査結果でも、父親の生活の中の「仕事時間」と「家事（育児）時間」、「プライベート」の生活時間の優先度の「希望」と「現実」について、就学前児童、小学生児童ともに、現実での生活の中心が仕事に偏っていることがうかがえます。また、子育てに積極的に関わりたいと思っているにもかかわらず、仕事を優先せざるを得ない男性も多くいると思われ、事業所などにおいても、仕事優先の意識のみではなく、家庭や子育てに配慮できる環境づくりが求められています。

このような状況を受け、平成 19 年 12 月には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定され、国民や事業者、地方公共団体が、働き方や生き方の見直しに向けて取り組んでいく方向性が示されました。

「子育てする家庭を社会全体で支える」という意識の醸成を図り、仕事最優先の価値観や性別による役割分担意識を見直すことが必要となっています。

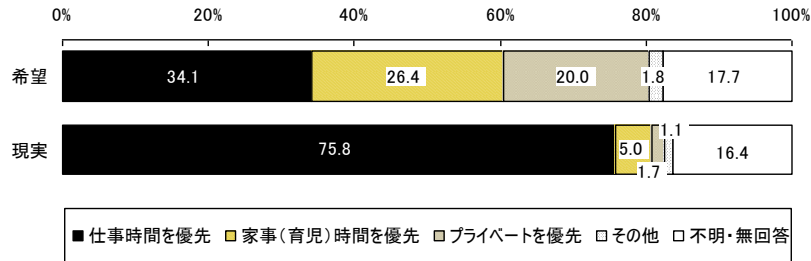
また、市としては、男女の固定的な役割分担の意識を払拭するなどの意識啓発を図り、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを着実に推進し、女性と男性が共同で家事や育児に参加できる環境の整備を進めていくとともに、一般事業主にとってのモデルとなるように、仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しに率先して取り組んでいく必要があります。

■ 就学前児童父親の時間の優先意向（平成20年度市民意識調査）



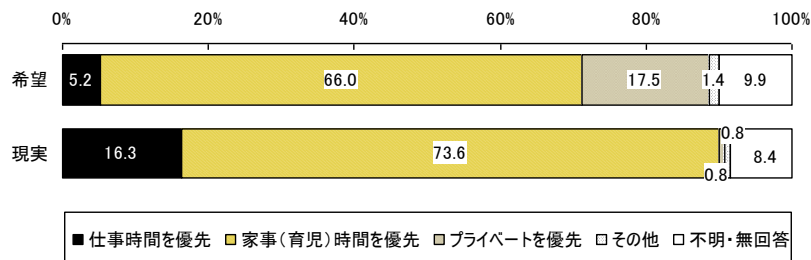
■小学生児童父親の時間の優先意向（平成20年度市民意識調査）

小学生児童(N=2,582)



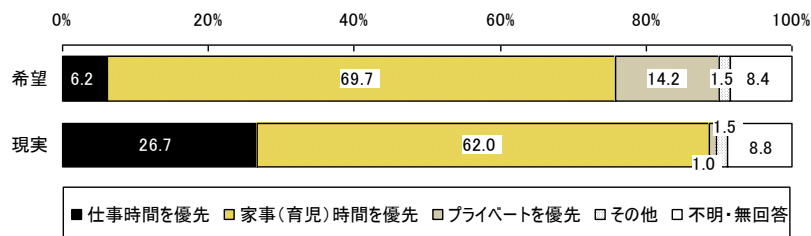
■就学前児童母親の時間の優先意向（平成20年度市民意識調査）

就学前児童(N=1,318)



■小学生児童母親の時間の優先意向（平成20年度市民意識調査）

小学生児童(N=2,582)



### 【今後の方向性】

- 「子育てする家庭を社会全体で支える」という意識の醸成を図り、仕事最優先の価値観や性別による役割分担意識を見直し、多様な生き方や働き方を選択できる職場環境づくりに向け、啓発活動を行います。
- 父親も子育てに関する知識を学び、十分に情報が得られるよう、学習機会の提供に努めます。
- 育児休業の取得促進について、関係機関と連携しながら、様々な機会と媒体を通じて制度の定着・活用を進めます。
- 岡崎市特定事業主行動計画のもと、市職員が率先してワーク・ライフ・バランスの普及促進や実践に努めます。

### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課
		対象者
父親の子育て参加に向けた啓発	母子健康手帳交付時に父子手帳を交付します。	保健所健康増進課 父親
意識改革を図るための広報・啓発	男女共同参画講座・講演会などを開催します。	市民協働推進課・市民活動総合支援センター 市民
子育てしやすい職場環境の整備の啓発	子育てしやすい職場環境の整備に関する啓発を行います。	商工労政課 事業主

### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
ファミリー・フレンドリー企業への登録数	16社（H21）	50社



## (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

### 【現状と課題】

仕事と子育ての両立を支援するためには、雇用環境の整備や社会全体の意識改革を促すと同時に、育児休業復帰に伴う保育園への年度途中入所の希望や、延長保育、休日保育、病後児保育などに対するニーズに対応することができるための基盤整備が重要です。

本市では、保育園の新築や増改築に伴う定員の見直しや、育児休業復帰時の入所予約受付など、ハード・ソフトの両面から、多様な保育ニーズに対応する仕組みづくりに取り組んでいます。また、放課後児童健全育成事業に関しても、児童育成センター未設置学区の整備、大規模児童育成センターの分館化などにより、適正な施設設置を検討しています。

今後も保育の需給バランスや、利用者ニーズの動向に配慮したきめ細かな対応が求められます。

### 【今後の方向性】

- 保育室の新築や増改築に併せて、地域の保育ニーズに応じた保育室の活用の見直しを図るとともに、職員配置の見直しを柔軟に行います。
- 育児休業後の職場復帰や事業所内託児所の整備に向けて、支援や啓発を進めます。
- 保育ニーズに関する情報収集や分析を積極的に行い、適切な保育サービスの提供ができるよう検討します。

### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課
		対象者
放課後児童健全育成事業の充実	留守家庭児童を受け入れる児童育成センターなどの整備を行います。	こども育成課 保護者・小学生 (1～3年生)
育児休業後の職場復帰の支援	育児休業終了に伴い保育園に年度途中入所を希望される場合、定員の範囲内で入所の予約を受け付けます。	保育課 保護者
事業所内託児所整備の啓発	事業所内託児所の整備に関する啓発を行います。	商工労政課 事業主

### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
放課後児童健全育成事業（児童育成センター・民間児童クラブ）の実施箇所数	38箇所（H21）	45箇所

## 6 子どもの安全の確保

### (1) 子どもの交通安全の確保

#### 【現状と課題】

子どもが健全に育っていくためには、まず何よりも子どもの安全が保障されなければなりません。

本市では、車の運転者や歩行者に対して注意を促す、路側帯のカラー舗装など通学路や歩道の整備を進めることで安全な歩行空間の確保に努めています。

平成 12 年からは、6 歳未満の乳幼児に対し車に乗る際のチャイルドシートの着用が義務づけられ、平成 20 年 6 月からは「道路交通法」が一部改正され、幼児・児童の自転車乗車時における乗車用ヘルメットの着用が努力義務として導入されました。車や自転車に乗る子どもの安全を確保するためには、チャイルドシートやヘルメットの着用について、保護者の意識を高めていくことが必要となっています。

大人も含めた交通安全意識の高揚や登下校時の危険個所の見守りなどにより交通事故のないまちづくりを進め、未来を担う子どもたちのかけがえのない生命を守っていくことが必要です。

#### 【今後の方向性】

- 通学路・生活道路を中心に交通安全施設の整備などにより、良好な交通環境の確保に努めます。
- 保育園・幼稚園・学校における交通安全教室の充実を図り、子どもの交通安全意識を高めます。
- 市民全体に対し、街頭指導などを通じて交通安全の意識を高め、交通マナーの向上を促進します。
- 様々な機会を通じてチャイルドシートや幼児・児童の自転車乗車時における乗車用ヘルメットの着用を保護者に促し、子どもの安全確保に努めます。

#### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課 対象者
幼児に対する交通安全教室	保育園・幼稚園で親子を対象とした交通ルールの学習教室を実施します。	安全安心課 保育園児・幼稚園児・保護者
幼児交通安全クラブの活動支援	保育園児・幼稚園児に交通安全教材を配付します。	安全安心課 保育園児・幼稚園児・保護者
幼児交通安全指導者の育成	保育園児・幼稚園児の保護者を対象にした研修会を実施します。	安全安心課 保育園児・幼稚園児の保護者

事業名	事業概要	担当課 対象者
新入学児童交通安全帽の無料配付	新入学児童に交通安全帽を配付します。	安全安心課 新入学児童
交通安全関連設備の整備	道路反射鏡・防護柵・区画線などの設置を進めます。	安全安心課 市民
交通少年団指導育成の活動支援	交通安全啓発のための小学生による鼓笛パレードや学区における交通安全啓発活動を実施します。	安全安心課 小学生
交通安全教室の実施	交通ルールの学習や自転車の乗り方などを指導するために、交通安全教室を実施します。	教育委員会事務局 学校指導課 小学校3年生
チャイルドシートの貸出	ベビーシート、チャイルドシート、ジュニアシートを無料で貸し出します。	安全安心課 乳幼児・保護者

### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
幼児に対する交通安全教室の実施回数	75回（H20）	77回
幼児交通安全指導者の育成（研修会の開催回数）	1回（H21）	1回
交通安全教室の実施	全小学校（H21）	全小学校



## (2) 子どもを犯罪などの被害から守るための環境づくり

### 【現状と課題】

凶悪犯罪が増加している昨今、子どもたちが犯罪に巻き込まれ、被害者になってしまうケースが増加しています。

本市の刑法犯罪発生件数は、平成 16 年をピークに減少傾向にあるものの、児童への不審な声かけなどの被害は後を絶ちません。このような状況に対応し、本市では、小学生への防犯ホイッスルの配付や、中学生に防犯ブザーの配付を行うとともに、各学校などにおいて防犯教室を実施しています。また、通学路の整備やボランティアによる見守りやメールによる防犯情報の配信などを通じて、子どもたちの安全・安心な登下校の環境づくりに努めています。

犯罪の防止には、特に地域の見守りが大きな効果を発揮します。全市的に広がっている自主防犯活動団体のより一層の活動の活性化が期待されます。

子どものかけがえのない命を守るためにも、地域ぐるみで防犯活動を行い、各関係機関、団体などが協力し合って子どもを守る体制を構築していく必要があります。

### 【今後の方向性】

- 学校教育や家庭教育、地域での活動を通じて、子どもの防犯についての理解や知識を高め、自分の身を守る意識を根づかせます。
- 子どもが地域の中で安全に暮らせる環境づくりに向け、犯罪情報などの迅速な共有体制を整備します。
- 犯罪などの抑止や未然防止のため、地域住民が主体となった地域の自主防犯活動を支援します。
- 防犯灯の設置など通学路などの安全対策を図ります。

### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課
		対象者
不審者侵入への対策訓練の実施	不審者の侵入を想定した訓練を小学校を中心に実施します。	安全安心課・保育課・教育委員会事務局学校指導課 保育園児・幼稚園児・小学生・中学生
防犯ホイッスルの配付	毎年小学新1年生に防犯ホイッスルを配付します。	安全安心課 小学校新1年生
防犯ブザーの配付	毎年中学新1年生に防犯ブザーを配付します。	安全安心課 中学校新1年生
防犯教室の開催	岡崎署と合同で小学校などにおいて防犯教室を開催します。	安全安心課 小学生など
防犯情報メールの配信	携帯電話向けに不審者情報などを防犯情報メールとして配信します。	安全安心課 市民



事業名	事業概要	担当課 対象者
自主防犯活動団体への支援	研修会の開催やパトロール用資材の配付・貸与などにより、地域の自主防犯活動団体の活動を支援します。	安全安心課 市民
地域防犯ネットワーク	犯罪情報などを警察などの関係機関や庁内各課との連携により、いち早く共有できるよう対応します。	安全安心課 市民
模擬パトロールカーによる巡回	連れ去りなどの犯罪抑止のため、警察OBの嘱託職員が模擬パトロールカーで市内を巡回します。	安全安心課 市民
青色回転灯パトロールの推進	自主防犯活動団体が自家用車に青色回転灯を装着して巡回する青色回転灯パトロールを推進するため、講習会を開催し警察や運輸局への申請手続きを積極的に支援します。	安全安心課 市民
防犯灯整備事業	生活道路・通学路で地元要望のある箇所に防犯灯を設置します。	安全安心課 市民
防犯施設・設備整備事業	保育園・幼稚園・小学校・中学校において、防犯施設・設備の整備を進めます。	こども育成課 教育委員会事務局施設課 保育園児・幼稚園児・小学生・中学生

#### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
防犯教室の開催回数	19回（H20）	25回



### (3) いじめや不登校などの児童・生徒への対策の充実

#### 【現状と課題】

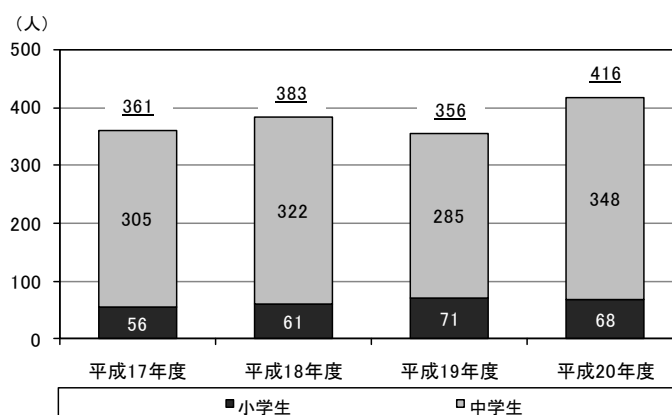
いじめや不登校については、これらの防止とともに被害を受けた子どもへの適切な保護やケアを進めることが重要です。

アンケート調査結果では、「教育環境をよくしていくために力を入れる必要があること」について、小学生児童の5割弱が「いじめや不登校の対応など心の健康づくり」と回答しており、本市においても、より一層の対策の充実が求められています。また、相談機関（家庭児童相談室など）についての就学前児童の認知度・利用度では、「知らない」が4割弱、「知っているが利用したことがない」が6割弱となっており、相談機関についての広報・周知が求められています。

現在本市では、子どもの心の問題への支援として、不登校や引きこもりなど、問題を抱える児童・生徒に対し、保健室などでの通学や適応指導教室の実施で対応しています。また、学校にスクールカウンセラーを配置することで、保護者や生徒への相談・支援が効果をあげています。さらに平成22年1月より、岡崎市教育相談センターに各種の相談機能を集約し、一体的な相談体制を整備することで、よりきめ細かな対応が可能となります。

いじめは、子どもの心に深い傷を負わせることから、より一層の早期発見を進め、子どもの精神的な立ち直りを支援するためのカウンセリング、保護者に対する助言など、学校などとも連携を図りながらきめの細かな支援を実施することが求められています。

■不登校児童・生徒数の推移



資料：教育委員会事務局学校指導課

【今後の方向性】

- 学校現場へのスクールカウンセラーの配置などを通じて、児童・生徒の心の問題の早期発見・早期対応に努めます。
- 支援が必要な不登校児童・生徒に対し、学校復帰のための適応指導や保護者への相談を実施し、支援を行います。
- 必要な人に適切な相談支援が展開されるよう、教育相談センターや家庭児童相談室の広報・周知に努めます。
- いじめや不登校など配慮が必要な子どもに対し、指定校の変更や区域外就学などを柔軟に行い、学校への復帰をサポートします。

【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課
		対象者
いじめ問題行動対策	いじめ・問題行動に対する教員の力量向上のための研究や研修、夜間の家庭訪問やパトロール活動を行います。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生・中学生・教員
スクールカウンセラーの派遣	児童・生徒の問題行動解決及び心のケアのため、スクールカウンセラーを派遣します。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生・中学生・教員
心身障がいによる不登校児への心身医学療法	心身障がいに起因する不登校児への心身医学療法を実施します。	市民病院 小学生
少年愛護センター	少年の問題行動、非行防止のための街頭補導や青少年に対する助言・相談・指導を行います。	教育委員会事務局 社会教育課 小学生・中学生など・保護者
教育相談センター	心のケアと学校への復帰支援のために、不登校児童・生徒やその保護者に対する相談・支援を教育相談センター内のハートピア岡崎で実施します。 心の悩みを持つ児童・生徒や保護者の相談を専任の臨床心理士が行います。	教育委員会事務局 学校指導課
		小学生・中学生・保護者
心の電話おかざき	悩みを持つ子どもや保護者に対して、電話での助言・指導を行います。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生・中学生・保護者
指定校変更区域外就学の許可	教育的配慮などの理由で必要と認めた場合、指定校変更区域外就学を許可します。	教育委員会事務局 学校指導課 小学生・中学生

## 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

### (1) 児童虐待防止対策の充実

#### 【現状と課題】

近年、地域における人間関係が希薄になっており、保護者の孤立化が進んでいるとともに、虐待などの家庭の問題が表面化しにくくなっています。

児童虐待への対応については、平成 12 年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、その後も制度的な充実が図られてきましたが、子どもの命が奪われるような重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあります。

保護者が子どもに対して虐待に至ってしまうケースには、頼る相手や相談相手がない中で、子育ての責任を一人で背負ってしまうことによるものが多くなっています。まずは子育てに対してストレスをためないような環境や、悩みを気軽に相談できる体制を整えた上で、保護者に対しての意識啓発や、虐待ハイリスクケースの早期発見、個別相談などによる適切な指導を進める必要があります。

また、虐待に関しては「しつけ」と「虐待」の線引きに個人差があることから、乳児家庭全戸訪問事業や虐待防止ネットワークなどにおいて連携を図り、情報の共有と早期発見のための体制づくりをより一層強化していく必要があります。

■児童相談センターの相談別受付件数の推移

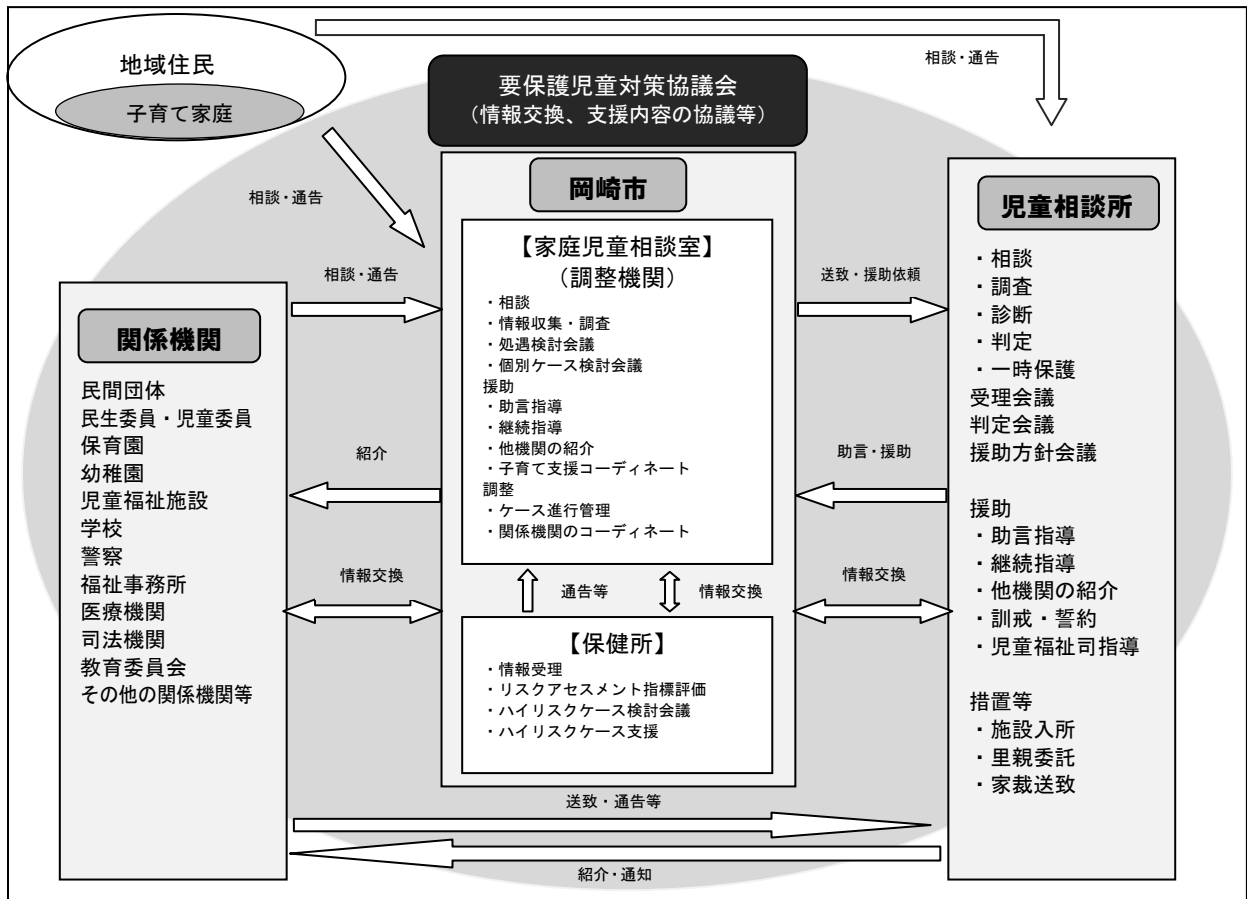
項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
合計	745	724	779	778
養護相談	218	201	229	211
虐待	145	68	82	70
保健相談	1	1	0	0
障がい相談	412	410	425	465
非行相談	20	22	11	20
育成相談	91	80	106	80
その他の相談	3	10	8	2

資料：西三河児童・障害者相談センター（岡崎市該当分のみ抜粋）

【今後の方向性】

- 虐待防止ネットワークを強化し、関係機関において相互に連携を取り、児童虐待に関する情報の共有と早期発見、早期対応に努めます。
- 迅速かつ適切な対応を図るため、児童相談所、警察、保健所、保育園、幼稚園、家庭児童相談室、民生委員・児童委員、学校、医療機関などの連携強化に努めます。

■児童虐待防止に対する取り組み（イメージ図）



【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課 対象者
【再掲】 乳児家庭全戸訪問 事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、育児に関する相談に応じ、親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行います。	家庭児童相談室 乳児・保護者
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、保健師などの専門職による養育に関する助言・相談・指導及びヘルパー派遣による家事援助などを実施します。	家庭児童相談室 児童・保護者
要保護児童対策協議会の設置	関係機関との連携により、虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童などを早期に発見し、適切な支援を行います。	家庭児童相談室 児童・保護者

【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
【再掲】乳児家庭全戸訪問事業の実績（割合）	※1 ー	90%

※1 平成21年4月より実施

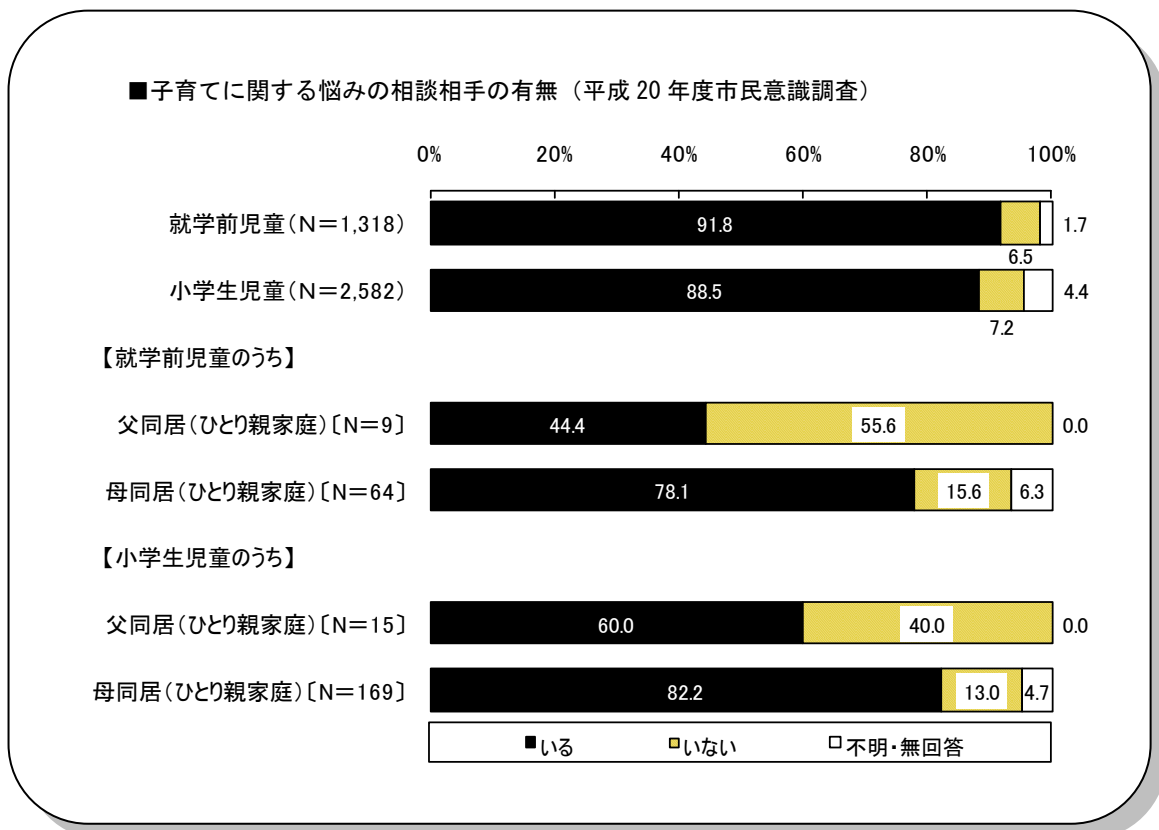
## (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

### 【現状と課題】

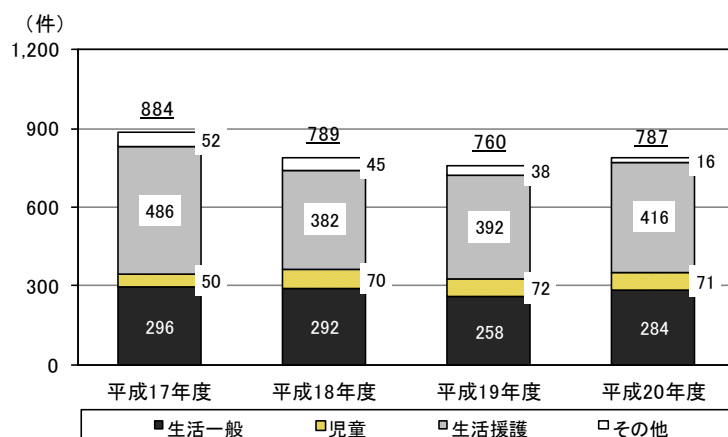
近年、社会環境や生活環境の多様化、また、個人の価値観の変化などによる離婚件数の増加により、ひとり親家庭が増えています。

小さな子どもを持つひとり親家庭では、家事・育児をはじめ、生活全般にわたっての負担が大きくなっており、アンケート調査結果においては、子育てなどでの困ったことや悩みとして、母子家庭で「経済的に余裕がないこと」が5割弱と、他に比べて高く、特に母子家庭では経済的自立を促すような支援が重要であることがうかがえます。また、子育てに関する悩みの相談相手について、全体ではおよそ9割が「いる」と回答しているものの、就学前児童のいる母子家庭では8割弱、父子家庭では4割強となっており、ひとり親家庭がやや孤立しがちな状況がみられます。

ひとり親家庭に対する支援においては、経済的支援だけでなく、見守り・相談体制を整えるとともに、関係する福祉団体などとも連携を取りながら、様々な側面から取り組む必要があります。子どもの健全な育成を図るため、「母子及び寡婦福祉法」の規定などを踏まえたきめ細かな福祉サービスや、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な対策が求められています。



■母子等自立支援員相談指導件数の推移



資料：家庭児童相談室

【今後の方向性】

- 母子家庭を対象とした医療費助成制度などの充実にもつとも母子家庭などに対する修学・住宅・生活資金などの貸付金制度の活用について、広報・周知に努めます。
- ひとり親家庭において、一時的に家事介護などのサービスが必要な場合やひとり親家庭になって間がないなど、生活環境の激変により日常生活に支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し生活の安定を図ります。
- 母子家庭などの子どもが就学・就業する際に必要な費用を貸し付けることによって、児童福祉の向上を図るとともに、職業能力訓練費の一部支給や促進費の支給などの就労支援による自立を促進します。

【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課 対象者
児童扶養手当の支給	両親または父親がいない(父親が重度障がい者を含む)児童を養育しているかたに対し手当を支給します。 平成22年8月分より父子家庭も支給対象となります。	家庭児童相談室 母子家庭の母など
母子家庭等医療費の助成	ひとり親家庭などの父または母と子に、医療費の自己負担分を助成します。	国保年金課 ひとり親家庭の保護者と子
県・市遺児手当の支給	両親または父親もしくは母親がいない児童を養育しているかたに対し手当を支給します。	家庭児童相談室 ひとり親家庭の保護者
母子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭及び寡婦の生活の安定と児童の福祉の増進のため、修学資金・修業資金・生活資金などの各種資金の貸付けを行います。	家庭児童相談室 母子家庭または寡婦
養育費の確保についての啓発・相談事業	養育費の確保についての広報啓発・情報提供・相談を実施します。	家庭児童相談室 ひとり親家庭の保護者

事業名	事業概要	担当課
		対象者
相談体制の充実	母子自立支援員が相談・支援を実施します。	家庭児童相談室 ひとり親家庭の保護者
母子家庭等日常生活支援事業	就職活動など自立や疾病などの社会的な事由に対し、家庭生活支援員を派遣し、一時的な家事・介護などのサービスを提供します。	家庭児童相談室 ひとり親家庭の保護者
ひとり親家庭生活支援事業	生活支援講習会を開催するとともに、講習内容に係る相談に応じます。	家庭児童相談室 ひとり親家庭の保護者
母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭などの就業を促進するため、就業相談及び就業支援講習会、就業情報の提供などを実施します。	家庭児童相談室 母子家庭の母または寡婦
母子家庭自立支援給付金事業	就業のための教育訓練受講料の一部や高等技能養成訓練中の訓練促進費を支給することにより、就業を促進し、経済的自立を支援します。	家庭児童相談室 母子家庭の母
母子家庭の母の雇用についての啓発	事業者に対し、母子家庭の母の雇用について理解・協力を得るための啓発活動を実施します。	家庭児童相談室 母子家庭の母
市営住宅家賃の軽減	児童扶養手当または県・市遺児手当を受給している母子家庭の市営住宅の家賃を軽減します。	市営住宅課 母子家庭
母子生活支援施設 いちちょうの家	居所の喪失などにより養育環境に問題がある母子を施設に入所させて保護し、子どもの養育支援や自立に向けた生活、就労支援を行います。	家庭児童相談室 母子家庭の母と子
他市母子生活支援施設入所委託	主にDV被害を受けた母子を、他市の母子生活支援施設に入所させ、安全かつ健全な養育環境の確保を図るとともに、母親の自立促進のための生活支援や子どもの心のケアを行います。	家庭児童相談室 母子家庭などの母と子

### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
ひとり親家庭生活支援事業（講習会の開催回数）	8回（H21）	8回
母子家庭等就業・自立支援センター事業（講習会の開催回数）	8回（H20）	8回





### (3) 障がい児施策の充実

---

#### 【現状と課題】

平成 17 年 4 月に施行された「発達障害者支援法」により、従来の身体・知的・精神の 3 障がいの枠組みでは的確な支援が困難だった発達障がい者に対する支援が明確化されました。

本市では、平成 20 年度から、岡崎げんき館内で小児神経科・児童精神科・小児科医師、臨床心理士、保健師、社会福祉士、保育士の連携による「子ども発達サポート事業」を開始し、早い段階から療育支援を行うことができる体制づくりを進めています。近年では、精神発達面に遅れやつまずきのある子どもが増加していることから、このような事業を通じ、子どもへの早期支援、保護者の不安の軽減や相談、その後の支援などへつないでいくことが、より一層重要になっています。

また、平成 18 年 6 月には「学校教育法」が改正され（平成 19 年 4 月施行）、学習障がい、注意欠陥／多動性障がい、高機能自閉症を含め、障がいのある子どもも地域の通常の学級で学習することを前提にした上で教育や指導を行う「特別支援教育」へと転換されています。

本市では、平成 16 年度から市内の体制づくりに取り組んでおり、現在では、すべての市立小中学校に特別支援教育コーディネーターの配置、校内支援委員会の設置を行い、きめ細かな支援体制を整備しています。

支援の必要な子どもやその保護者に対しては、母子保健事業や保育園・幼稚園・学校などとの連携を強化し、一人ひとりの障がいの種類や程度に応じた柔軟な療育・教育を行うことができる体制の整備に努める必要があります。

#### 【今後の方向性】

- 「子ども発達サポート事業」などにより、発達に不安のある子どもへの支援や保護者への相談などを行います。
- 発達障がいの不安のある子どもに対しては、岡崎げんき館、福祉の村や県立第二青い鳥学園・市民病院などの医療福祉との協働で医療・相談・訓練など育児支援を進めます。
- 福祉の村において発達障がい児や気になる子を支援する機能を付加する取り組みを進めます。
- 保育士・教諭の専門性の向上を図り、保育園・幼稚園などにおける障がいのある子どもの受け入れ体制を整備するとともに、他機関との連携のもと、適切な保育の実施に努めます。
- 「障害者自立支援法」に基づく各種施策などを通じ、障がい児やその保護者への適切な支援に努めます。

■障がい児数（手帳所持児童数：18歳未満）の推移

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
身体障がい	316	323	321	328	332
知的障がい	542	571	586	617	633
精神障がい	2	8	10	9	12

資料：障がい福祉課、保健所健康増進課  
精神障がいは20歳未満で算出

【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課 対象者
子ども発達サポート事業	小児科医師・保健師・社会福祉士などが発育・発達・子育てなどに関する相談に応じます。	保健所健康増進課 乳幼児・保護者 とその関係者
発達障がい児への療育指導	発達障がい児への療育指導を行います。	市民病院 小学生・中学生
めばえの家	心身の発達に遅れや心配のある子どもに対して、適切な指導及び訓練を行います。	障がい福祉課 幼児・保護者
障がい児サークルの支援	発達の遅れが心配な親子に対して、遊びの提供、育児相談などを支援します。	保育課 乳幼児・保護者
障がい児保育事業	集団保育が可能な軽度の障がい児を保育園で受け入れます。	保育課 保育園児・保護者
心身障がい児施設入所検討連絡会	通所施設あるいは療育機関に通っている心身障がい児の適切な入園先を検討します。	保育課 幼児
特別支援教育推進活動事業	障がいのある子どもの就学前から中学校卒業までを見通した教育支援体制を整え、関係機関との情報・行動連携を図ります。	教育委員会事務局 学校指導課 就学前児童・小学生・中学生
そよかぜ相談	障がいのある児童・生徒の就学や学校生活への適応についての相談を行います。	教育委員会事務局 学校指導課 就学前児童・小学生・中学生・保護者
就学指導事業	障がいのある児童・生徒の適切な就学先についての審議及び判定を行います。	教育委員会事務局 学校指導課 就学前児童・小学生・中学生
若葉学園	知的障がいや発達に遅れのある児童に対し、自立に向けた基本的習慣の指導と自立回復訓練を行います。	障がい福祉課 障がい児
みのりの家	障がい児（者）に対し、宿泊体験を通して日常生活上必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の質的向上を図り、自立回復を促進します。	障がい福祉課 障がい児（者）・保護者
障がい児地域療育等支援事業	在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児の地域における生活を支えるため、療育指導・相談などを実施します。	障がい福祉課 障がい児等・保護者

事業名	事業概要	担当課 対象者
障がい福祉サービス	障がい児（者）の状況に対応したホームヘルパー・デイサービスなどの各種サービスを提供し、障がい児（者）及びその家族への支援を実施します。	障がい福祉課 障がい児（者）
在宅重度障がい者等訪問入浴サービス事業	在宅重度障がい児（者）の居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴の介護を行います。	障がい福祉課 障がい児（者）
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい児（者）に対し、外出のための支援を行います。	障がい福祉課 障がい児（者）
日中一時支援事業	日中に監護するかたがいない障がい児（者）の一時的な見守りなどの支援を行います。	障がい福祉課 障がい児（者）
重度心身障がい児の在宅管理指導	重度心身障がい児が自宅で暮らす場合の医療機器などの操作や日常生活の注意点などを指導します。	市民病院 障がい児の保護者
特別児童扶養手当の支給	心身に中度以上の障がいのある在宅の子どもの保護者に手当を支給します。	障がい福祉課 障がい児の保護者
障がい児福祉手当	日常生活に常時特別な介護を必要とする重度障がい児に手当を支給します。	障がい福祉課 障がい児
心身障がい者福祉扶助料	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者に扶助料を支給します。	障がい福祉課 障がい児（者）
児童デイサービス利用者子育て支援助成事業	児童デイサービスの利用者で児童と保護者が同時に通所する場合に、利用者負担額分を助成金として支給します。	障がい福祉課 障がい児の保護者
障がい児就学奨励金	学校教育法に定める特別支援学校に就学している障がい児の保護者に就学奨励金を支給します。	障がい福祉課 障がい児の保護者
身体・知的障がい高校生奨学金・入学準備金	高等学校または特別支援学校高等部に在学する障がい児に奨学金を支給します。また、新たに入学する障がい児には併せて入学準備金を支給します。	障がい福祉課 障がい児（者）
障がい者タクシー料金助成事業	心身障がい児（者）に対し、タクシー料金の一部を助成します。	障がい福祉課 障がい児（者）
住宅改修費助成事業	在宅の身体障がい児（者）の住宅の改修費用の一部を助成します。	障がい福祉課 障がい児（者）
日常生活用具費支給事業	重度障がい児（者）に対し、日常生活に必要な生活用具の購入費用の一部を助成します。	障がい福祉課 障がい児の保護者・障がい者
補装具費支給	身体障がい児（者）の身体機能を補う補装具の交付・修理にかかる費用の一部を助成します。	障がい福祉課 障がい児の保護者・障がい者
心身障がい児（者）医療費の助成	心身障がい児（者）の医療費の自己負担分を助成します。	国保年金課 障がい児（者）
通所サービス利用促進事業	障害者自立支援法による通所サービスを実施する事業所に対し、送迎に要する費用を助成します。	障がい福祉課 事業所

#### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
子ども発達サポート事業の連絡調整件数	401件（H20）	700件
障がい児保育研修会の参加者数	375人（H20）	380人

## 第5章 推進体制

## 1 計画の点検・評価

本計画では、PDCAサイクル（計画-実施-評価-改善検討）の実効性を高め、利用者支援の視点に立ち数値目標を設定しています。データの収集などを定期的実施し、数値目標の点検を継続的に行っていきます。

## 2 市民・地域・事業者との協働による推進

### （1）地域・NPO・事業者との連携

子育て家庭を支援していくためには、地域全体での取り組みが必要です。市民をはじめ、子育てに関する活動を行う子ども会、町内会、NPO、子育てサークルなどの市民活動団体、様々な民間事業者、民生委員・児童委員などと連携、協力を図りながら進めていきます。

### （2）事業者との連携

仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進には、社会全体で取り組むという考え方の醸成が必要です。事業者へのワーク・ライフ・バランスの啓発を行うとともに、一般事業主行動計画策定の働きかけを行い、事業者との連携を進めていきます。

## 3 庁内体制の整備

本計画は、本市の子育て支援策を総合的かつ一体的に進める計画であり、施策・事業も多岐にわたっています。このため計画の推進にあたっては、子育て支援関連分野の部署だけでなく、他の関連分野の部署、関係する行政機関とも連携を図りながら、全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

## 4 国、愛知県、近隣市との連携

本計画で取り上げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業や広域的な対応を必要とする取り組みがあります。このため、国、愛知県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

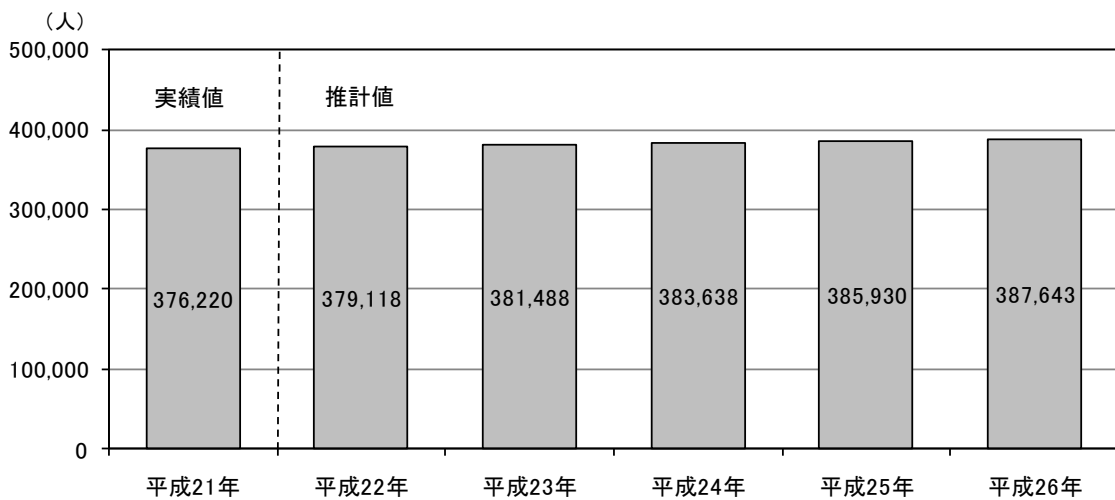
## 第6章 目標事業量

# 1 将来人口の推計

平成 19 年～21 年4月の住民基本台帳及び外国人登録人口を基にした人口推計では、本市の総人口は平成 26 年には 387,643 人になるとされており、今後も人口の増加が予測されます。

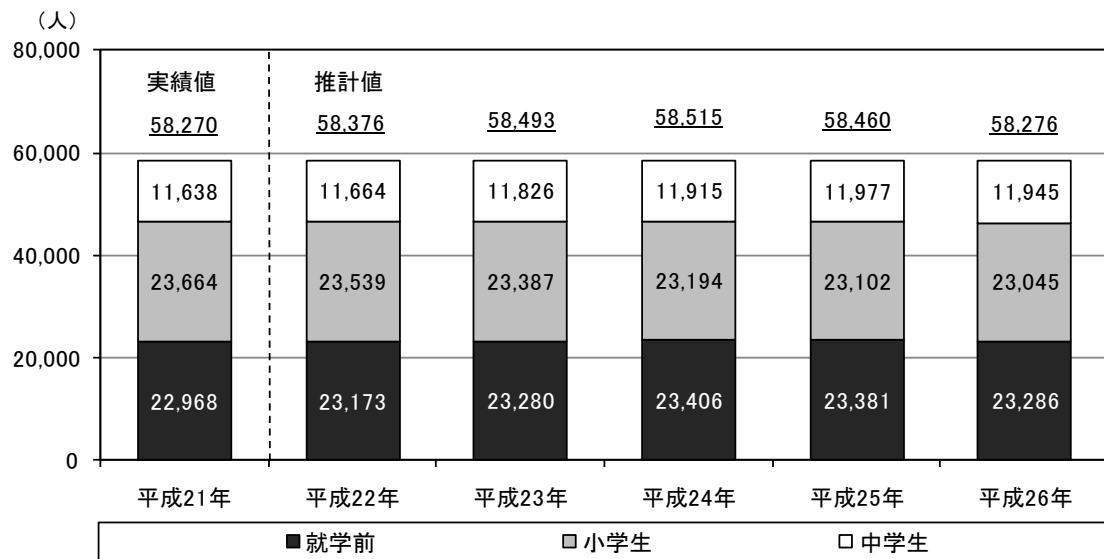
児童人口（中学生以下）の推計値をみると、平成 24 年の 58,515 人をピークに若干の減少に転じることが予測されます。

## ■総人口の推計



※平成 19 年～21 年4月値を基にコーホート変化率法により推計

## ■児童人口（中学生以下）の推計



※平成 19 年～21 年4月値を基にコーホート変化率法により推計

## 2 目標事業量の算出

国の次世代育成支援行動計画策定指針では、各種保育サービスや放課後児童健全育成事業などについて、市民意識調査結果などを踏まえて市町村の目標数値を定めることとされています。

市民意識調査結果などを参考に、事業の実施施設数や利用人数、日数などについて本市の目標数値を以下のとおり設定します。

事業名	現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 26 年度）
通常保育事業	3 歳未満児：1,631 人 3 歳以上児：4,963 人	3 歳未満児：1,810 人 3 歳以上児：5,200 人
延長保育事業	1,638 人 33 箇所	1,860 人 37 箇所
休日保育事業	延べ 461 人（H20） 1 箇所	延べ 540 人 1 箇所
病後児保育事業 （病後期一時託児事業を含む）	延べ 13 人（H20） 2 箇所	延べ 30 人 2 箇所
一時保育事業	延べ 5,234 日（H20） 13 箇所	延べ 5,640 日 16 箇所
子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）※市内事業所のみ	3 箇所	3 箇所
放課後児童健全育成事業 （児童育成センター・民間児童クラブ）	1,627 人 38 箇所	1,900 人 45 箇所
放課後子ども教室	4 箇所	9 箇所
地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター、つどいの広場、 げんき館・子ども育成ゾーン）	10 箇所	11 箇所
ファミリー・サポート・センター事業	1 箇所	1 箇所





## 第7章 資料編

# 1 計画策定の経過

年月日	項目	内容
平成21年1月9日	第1回児童育成支援行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期計画の策定について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・アンケート調査の実施について</li> </ul>
平成21年2月～3月	アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象（就学前児童保護者、小学生児童保護者、保育園・幼稚園職員、一般市民、事業所）</li> </ul>
平成21年3月26日	第2回児童育成支援行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査報告</li> <li>・国の後期計画策定指針について</li> </ul>
平成21年5月14日	第3回児童育成支援行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期計画の検証について</li> <li>・本年度のスケジュールについて</li> </ul>
平成21年7月9日	第4回児童育成支援行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期計画実施状況について</li> <li>・後期計画の基本理念と基本目標について</li> </ul>
平成21年10月15日	第5回児童育成支援行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体系骨子について</li> <li>・計画案について</li> </ul>
平成21年11月19日	第6回児童育成支援行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案の確認</li> </ul>
平成22年1月4日～平成22年2月4日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案について</li> </ul>
平成22年2月18日	第7回児童育成支援行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果と最終計画案の確認</li> </ul>
平成22年3月	計画の決定・公表	

## 2 岡崎市児童育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を目指し、5年間の次世代育成支援対策のビジョンである岡崎市児童育成支援行動計画を策定するため、岡崎市児童育成支援行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 岡崎市児童育成支援行動計画（後期計画）の策定に関する事務
- (2) その他岡崎市児童育成支援行動計画に関する必要事項

(組織)

第3条 策定委員会は、12名以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 経済・労働関係者
- (5) 一般市民

2 第1項の委員のうち一般市民については、公募により選出されるものとする。

(委員長)

第5条 策定委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、策定委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、こども部こども育成課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の議事の手続きその他この運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 3 岡崎市児童育成支援行動計画策定委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	役職等	名前
委員長	岡崎女子短期大学 准教授	大岩 みちの
委員	岡崎市保育園父母の会連絡協議会会長	稲垣 あい子
委員	連合愛知三河中地域協議会事務局長	梅田 佳宏
委員	西三河福祉相談センター長	広瀬 貴雄(平成20年度) 片岡 博喜(平成21年度)
委員	岡崎市私立幼稚園PTA連絡協議会会長	勝浦 香苗
委員	岡崎市小学校長会 根石小学校長	松井 伸市
委員	岡崎商工会議所副会頭 服部工業(株)代表取締役	服部 良男
委員	岡崎市私立幼稚園協会 あさひこ幼稚園長	牧原 東吾
委員	公募委員	松本 加奈
委員	岡崎市民生委員・児童委員協議会	村松 紀美
委員	公募委員	山田 由美
委員	岡崎市保育園連絡協議会会長 岡保育園長	山本 勝巳

## 4 岡崎市児童育成支援行動計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 岡崎市児童育成支援行動計画(以下「児童育成計画」という。)を策定するにあたり、次世代育成支援対策に関し行政の立場から検討を行うため、岡崎市児童育成支援行動計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、児童育成計画の策定に関する事項について検討し、その結果を岡崎市児童育成支援行動計画策定委員会に対して提案するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、16名以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 検討委員会は、別表第1に掲げる部及び課等の長をもって構成する。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長1名を置き、こども部長をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条に規定する所掌事務に関し、資料等の作成を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会は、別表第1に掲げる課に属する職員のうち、当該課の長が推薦する職員をもって組織する。

3 作業部会に作業部会長をおき、こども部こども育成課長をもって充てる。

4 作業部会長は、作業部会の事務を掌理する。

5 作業部会長に事故があるとき又は作業部会長が欠けたときは、作業部会長があらかじめ指名する職員が、その職務を代理する。

6 第6条の規定は、作業部会の会議に準用する。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、こども部こども育成課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会の会議に諮って定める。

別表第1 関係部署

部	課等	内容
こども部		統括
市民文化部	市民協働推進課	市民活動・男女共同参画
	安全安心課	交通安全・防犯
福祉保健部	生活福祉課	地域福祉計画、民生委員・児童委員
	障がい福祉課	障がい者計画
保健所	生活衛生課	衛生・食育
	健康増進課	母子保健・健やか親子
こども部	こども育成課	次世代育成支援 放課後子どもプラン推進事業
	保育課	保育サービス全般
	家庭児童相談室	母子家庭支援など
経済振興部	商工労政課	仕事と生活の調和
都市整備部	市営住宅課	生活環境整備
岡崎市民病院	総務課	小児医療
教育委員会事務局	学校指導課	学校教育
	スポーツ振興課	健やかな体の育成
	社会教育課	青少年育成支援

発行・編集：岡崎市こども部こども育成課

住 所：〒444-8601 岡崎市十王町二丁目 9 番地

T E L：0564-23-6820

F A X：0564-23-6833

E - m a i l：kodomo@city.okazaki.aichi.jp

発行年月：平成 22 年 3 月





## おかざきっ子 育ちプラン



古紙パルプ配合紙を使用しています。